

共祿を辭し田舎山林に身を竊る者數千人相成、定而閉及も可有之、外國通商を致主張候大臣井伊掃部頭を致殺害、其後安藤對馬守に手を負せ右狼藉致たる者共其場に於て致切死、又は名乗出で、自ら刑罰を受たり通商を主張したる大臣さへ抛一命致切害右一條に與らざる者迄も此事を悦び、却て狼藉者を忠臣と稱せり。依之外國人旅館并遊歩の節警固の者付置折角致保護せ共、數百年來の風俗容易に難變一同憤恨を抱に付、政府の力にも制禁届兼往々外人殺害に及べり。右の通り心を盡慮者眼前見及たる故、少者此方の事も推察可致處、軍艦差向難題申立儀不實の至と謂べし。然處望出に任せ解死人償金の内、壹個條閉届に於は英夷は軍艦を以て虚喝し、此方は軍艦を恐れ手込に逢たりと心得、天下の志士騒立忽ち大亂と成べし。此方の風俗は不改英夷難題は不止此分にて横濱開き置而は遲速の違ありとも、始終は兵端を開べし。然者解死人償金も遣し難く、横濱も開置難し、改て當年より五箇年を限り長崎、箱館に於て致通商横濱商館引拂の料として右年限の間は運上金令赦免致し、右年限相濟後は年限中通商不利の廉を以て重而談判致べし。若此儀承知不致ば其方勝手次第兵端相開べし。兩國數拾萬の生靈致糜爛は不快なれ共、一旦兵禍を結ぶ上者幾百年掛るとも誓て英夷と存亡を可決と申旨を以て、御應接被成度候扱墨佛等諸國には英夷僅なる儀に軍艦差向、日本を劫し貪欲を極めんとするに付日本一同憤恨甚敷既に内亂に及んとするに付、横濱を鎖し、長崎箱館に於て改て五箇年の通商

相始むは諸國に恨はなけれ共、日本武人は外事に通せず、押並て外國人と心得たるゆへ、不意の狼藉相發し、諸國と恨を結候儀致出來も難斗且同時に通商開濟たるゆへ、同時に横濱を閉候趣御斷被成度候。愈英夷より兵端相開候者諸國一同長崎、箱館の通商御拒絕被成候儀勿論の事に御座候。然共清國、和蘭は數百年來長崎通商致し來候間、此後も右二國通商は被立置候様致度、左様無御座候而は藥品其外共不自由の儀可有之、且不相分防守の筋届兼可申候。魯夷は英佛と内心相軋り、我と相隣候故我を親み英佛の隙を窺ふ心御座候。古語にも善隣國の寶也と申候。魯夷我と親候形見請候者英佛容易に兵を動し申間敷、即ち以夷制夷策に相叶申候其間に仁政を施し、武備を整へ世界第一富強の國と可被爲成候。右手筋の大略は御發興前奉獻候海防愚案に申上候間省筆仕候。

合 戦

一、裏海合戦者小船宜敷旨癸丑申寅以來献策及數度候得共、今後御用無御座候。此儀御用相成候得者百戰百勝と存候。魯夷領黑海の岸に世界第一堅固なる臺場御座候。五六年前魯夷と英佛土三國黑海地方に於て致合戦候節、英國の謀士小舟を以て右臺場を打毀策を建候者有之趣遐邇貫珍に相見候臺場を打と船を打との違ひ御座候得共、其理は同様に御座候。西洋は軍略に拙候儀は右黑海合戦風説書に而も明白に御坐候、然共小舟に而堅固成臺場を打候儀者心付候處、右筋

御承引無之儀は如何の譯御坐候や無覺束奉存候。右小船製造の義は二月七日奉獻候防海拙策に具候間省筆仕候船打立の儀、藝州倉橋と申島人に被仰付度候。年中船打立候を渡世と致し手際宜敷下直に致出來候。成就の上蒸氣船に積、又は爲引候者手輕に相整ひ可申候。但此度の間に合兼候間房相漁人鯉を釣候舟御借上相成候者可也御間に合可申候。右船用方も二月中申上候間不及委細候。

一、諸國の兵士未聚内は人數御散し無之様致度候。總而兵氣は聚れば強く、散すれば弱く候。御府内の外は御殿山、大井の原に大筒を備へ夷船の横を打築臺場と犄角の勢を成候様御備可被成候。敵の大筒を防候備無御座候而は人心畏怖を抱候故戰功不全候。大井の原其外共臺場無之處は疊臺場御拵へ可被成候其法疊を潮に浸し、六尺程積上後に丈夫成柱を立扣へ柱を加へ、四五尺間を置前法同様に拵貳重に仕立候得者不都束成土臺場より遙に相勝れ申候。猶又堅固に致候には右の外面五六尺の處に柱を立、横貫を通し右貫に潮を浸したる藁席を掛可申候。總而鐵炮は堅き物には強く當り、柔なる物には力減し候。依之西洋臺場の中では必砂を籠申候。此道理にて押候得ば大砲を防候具如何程も出可申候。

一、太平久敷、人不習合戰候故表向勇候而も内心に抱畏怖候者不少候、且蘭學にて學得候者共種種の儀申觸して兵氣の弱みと相成可憎事御坐候。中にもボンベン彈毒煙等を殊の外恐候様子に

御坐候。毒煙を防候者中指程の囊に甘草を實し、紐を付襟に結置毒煙を發候節口中に含候得者毒煙に酔候儀、決して無御座候。ボンベン彈は遠打は空中にて發し、近打は地に落候而後に發し程能落候節發候事は拾發中に一發も無之儀は、西洋合戰の記載にて明白に御座候。未發して地中に打込候節は其處を五六間退き、地上に匍匐致候得者火氣上に發候。故人を害する事能はず、地上に轉候未發の丸は槍長刀の柄にて人なき處へはねのけ可申候。是等の儀も一同へ御觸示し被成度候。猶種々の儀申立人心を惑候者御坐候者御召捕極刑に御處し可被成候。

一、品川築臺場其外共海岸に備候兵士合戰に不習候故遠打にて大筒彈發致儀可有之、玉焰費候計りにも無之合戰未熟の儀被見透却而夷賊の兵氣を増可申候。大筒初發打間の目印として四斗檜に土三分一積入赤白の木綿を程能切り竹木の末に結付、右檜に挿置檜の腰に丈夫成綱を縛り、末に石の鎮を付海中に浮べ置候様被成置度候。夷賊大砲放彈發候得者硝煙にて目印不相見無用の儀也と申者も可有之候得共、夷賊彈炮の節は最早目印も入用無之、唯味方遠打の空彈無之爲に御坐候且洋人は機巧を専らと致候故海上に赤白色の物海上に多く浮居候を見請候はゞ己の智に暗み、自然疑惑の意を生候儀も可有之候。戰士に疑惑の念御坐候得者必兵氣衰候者に御坐候。總て合戰は死生の場に迫り、勝敗の機須臾に相決候。故平生と違ひ僅成るも策略の種と相成申候。是等の儀を見切味方の兵士氣後れ不致様致下知候を良將と申候一隊以上の將者此心得

肝要御坐候。

一、御府内海岸は御濱第一の要地御坐候。此地を被乗取候而は御府内の防禦甚面倒御座候。先達は關宿上之山兩家に右固め被仰付、此節古河と尼ヶ崎御繰替相成候由場所も手廣く候得ば、小家に而は手餘り可申候大筒組百挺程御備被成度候夷船を打候大筒者五貫匁以上破裂丸無御座候而は難成功候。陸戦は小筒宜敷候。

一、合戦相決候者芝七間より増上寺大門前迄海邊一町内外燒拂海岸より拾間之處に疊臺場を設け、大小筒相雜へ御備被成度候。出火有之節は火消人足に防がせ兵士は夷賊の虚を窺ひ、打取候様可心得旨御指揮可被成候。

一、此度騷擾に付町人共田舎手寄無之又は妻子爲立退候程の力無之者は、小管等の假小屋にて事濟相成候迄御養被下候段被仰渡御仁慮の段一同奉感伏候。然處戰場に赴候御家人等家族共の儀何の御沙汰も無之、不釣合の儀と奉存候高持候者は此節に當り、御上に御難題相掛候而は不相濟候得共、五拾俵以下小給の者共は實以妻子の片付出來兼可申候。其身は戰場に向ひ宿元に老幼妻子等殘し置候而は働も人並に出來兼候儀、太平の世人情の常に御坐候。戰國の時女郭を差置家中へ婦女老幼を籠居候者、一者敵國の亂妨を防ぎ、一者武士の心を專に致候爲御坐候。諸侯以下婦女の儀に付而は此外にも處置可有之候得共、差掛り候事故先此度は五拾俵以下の家族

は事濟迄田舎へ爲立退御養被下候様致度候。

一、相撲取共御用被成候由至極の良策に御坐候。但此者共軍の驅引者夢にも不存無謀の致打死却而味方の弱み引出候儀難計候。軍事を心得候者御撰被成百人を一組として頭を置、八組を一陣として惣大將を被置度候、伍長、什長は彼徒之中にて人々服候者を選び御用可被成候。右の外去七日井上閣老へ差上候書取に具候間省筆仕候要之書不盡言委細の儀は非面陳不能盡候間御手透の節被召寄候様奉願候。以上。

三月廿六日

安井仲平謹上

公使の難局に挺身

京師の形勢混沌たり 生麥事件の賠償断行 一橋、水戸兩家辭職
朝廷に過激派の勢力 將軍家へ堂々の答書 惡貨改鑄の要を説く

斯く、衆議紛々たる中にも公の外交事務に關する幕吏の意見は、長崎、函館の二港を一時に拒絶することは到底行ふべからず、暫く横濱のみを謝絶し、其の居留人を長崎、函館の二港に移し物議の鎮靜を待ち、然る後善後の策を施すべしと決したるも、是とて各國公使の承諾すべき望みなければ、先づ通交の先鞭者たる米國公使に對し、開港以來國內人心の動搖せる事情を述べ、曩にペルリが齎らしたる大統領の信書中に、數年間互市を試みて不利なるときは廢するも可なりとありしに、果して不利を蒙むたりとの口實を設け、且つ横濱は江戸に接近せるを以て、開港地となし置くときは、徒に物議を招きて彼我の利益にあらざる理由を説き、彼をして承諾せしめ、然る後順次に蘭、佛、英等の公使を説くべしと定めたるが如し。然るに償金の要求、日一日より甚しきを以て、滿廷の有司は盡く償金を拂ふべしとの議に傾き、遂に尾、水の兩侯も其の議に同するに至り、反對を唱

ふるものは公及び外國奉行澤勘七郎（簡徳）のみなりし。是の時、公が反對に立ちたるは遠くは京師の形勢混沌として捕捉すべからず。公武合體は成るが如く成らざるが如く、過激派なる公卿の勢力は一消一長の傾向ありて、恰も秋天の陰晴定まらざるが如き觀あるも、歸東後は是れ等の消息に就いて精確の報告を得ざるも、近くは水藩激徒暴發の兆あるを以てなり。故に公が水、板二老と通信書中の副啓に

本書相認候處へ次飛脚到來奉拜見候。去十一日 石清水社

行幸の處供奉御斷被 仰上候由兼而者此方より御願にも相成候位の處、御斷とは如何譯に御坐候哉。但し御實病に被爲在候哉、甚心配豐前殿、河内殿も同様御心配の様子に御坐候間、委細被仰下候様奉願候。草々不莊。四月十六日

とあるを看ても當時東西意思の疏通を缺くを知るべきなり。

〔編者曰く〕 將軍家が行幸に供奉されざりし當時の事情は、會津史に詳なるを以て爰に抄出して參照に供す。

十一日天皇八幡に行幸し攘夷を祈らせらる。諸侯扈從し奉れり。此行幸天皇の欲し給ふ所にあらず、朝彦親王も亦これを止んことを欲すといふ。

大將軍病に臥し、容保公忌服を以て供奉することを得ず。重臣横山常徳に命じ供奉警衛せしむ。時に流言あり、中山忠光過激派と交り、脱走して毛利眞齋と稱し、天皇大將軍を持つ甚だ優渥なるを羨み、浮浪の徒を糾合し不軌を謀り、途に要すと、當時の記録あり。左の如し。

八幡行幸の儀 主上御進み不被爲有 殊に此節少々御不例の所、長州始め過激の公家方に被迫無據行幸被遊、中將様には御服中にて供奉御斷還幸の節は御參内被遊候所、紫宸殿にて御鳳輦の所御水被召上候に付、御式にても有之もの歟と思召候所、御氣分御宜敷不被遊所より被召上候哉の由。

是を以て公の位地として京師の動靜を確知するに至るまでは勢慎重の態度を取らざるを得ず、而して四月二十一日の會議にも澤氏一人固く前議を執りて屈せざりしかば、尾侯（大納言茂徳玄同）は澤氏を叱して其の席を却け、水戸侯と共に公及び龜山、濱松の三關老より償金を與ふべし。との證書を英國公使に交付すべしと逼りたり。

〔編者曰く〕 澤氏は公の推薦を以て一時外國奉行に登用せられたれど、當初より償金を與ふる説に反對して權貴に逆ひしためか四月朔日免職せられたり。然るに二十一日の會議に列なりしは後段に載する公が水、板二老に寄せたる書中に「澤勘七御役御免に相成候者何等の御旨意に御坐候哉」と詰問し、又「少々愚存も御坐候間未御免者不申渡云々」とあるが如く、本人は固より一般の幕吏も尙現職に在るものと心得居るがためならん。

又曰く。二十一日の會議には餘程過激の論も出でたりと見え、後年、編者が公に謁せし時、談偶々生麥事件に涉りしに、公は語りて曰く。

彼の目は滿延總て餘輩と反對論者のみなれば、論争の末席を蹴りて起つといふ有様にて、薄暮の頃には皆去り盡して廣き殿中に残れるものは余と澤との二人に過ぎず。故に余も今夕は暗撃に逢ふも料られずと思ひ、役部屋より老中入口まで出づる間は大いに戒心せしが幸に無事なりし。と、以て當時の紛擾を察すべし。

又曰く。斯の日の會議に幕吏が斯くまで激論を吐きながら、外人に對する畏怖卑屈の情態は、眞に憫むに堪へたり。其の頃、元我が唐津藩士にして常に横濱在留の外人と交通せる某氏が、朝に公に報知せる書信を見るに左の如き條項あり。固より風説を記するに過ぎずと雖も、虚構捏造の説にもあらざれば、附記して以て當時の幕吏が外人に對する情況を偲ばしむ。

一日横濱に而應接御參政の内御姓名は不存候得共夷の旨に忤ひ銃炮を被向、顔色土色股票の由
 又一日應接の頃場所不承候曲録上にて大喝一聲、傍若無人直に居間へ這入候由
 又一日東禪寺より横濱へ出掛度日暮に申出候處。俄に人足間に合兼外國御奉行衆より其段被申論候を忽ち其襟を提げ、伍卒を集め、地上に引き据へ責候由
 又一日、外國局組頭とか横濱を巡視し折節夷館の門前を過候處、彼の伍卒共兩人門頭に居合候に會釋なきを怒り候哉、合圖の鐘を鳴し番卒取圍み彼の夷館へ連れ行き玄關の土間に平伏爲致上段へ曲録を設け佛の身にするとこれに據り、暫時何歎罵り追ひ出候由、佛語は未だ通ぜず分兼候由右の外譯官並に小吏杯、陵辱を受候者言語同斷の由、何れも外國局の祕密面々の耻辱を隠し候事哉抑又御國體を憚り候事哉不思議に聞附候。依之都而何事によらず祕し候を彼の局の口譯と唱候由

御前様にも追々は御應接可被遊勿論閣老方へは隨分崇敬致候と歎承候得共、爲念奉申上候。

右前條の極意は圓銀の贈物に甘心被致候より多くは此流弊に至り候歎と被察候夷の老猾益々思ひ

被遣候。云々

是に於てか公復た反抗することを得ず。如何となれば當時水戸侯は將軍家の目代心得たり、尾侯は連枝にして輔翼の地に立てり。(尾侯は將軍家上洛中の留守として二月晦日出府せり) 二侯にして此の命を下し、滿廷の有司も

皆之を望むとせば位地の上よりいふも、人和の上よりいふも枉げて従はざるを得ざるなり。依て龜山、濱松兩閣老と連署して、五月八日を期限と定め必償金を拂ふべしとの證書を交付せり。公は斯の如く上下より迫まられて、止むを得ず證書を與へたるを以て若し再びこれを破るときは、日本は無賠償の國なりとの汚名を蒙るべし。一旦此の汚名を受けば永久除くべからずして、國辱焉より大いなるはなしとし、これより一轉して償金を拂ふる説に傾きたるに、水戸家は之に反して償金を拂へざる説に變したり。是の時公が水、板兩閣に寄せたる書狀(下案)を見れば、賛否地を變へたる事情を悉すべし。

尺一奉拜呈候。鳴鯛の候に御坐候處

上様益御機嫌好被遊御坐奉恐悅、御兩君様にも愈御裕和奉候喜候。然者英艦申立一條追々切迫致、最早此度者一日たり共日延等不相成趣、暴勵に申募り何共致方無之、尾張殿、水戸殿へも思召相伺候處、一體生麥の事者攘夷の談判と者全別事に付、右者償金差遣し引續攘夷の談判に取懸候様被傾聞候間、若年寄其外役々へ得と相談仕候處何れも御尤至極の義に奉存旨決評に相成候。

乍去左様相成候得者自然暴發の憂も可有之歟に付、先證書斗相渡置追而償金差遣候處に談判相整候様菊地伊豫柴田貞太郎江申付差遣候處、餘程六ヶ敷ひねり候得共先申分の通承知に相成候。薩州へ相廻候一條者差留候得共何分承引不致、猶此上丹精致候様に御坐候。

就而者彌○日圖書頭神奈川表へ出張、於同所御役所攘夷の談判に取懸候時宜に寄兵端相開可申哉も難計、夫々御手當等致置候間左様御承知可被下候。其表に而も右等に付而の御心構有之様致度奉存候。尤人氣甚敷動搖致候而者以之外の事に付、右様無之様心靜に用意致候様精々申諭置候。御如才者有之間敷候得共御地も其御工夫肝要と奉存候。今度の儀全く尾水兩公の御英斷より出候事に而兼々一橋殿尊慮並御所中の御見込とは相違致候得共、事情か様に無之而者不相成勢水戸殿に者御目代被蒙仰小生に者乍不肖御委任被下候事故、後日の利害得と相考へ兩公の御指揮を奉じ臨機の取計仕候段、篤と御推察關白殿一橋殿等へ御辨開伏而奉希候。

〔編者曰く〕 此書亥四月廿三日認京師掛合狀 尾州殿より御返却とあり、而して今一通の下書には三人とあれば豊前守、河内守連署の書の如くなれども此の修正せる下書には小生云々の語あるを見れば二人連署を欲せず。故に明山公一人の名義にて差立てられたるものなるか、又一通の書には左の尙々書きを加ふ。これは別紙に爲して差立てられたるか否やは判然せざれども参考の爲め附記し置く。

尙々折角御自愛專一奉存候償金の儀、水戸殿より一心齋に御咄被成候處甚不承知を申候由、次に近日彌攘夷の談判に取懸由被仰聞候處、殊の外驚入心配の餘り其餘者終夜不能眠候由水戸殿御囁

に御坐候。

一、澤勘七義先般御役御免に相成候者、何等の御主意に御坐候哉。尤小生貴地に罷在候節の模様を以略推察者仕居候得共、若年寄より文通に還御迄御役等不被仰付候様申越候趣、何の深き罪科有之候哉不存候得共、此節誠に御人少彼位氣力有ものも少く候間御科の次第者不相分候へども、外國奉行被仰付候はゞ御用辨可致趣、同列若年寄へ相談仕候處御科の次第も不相分に付、決し而無用の段何れも立て申聞候得共、何分外に可然者不存付候間、小生獨存にて斷然被仰付候。然處償金の義不承知申張尾、水兩公にも被成御迷惑早々轉役申付候様御沙汰に御坐候。少少愚存も御坐候間未御免者不申渡候得共、小生に於而も實以恐入候。萬一思召も被爲在候はゞ如何様被仰付候而も可奉申受候。乍去攘夷談判も切迫仕居候間右相濟候上、御科被仰付被下候はゞ重疊難有奉存候。宜敷御含可被下候。

圖書頭

尙々くれぐれも小生獨存に而申達候儀、外に者壹人も同存の者無之候間、此段御取違無之様奉希候。

一、河津三郎太郎の義何に被仰付候御含候哉。先便伺上候處未御返書不致落手候處、此節新徴組取扱可然人物心附無之に付、不取敢三郎太郎被仰付候間不惡御推察被下候様奉願候。中條金之

助も大悦び河津は猶更格外難有狩盡力丹精仕候覺悟の由。竹内下野へ申聞候由、此段は大當りにも奉恐悦候。

〔編者曰く〕此の書は前にも辯解せし如く三閣老の連署を以て贈るべき管にて公が起草せしものなれども、如何なる故にや公一名にて贈りしかば其の文體を改めたれども、圖書頭云々等連署の原文體を存するを見れば、急速を要する場合にて全く訂正するの暇なかりしものなるべし。

水戸家が前説を變じたるは如何なる理由と尋ぬるに、前にも屢々述べたる通り、當時朝廷に於ては毎事幕府の反對に立つ國事參政、同御用掛、同寄人等が長人と結托して權威を振ふ時なれば、幕府が種々の事情に牽かされ拒絶談判の姑息に流るゝを痛く攻撃し、四月廿一日に至り重ねて五月十日を限り、横濱長崎及函館の三港共に拒絶をなし、聽かずんば直に兵力を以て掃蕩すべしと嚴達せられしに、在京の幕吏は之に抗する力なく、唯々として其の命を奉じ、一橋家は彌々急に東下することに決し、其の急報を關東に傳へたるを、一橋家は又其の意見を傳ふるために、水藩の武田耕雲齋（伊賀守正生）を先發せしめたるに、耕雲齋は着江して京都の形勢を説き、償金を拂ふべからずとの議を主張せしを以てなり。

斯くて一橋家は四月二十二日、京都を出發したれども、途中より書狀を公及び松平、井上の三閣老に寄せ、其の身の着府を待たずして拒絶の談判をなし、且つ戦争の準備をなすべしと達し、故さ

ら旅行に日に移したり。一橋家が其の身重大の任を負ひ、國家存亡の機を決すべき場合に臨みつつ、其の旅行に日を費し、此の如き大事を閣老以下の諸有司に委せて處分せしめんと欲し、此の困難を成るべく避けんとする傾向ありしは、其の故を説かずとも當時の事情を推察せば思ひ半に過ぐる事ならん。此の時一橋家が三閣老に寄せたる書は即ち左の如し。

追日薄暑に相成候處先以

公方様益御機嫌克被爲渡奉恐悦候。次に各方無障被致精勤候義と大賀無量に存候。然者攘夷の期限兼而者四月廿二日御治定の處素より還御の上に無之候而者御届きに相成兼候に付御暇の義御願も被思召、之處行幸等被爲在候に付、御供奉も被遊候上に而御願可被遊御積の處期限既に及切迫、譬御暇被 仰出候とも御日取間に合不申候に付、段々右の趣御申立に相成、來月十日と御治定に相成候得共、猶夫に而も御間に合不申、其上攝海御警衛向御見置被遊候方可然旨、諸藩一同申居於 御所も右様の 思召に被爲在候由

上にも其邊御不安心に被爲在候に付、廿一日御出立攝海御巡見被遊御自身御勢話も被遊、猶御立戻に而具に被 仰上其上に而御暇御願の御被爲在候。就而者期限も既に切迫に付、先小子義早々歸府の上、十日より拒絶の應接に取掛り可申旨被 仰付候に付、廿二日致出立來月八日、九日頃歸府の積、乍去河留に而も有之候而者延日に可相成左候而者十日の間に合不申候に付、兼而諸藩

一同人望歸し居候事故、武田耕雲齋を先へ下し、應接振等の義各方と談可申旨申遣候。多分來月朔日、二日頃に者歸着と存候間、着の上は能々御相談被成候様存候。昨今の形勢攘夷不被遊而者將軍職をも御取放しに相成候模様有之候。實に昨年攘夷御請の上者遅速者有之候共、攘夷不被遊候而者被對、御職掌不被爲濟御義勿論に候得者、一同必死の力を盡し不申候而者不相成義と存候。右拒絕の義者江戸、神奈川は勿論、長崎、函館迄同時御閉に相成候義

御所向に而者唐蘭迄も拒絕に相成候様申居候。此兩國者前により通信も致居候義候得者、今更拒絕に相成候は實に不義理と存、猶勘考致候處、此兩國のみ殘候とも外國に而承知致間敷に付、右迄も拒絕の積り御治定に相成候。右應接の大意者先年條約取結候者政府限之存寄に而不經、奏聞候に付、人心甚不折合に有之、此度改而

天朝より拒絕の義嚴命を蒙候に付、是迄和親通商致候得共、以來差止め候に付、此後日本の土地に不近寄様との趣意を以て及應接如何様申諭候とも、承知不致候はゞ直戰爭に可及事に候得者右の覺悟に而御旗本一同必死を極め、早々防戰の術相立候様可被成候。乍然太平の弊風御役人を初彼是異論生じ可申候得共、斷然御頓着無之、只々即日より防戰の御手段可被成候。何にも神速に無之候而者とても間に合不申候。無益の空論に時日を費候様の義無之様致度候。小子義歸着の遲速難斗候得共、若十日後着に相成候共、十日に者必拒絕の應接に御取掛可被成候出立前も

御所向始十日の期限相延候義深く御懸念にて、段々御沙汰も被爲、在期限十日御治定の旨上に而御請書御認御所に御差出に相成、猶小子出立の節も精々力を盡し、十日に者無相違可及拒絕旨更而御所より御沙汰被爲、在候。此上遲に致候様の義有之候而者、小子一分の義者兎も角も則上の御身にも相懸り候義候得者、譬御役人何様の義申立候とも、能々御教諭被成其上に而承知不致候はゞ、如何にも御所置可被成小子着の上因循の説申唱候者有之候得者、篤と教諭の上猶不服の者は甚不憎候得共直様切捨可申旨

上えも伺候處、右等の義者素より如何様にも所置可致且御役人進退の義も別段伺候に不及、見込の通存分取斗可申旨、御沙汰被爲、在候に付、先小子歸着の前右等の御心得迄に申進候。斷然御決着にて士氣相振候様御指揮可被成候。海岸其外防禦手配の義、小子着の上而者間に合不申候に付、早々御取掛可被成候申進度義者海岳に候得共、旅中認候間合無之に付荒増申進候。小子義も可成丈け急ぎ歸着の心得に候。此段極祕申進度如斯候。不備。

四月廿六日

一橋中納言團

松平豐前守殿
井上河内守殿

再日、過日老中より相廻候書面の内に日數三十日の内に不殘引拂候様云々認有之候處、右は最初より三十日と定、此方より申出候に者無之拒絶の義彼方に而承知いたし、其上引拂日數の處無餘儀譯を以延日の義申出候は、其節三十日相待可申候間、三十日の内必引拂候様談候事に候不行違様爲御含申進候。以上。

猶々最、初此方より申出候者直、引拂可申旨談候事に候。

是の時、將軍家へは攘夷を行ふには、攝海防禦の備を嚴重になすこと最大急務なれば、先づ之を巡視すべし。とて大坂に下られたり。是の時、陪從の老中松山侯が其の派出先より在府の同列に寄せたる書状を見るに、防禦の備充實ならざるを憂へ、且つ防禦方視察のために下坂すべき姉小路氏が非難をなさんことを甚だ懸念せり。如何に幕府の權威地に墮ちたればとて、堂々たる征夷府二百年來蕃養せる旗下の士八萬あり。二百六十有餘の諸侯、其の舊恩を思つて報恩の實を盡さんと欲するもの亦尠しとせず。故に幕府にして一たび奮發興起せば、拔山倒海の勢力を顯はすこと難きにあらず。然るに、武事には最も疎き一京紳の鼻息を伺つて喜憂すること斯くの如しとせば其の無氣力なること驚くに耐えたり。然れども、這是畢竟、文學次第に開けて大義名分の重きを知りたるがために、事の利害得失を顧みず、唯王命に違はんことを畏るゝが故なるべし。是れ幕府のためには不

利なりといふべきも、國家のためには賀すべきことにして、一概に幕吏は無氣力なりとの誹謗をなすは過酷と謂はざるを得ず。而して其の書状も亦當時の事情を徴するに足るを以て茲に抄出す。

一、翰拜呈薄暑の候。先以

公方様益御機嫌克被遊御座恐悅奉存候。各様彌御安康御勤仕珍重奉存候。扱御同前に日夜心痛而已に御座候。此節大坂へ被爲入海岸御巡覽被遊候御備場の處何分場廣の儀に而御實備の處深く心痛仕候。姉小路攝海邊防禦筋爲檢方下坂被 御出一昨夜着に相成候。何歎御備向の儀等彼是可申出哉と心痛仕候。今日蒸氣船拜借に兵庫へ參り申候狩衣に而蒸氣船に乗候など、は實に珍事に御座候。攘夷の儀過日委細申上候通誠に六ヶ敷相成、遂に五月十日期限と相定、一橋殿御委任に而御歸府に相成申候。彼是御心痛と御察申候誠に暴なる御所置に相成候得共、何分利に不及次第に御座候。斯御治定に相成候上は致方無之、斷然三港共に拒絶相成候より外は無之候。

還御の處何分御模様相分兼申候。御供の面々にも一統心痛實以不平人氣立候様の儀無之様にと心配仕候。委細の事情は一橋殿御歸府に而御伺可被成候。尾張前大納言殿御政事補翼被 仰出大に御都合も宜敷左も無之候而は何分心配仕候。一昨日堺奉行の儀御地に而御人撰に而被 仰付候様及御懸合候右に而者何分手間取斗り、當所町奉行より少しも早く被 仰付候様にと達而

申出候間、御供御目付松平甲次郎へ被 仰付候間御地に而被仰付候に不及候。

一、浪士の儀は至極御手際御召取に相成御都合可宜と奉存候。兎角奇人參政等いまだ依然と致勢も屈不申こまり申候。長州は出立いたし候何分諸藩攘夷を恐れ候事哉何れも歸國と相成、萬一攝海へ異船渡來候得者御固人數等格別骨折候へば、宜敷候得共何分備充實の向無之いまだ國元より人數着無之向も有之、實に心配仕候。和泉殿京都へ被殘候得共、何分大阪の處壹人に而心配仕候間、今朝和泉殿下坂候様申遣候早ふ下坂を相待居候。明朝も御巡覽被 仰出別而御用多故餘は後音縷々可申上候。先者此節の御模様荒増申上候。勿々頓首。

四月廿五日

周 防 守

豊 前 守 様

河 内 守 様

圖 書 頭 様

再白、臨時折角御自愛專一奉存候。若年寄衆へも宜敷御傳意御托申候。御供若年寄衆事精勤候間、御放念可被成候。早々。又五日

江戸に於ても亦、沿岸防禦の備は如何にすべきや。浪士の暴發は如何にして遏むべきや。百萬の都人は何れの地に立ち退かすべきやと種々の評議に時日移す内、償金交付の期即五月三日に迫り

けるも、一橋家は未だ到着せざるを以て、公は暫時償金交付の延期を乞ひ、且つ一橋家の着府に先だつて拒絶の談判を開くべしと思ひ、延期請求及面會の期日を約する事を書面に認め、之を英國艦長に移すべしとて同僚松平、井上の二老に謀りしも、同僚二老は其の連署を辭し疾なりとて登營せざる始末なるにぞ止むを得ず、獨斷を以て自ら其の書を裁し、五月二日の夜に急使を神奈川奉行淺野伊賀守（氏祐）の許に遣して、英國艦長に傳達せしめたり。

然るに艦長は、償金交付期限を定めたる證書は既に本國政府に廻送せしことなれば、今更變更することを得ずとて其の違約を憤り、急に軍艦に火を焚かしめ、江戸灣に侵入せんとする形勢を示しければ、神奈川奉行は大いに愕き、江戸に馳せ付けて其の趣を注進せり。依て尾侯は償金を支拂はざるを得ざる事情を上奏せんとして三日江戸を發し（途中に於て在京せる兄前大納言より之を留めたるを以て病に託して名古屋に滯留せりと云ふ）たれば四日朝水戸侯及公を始めとして更に會議を開き水戸の老臣大場一心齋、武田耕雲齋等も其の席に參列して、衆議を凝らせども唯紛々擾々として歸着する處なし。是に於てか公意らく。曩に東下せしは拒絶談判の委任を受けたるがためなり。然るに衆議に沮められて着手せず、荏苒日移すときは職事を放擲する懼れあり。特に一橋家よりの嚴達もあることなれば、其の成否は暫く措き自ら横濱に趨き英艦に就いて談判を試むべしと其の意を述べけるに、武田は一橋家の意を傳ふるために先だちて東下せし人なれども、却て之を支へて曰く。

防禦の準備未だ整はざるに萬一破綻となりて敵艦攝海等に侵入せば由々敷大事に及ぶべし故に一橋家の着府を待つて徐ろに手を下すに如かず。

と、依て公も一時其の意見に従うて中止せしかども、心中安んぜざる所あるを以て、遂に奮て横濱行に決心し、世間には上京を命ぜられたりと稱し、八日の早天に水野癡雲等を率ゐて幡龍艦に乗り、横濱に趨き再三艦長に面會を求めたれども拒絶して逢はざれば、談判を開くこと能はず。

是に於てか公亦意らく。

彼が面會を拒絶するは、前約を破りて償金を拂へざるがためなり。償金を拂へざるは元來我れの不條理なるも、朝命黙止し難きを以てなり今は是非なし。前約を履行して速に償金を與へ、然る後開港以來國內人心の激昂せる事情を明かして、拒絶を承諾せんことを請求するに如かず。他日、償金を與へたる事に就き譴責を蒙むらば充分に其の理由を開陳し、若し聽かれずば一身を以て其の罪を負ふべし。

と決心し、遂に五月九日償金十萬磅(我が時價に換算して貳拾六萬九千六拾六兩貳分貳朱餘なりといふ)を與へ即日松平、井上の二老に宛て、左の如く通知せり。

拜啓彌御清適奉抔喜候。然者小生義、昨日水戸殿より御沙汰の趣も有之候間改而御呼戻も御座候はゞ直様歸府可仕奉存候處、風と心附候者此度應接御委任の命を蒙りながら、因循罷在候段何共

奉恐入候。且是所迄罷出何等も無之突然歸府仕候而者反掌間

命令反覆御失體にも可相成哉と奉存候に付、昨日も申上候通り横濱の模様實見仕置候はゞ自然心得にも可相成と直様同所へ罷越候。然處過日一橋殿よりの御書中、十日前より應接に取懸候様被仰下事も有之候間、序に一應接仕見可申と存、ミニストルへ面會の義申込候處、面會不致旨強情申張居當惑仕候。殊に只今と相成候而者償金の義者一向不取合、只々

皇國者不信不義の國とのみ申居り語氣殊の外手荒く御座候。是者全く金子不相渡故の事に御座候。一體此度も償金者被差遣候而も格別不筋にも無之、畢竟不信不義の御耻辱に比較仕候得者、償金の御耻辱の方遙に軽く奉存候間、以獨斷直様金子相渡候從是ミニストル面會拒絶の應接に取懸候積に御座候。先此段申上置候。一橋殿、水戸殿へ者別段不申上候間此紙面御覽に御入被成宜敷被仰上置可被下候。草々不整。

九月九日

此の償金を與ふるに就いては、外國奉行等は物議を憚り、暫く祕密に附せよと勸告せしかども、公は斷然之を却けたり。奉行竹本甲斐守に答ふる書中に

英公使處置の義縷々御申越致熟慮候處、是非償金被遣候はゞ公然と可被遣陰微の取計者以の外不可然候。云々

とあり。以て公が事を處するに公明を期するを知るべきなり。

斯くて公は償金を與ふると同時に、拒絶の談判を開かんことを照會せしかども、艦長は激烈なる答書を贈りて毫も聽き容るべき氣色なければ、如何とも爲すこと能はざる有様なりし。是の時一橋家は既に着府ありけるが(五月八日夜 着府せり)外國奉行井上信濃守(清直)を密使として、横濱に遣し、公をして償金を拂ひ置かしめ、直に英船に乗じて歐米に趨き各國政府に就いて拒絶の談判をなすべしと説かしめたり。蓋し一橋家も東歸して諸有司の説く所を聞き

償金は勢ひ拂はざるべからず。拒絶の談判は到底行はざるべからず。

と思ひたるを以て公の横濱に在るを幸に、公をして償金を拂ひ、且つ一時外國に避けしめ、朝廷に分疏するに償金を拂ひたるは圖書頭の罪なり。拒絶の事は、圖書頭が洋行して各國政府に掛合中なり。との口實を以て其の督促の期を緩め、其の間に國事參政、御用掛寄人及び浪士等の處分をなし、公武を調和して然る後、國是を定めんと企圖せしものなるべし。然れども其の趣意を明示せざりしたために、公は是の時償金は既に獨斷を以て拂ひたるも、其の洋行説には従はざりしかば、更に復た使を遣して公に歸府すべしと促したるを以て、公は乃十一日に歸府して一橋家に見えしに、一橋家は公に向つて

償金を拂ひたる上は今更是非を論すべきにあらず。卿は速に上京して其の顛末を具狀すべし。余

も亦尋で上京すべし。

と諭しけるも、公は成るべく同行せんと欲して、其の上京の期を待ちしに爰に意外の反動を惹き起せり。

是れより先き、將軍家の目代心得たる水戸侯は、償金を與ふべしと公等に迫り強いて證書まで差し入れしめたるにも拘はらず、老臣武田正生(耕雲齋)の歸府以來は其の説を一變して償金與ふべからずとし、其の趣意を京都に内奏せしに、京都よりは

今度英夷申立償金の儀不指遣候旨達

叡聞至當の儀と被思召候。

敕許無之議謾に評決不容易次第に候。向後右様輕易の取扱有之間敷候且十日拒絶談判如何の模様

に候哉。逐一言上可有之と關白殿被命候事
と達せられたるほどなれば、償金を與へたる罪を公等に負はしむるとするも、又自ら其の責に當らざるを得ず。一橋家も亦、之と同様の事情あるを以て、其の職に在るを得ず。故に公及諸有司にも謀らずして、突然に在京の水、松二閣に宛て後見職の辭表を差出し、翌日より病に託して登營せず。

此度愚臣攘夷を奉し東下仕候は全く勝算有之譯に而無御座候。

臺命又不可背故に而關東有司與共に討死可仕心底に御座候處、執政並大小有司中同心仕候者は壹人も無之、却而臣を疑ひ、衆心不服に而又々嫌疑相生中々攘夷相成候事に無之候。抑關東有司の情狀並宇内の形勢不相察。短才淺智の身を以て掃攘の奉命仕候段不堪恐懼の至奉對天朝幕府誠以恐入奉存候。依て謹而罪を闕下に待、且當職御免被成下候様伏而奉願候。誠惶誠恐頓首々々。

五月十四日

一橋中納言

同月十七日に至り、復た二老に宛て、密書を送り、又將軍家に呈する陳情書を託す。其の文書の中、公の事跡を記するに引用を要せざるものあるに似たりと雖も、其の實は大關係を有し、公の文書を兩々相對して看るときは當時の形勢益々明瞭なるを以て、總て全文を左に連載す。

水、板二老に寄する書

本文全く風聞に而承知致候儀も有之候間、爲御心得申進置候也。

尺書致啓達候先以

公方様益御機嫌克被爲渡恐悅奉存候。隨而各方彌無障被致精勤居候段欣賀の至に候。然に去月廿二日、京都出立、同廿六日熱田宿へ着同刻堀宮内事同所へ着江戸の様子承償金の義如何と相尋候

處彌被遣候由申聞候小子大に驚、右者兼々

御所へ被 仰立に相成、天下へも布告相成居候儀、定而御差圖に者有之間敷くと存、償金者決而遣申間敷旨江戸表へ申遣様、其後家來を以て圖書頭迄償金者決而遣し申間敷、拒絕の應接者十日より早き方者可然との趣申遣候處、何の返事も無之、八日八時前、金川へ着、其より同所奉行を呼出、英夷の様子承候處、奉行兩人申聞候は、先日償金可遣金子の儀者當月三日に相渡可申旨證書迄差遣置候處、小子旅中より決而遣申間敷旨申遣候に付、三日當朝に至、俄に償金は遣申間敷旨金川奉行へ圖書頭より一書を差遣候に付、其趣及談判候處、英人殊の外怒り最早閣老に而も誰に而も面會不致と申居候故、佛人を頼佛人と及應接候由に候。英人は日本人の不信義を殊の外怒候由に候。猶又拒絕の儀兩人へ申聞候處、兩人大に怒氣を含、如何成譯に而攘夷の御請致し歸府いたし候哉と種々及議論候故、京師の御模様委細に相話、此度者是非共攘夷不被遊而者御請の證も難相立御職掌へ被爲對御濟不被遊候旨、段々及説得候處、たとへ

上の御身者如何様被爲成候とも
皇國の御ためにはかへられすと、更に取敢不申、猶及議論候處、此上強而攘夷被遊候に於而者小子を差殺候もの必出來可申旨申聞候。小子も餘りに不審に存考居候處、奉行兩人申聞候者、今日圖書頭事上京いたし候由に而既に出帆、只今此邊に居可申と申聞候間不審に存、何故に上京候哉

と相尋候處、子細者不存償金の事にも可有之哉と申聞候。歸着後風聞承候へば、極祕の談故上京の積に申觸置、實者横濱に滞留の由故、圖書頭を呼戻委細の儀相尋候處委き事者相咄不申候。其後償金の儀承候得ば、九日に候哉、十日に候哉彌相渡候由に候。扱奉行の談も餘りに長く、最早七ッ過にも相成候間、其儘に差置候奉行の口上に而相考候に、江戸表は如何様の模様候哉、深く心配に付兼而は九日着の處、川崎より乗切に而同夜四ッ時着、翌日登城の上、京師の御模様委細に相咄拒絶の儀申聞候上、猶

御直書をも一同へ拜見爲致候處、一同不同意に而

皇國の御ために不相成故、御請難致是非共攘夷被遊候に於ては夫は別段の事と申聞候。小子も彼是様子相考右様申候者、必子細可有之と存段々摸索致候處、誠に意外の事に而、右は旅中より圖書頭迄申遣候一書急使に付、營中の評議に右様の償金遣し申問敷應接者速にいたせと申者、攘夷は名に而其實大望有之儀今

上には御滞京中右様申者不得其意と、不一方小子を疑小子歸府候とも、いづれも同意申抔、種々の難説に而先年の嫌疑相生候。一體上京以來も右様の説有之候處、今日に至り候而者不可救儀に御座候。右に付攘夷の説に者同意不致、其説唱候ものは、不残かり盡可申迄に評決の趣も及承申候、小子は素々先年以來嫌疑を不免次第の處、今度右様の儀承候而者實以恐入候。

此上如何様の變事出來も難斗、又昨今承候得者御役人一同拂地の上京いたし、國事掛等御廢に相成候様建白いたし、御用無之時者兵威を以去除候との話有之於、水戸も深く心配の由、内々噂も有之候。右の魁首者酒井飛驒の由に候。其上小子着迄は關老壹人も登城無之事度々に而、水戸一人登城當惑の由諸御役人にも大に差支候由、右者何故と存候處、速に拒絶の應接に取懸候様、旅中より申遣候故、着迄は皆々引居、小子着の上者勝手に致すべしとの見込の由、扱又於横濱の談判、先日以來人拂の由如何の談判に相成居候哉、不相知風聞承候へ者、金川奉行との談に此度一橋中納言儀歸府の上者攘夷の談判相始可申候へ共、右者逆も出來候事に無之畢竟大望有之事故、先其者を取ひしぎ候而、いづれにも開國の見込を及談判候由虚實屹度は難定候得共、無相違由承申候。此儀は所々に而存居候様子に而右様の模様故、攘夷の儀者差置人心鎮定の處、深く心配に候。其上小子一身の儀者甚危く承候へ者、小子を目指候ものも有之由京都に而は因循なりと人に見ざれ、關東に而者無謀なりと人に見ざれ是非を辨ぜず。只々一身相窮如何ともいたし方無之候。

是全く先年以來の嫌疑に寄候儀故、此儘に被成置候而者誠以當惑至極に候。何卒出格の御垂憐を以早々當職御免被成下候様奉願候。此儀吳々も御盡力可被下候扱又圖書頭儀應接の模様祕密の事而已有之由所々に而申唱候。虚實難計候へ共全く虚とも不被存候。先づ昨今關東の形勢如斯候爲

御心得大略申進候。御一覽後必丙丁へ御投可被下候。不備。

五月十七日

一橋中納言

水野和泉守殿

板倉周防守殿

極密

別啓、追々申進候通只々當今者嫌疑に相艱み、行先の程深く心配致居候。一身の上者兎も角も不苦候得ども、又々先年の如き儀出來候時は、一身の上より天下の混事を引出し、遂に形勢も一變致候程の事に而考候得者、實以奉恐入候次第に候。昨今の模様其萌漸顯れ、深く心痛致居候。又先年の如き儀出來候時者、此度者最早天下の大亂者眼前に而畢竟

御不爲に相成候儀と深く奉恐入候。依之相願候者甚以恐入候得共、當職御免被 仰付候上、何卒實家へ御戻候様偏奉願候。其上に而御用の儀者如何様にも可奉伺吳々も心中御諒察の上、早々被 仰出候様伏而奉願候。此段可然御取計の程伏而頼入候。此段極密申進度如此候。不具。

五月十七日

一橋中納言

水野和泉守殿

板倉周防守殿

又

別啓、別紙一封

御前に御差上げ可被下候御覽後御兩人とも御一覽可被下候。已上。

五月十七日

一橋中納言

水野和泉守殿

板倉周防守殿

將軍家へ呈する書

拙書奉欽呈候。向暑の砌御坐候得共益御機嫌克被遊御坐候段誠以恐悅至極奉存候。江戸表方々様益御機嫌克是又恐悅奉申上候。扱私儀東歸の節

上様にも一日も御早々御歸城被遊度思召の段、御内意の趣相伺御尤千萬乍恐御心中奉恐察、且者方々様御案思可被遊と重々痛心仕候義に御坐候。將又其砌御約定奉申上候通、横濱の夷人自國へ引取不申候はゞ可及一戰素より御留守に而者衆心一致不仕、指揮不行届候に付、引續御歸城相成候様、殿下へ申上置候事御坐候。乍然鎖港攘夷の件者必成勝美有之譯に而者無御座候。綸言如汗

臺命不可動故を以、關東へ罷下り、關老並諸御役人と相議し御趣意相貫候様、手強の及應接承引

不仕節者武臣の職を盡し、關老並諸有司の輩と共に討死可仕と一筋に存詰候儀に而夫故償金決而差遣し申間敷、拒絶の應接早々取掛可申旨、旅中より一書急使を差立、圖書頭迄申遣し置、去る八日江戸於金川同所奉行淺野伊賀守、山口信濃守呼寄、是迄應接の模様等相尋、此度鎮港の儀並償金遣間敷旨御趣意の趣、具々爲申間候處、伊賀守申間候者此義に於ては

天勅 臺命候共相成兼候義に而私より強而及差圖候はゞ、私儀を誰歎差殺者必出來可申杯申拂、一向取敢不申候。其後老中若年寄、其外諸御役人と面議仕候處、何れも不同意に付、左候はゞ長崎、函館の義者先づ差置、横濱鎮港可及掛合旨爲申間候處、伊賀守申間候に者鎮港の應接者仕兼候義に而拒命之怒に而手打に候共、此義者承知不仕候と申間候。右者如何成趣意柄に候哉不相辨候得共、右様の形勢に而者諸御役人中誰一人も同意仕候者無之候間致方無之候。風聞承候得者攘夷の義者素々不可行事に候處、私奉畏候者御爲を不存不忠の心底と申説甚敷に至り候而者、私事禍心を包藏仕候もの故、此度の義御請仕候杯種々の取沙汰申觸候由も承及申候。抑私儀先年以外の御咎奉蒙候身分是迄當職罷在候も恐入候意味御座候得共

御前に者乍恐天性の御聰明、寛仁大度被爲渡、毛頭御疑念不被爲在水魚の御洪恩身に餘り候故嫌疑の地位も相忘れ、一身の利害者度外に差置、愚忠を盡し心底の處此度東下仕候得者前書の次第に而衆心一致、不仕無是非次第に御坐候。御役人共御建議仕候趣一理無之とも難申畢竟者

上様御留守に而者萬事行届不申候事夫に付、而も只々

御威光奉仰候事に御座候。關老並諸御役人の状態並攘夷至難の形勢等も熟慮不仕、重大の事件御請仕候段無智淺識の至誠に以恥入奉恐入候義に御座候。依之私儀當職 御免奉願候間、不惡御賢察奉願候。尤御免願の義者和泉守周防守兩人を以可申上候間左様御承知被成下、當職御免幾重にも奉願候。此義奉申上候者一身安逸を工夫仕候譯に者無御座、全重任の身分不念の御詫申上且者不肖の身分向後可成事も無御座候間、旁以御免奉願候事に御座候又水戸中納言義も同斷恐入候に付、引込可申と内話も御座候。然る上者鎮港の義者暫時差置、關東の人心鎮定の程も如何可有之哉と深痛心仕候間、右の趣

内裏へ被 仰立急速 還御相成候様仕度奉存候。此意味能々和泉守周防守相辨へ丹精仕候而早々御歸城被爲在候様、取計方の急度御沙汰奉願候。書者不盡言愚心微忠の段御賢察奉願候。臨紙落涙數行、心思相亂前後紛亂、御推覽の程伏而奉願候。誠惶誠恐。頓首百拜。

五月十七日

慶

喜

拜 呈

一橋家が數通の書中に述ぶるが如く、幕吏は皆、卿の心事を疑ひ、卿も亦幕吏の云爲を不快に感じ、病に託して引き籠り、窃に京都に向けて辭表を呈し、幕吏が反抗の情態を通ずるのみに過ぎざ

れば、留守の閣老等は卿の本意を知るに由なく、又後圖を議する路もなく、徒に紛々擾々の間に日を送りしが、卿は最後に左の如く辭職の事を簡單に三閣老に通知せり。

尺書致啓達候然者、今般小子義外夷掃攘御請申上東下致鎖港の義手強の及應接

叡慮の趣相貫候様取計可申存候處、諸有司建議の趣篤と勘辨致候得者畢竟

皇國御不爲の儀、熟慮不致、宇内の形勢も不相察容易に御請致候段、淺智無識の至誠以恐入候。

依之辭職の一書和泉守、周防守兩人へ向昨日京都へ差立申候。依之此段申進候。不備。

五月十七日

一橋中納言

松平豊前守殿

井上河内守殿

小笠原圖書頭殿

公は、斯の書を見て始めて一橋家が辭職の願書を呈せし事を知り、意らく。斯くてはもはや同行の望みなし。徒に之を待ちて時日を過ぎし、ために償金願末の具狀遷延せば復た意外の事變を生ずべし。と挺身單行、飽くまで分疏して朝意を回へさんと決心し、急に上京して朝禮を蒙むりたる始末なり。而して一橋家は又此の月の十九日に水、板二老に書を寄せて速に辭職の裁可あらんことを催促し、同日も亦二老を経て辭職の願書を呈す。

向暑の砌候得共各方無障大賀無量に存候。然者過日申進候書面に御役人一同上京致し云々猶承合候處、彌右様に相成候得者薩長等も如何様の義仕出し候も難計、薩長等者英人を相頼み爲討候との趣に有之由に而、乍内々水戸にも深く心痛の由に候。尤水戸も二三日以前より引籠最早登城も不致、耕雲齋も御役御免相願引居候。小子儀者素御免も相願候事故勿論引居候に付、此節營中の模様者少しも辨不申候。此上如何相成候哉、實以見留も無之候。前文の次第承込候儘申進候。此說追々京師にも相響候はゞ、定而御六ヶ敷儀と存候。又過日願の趣甚以奉恐入候得共、一刻も早く被仰出候様偏奉願候。猶又此段申進候。不備。

五月十九日

一橋中納言

和泉守殿

周防守殿

水戸家の願書は左の如し。

向暑の節に候處彌彌御安全被爲渡珍重不過之存候。然者

公方様御留守中御目代の心得を以攘夷の儀取計候様仰出候處、賤劣不肖の身分、右様の大任御請

可仕筈に者無之候得共、不取敢奉辭表候も卻而奉恐入候次第、一先關東へ罷下、幾重にも

公武御合體の議者乍不及精々盡力致し候得に者候得共、不氣力何分にも行届兼痛心致し候。萬一

此上御不都合の儀も有之候而者、尙以奉恐入候間右御目代相心得候儀者御所へも 御免奉願候得共尙從公邊も 御免被仰出候様何卒相願度依而慎差扣罷在候。已上。

五月十九日

水戸中納言

水野和泉守殿
板倉周防守殿

京都に在る幕閣は一、水兩家が斯く職務御免を願ひ出でたる上は、將軍家東歸して鎖港の處置を施さるゝの外なしと決議し、其の旨内奏に及ばなければ、深く宸襟を惱まし給ひ、近衛前關白（忠熙）に左の宸翰を下されたり。其の文に曰く。

唯今一封何も落手候。今日關白と對話の趣申入れ候はんと存じ候處、何も承はり候由、實以て容易ならざる形勢大苦心に候。今日關白申入れ候義は頓と致方なく候。今日水戸家來男也來臨、段目代を辭する事一橋も段々後見職辭退の義も申し、談話の處へ老中兩人來り談話の事に候。尾州も此上は逆も御請申さざる旨何分老中と趣意違ひ候間、補翼の詮も無之旨段々申入の由、此間も右府、關白、川宮、内府、左大將等集會にて評議も模様も承はり、先々其邊ならば又々議奏も評議に掛るべくと内實は樂み居り申し候て、内々關白へも書狀を以て往反致し居り候處、姉小路

一件にて薩人は一人も九門内へ入り候こと無用と嚴しく相成り候て、是亦熟計盡きし由困入候と申す話に候。其後議奏四人召し評議にて三條二鼻立て言上と申す次第にて、今日老中參内にて一橋、水戸の處何となく辭職、大樹補翼の様段々申聞候次第、大樹には彌東下の事今日内意にて、凡そ來月二日暇參内と粗ぼ治定の事、逆もく此上は予が無らんくと申す外致方なく悲歎これに過ず。尾州の處も承知なきやながら今日一應召し候様、不參なれば成瀬召寄せ、今一段の處可申聞候處三條は尾州を捨物の様に致居候様子に見讀け、先づ申付候へども、其後の處如何や只今未だ參らず候。何分右の通り薩人も禁制に相成り、甚だ以て六ヶ敷事何卒熟考ありたく候。此上に三郎にても一奮發期待より外他なく候。尾前大にも盡力頼むの外これ無く、何分にも大樹今少し留め置き一和にて攘夷祈る所に候なり。

五月廿五日

謹んで此の宸翰を熟讀すれば、長くも當時、天機の惱み給へる一端を推し測り奉り、暗涙胸に滿ち、又何をか言ふことを得んや。

而して晦日に至り左の如く達せられたり。

過日、奉攘夷の

一橋中納言

聖旨東下の處、營中人心不居合、事情不得止

叡慮徹底不致に付、當職辭退の趣被聞食の處、今度大樹東行賜暇攘夷の

叡慮貫徹候様被 仰出候就而者大樹願も有之、後見職如元被 仰付候間、俱に盡力攘夷成功可有

奏上依之辭表被召止候旨

御沙汰候事

五月

水戸中納言

大樹目代の心得を以て防禦の儀委任 被仰付 東行候處人心不居合不堪其任の趣被

聞召候。然處今度大樹東下賜暇

叡慮徹底候様被仰出候に付、目代心得の義被免候得共、自大樹歎願も有之候間、俱に盡力攘夷の

成功可 奏上の旨

御沙汰候事

五月

當時、一、水兩家の職務を辭退せるは固より已むを得ざるに出づと雖も、從來兩家が京紳と氣脈一
を通ぜしは掩ふべからざる事實にして、償金事件の如きも公をして獨り罪を負はしむるに至りしも

のも、亦已むを得ざるの勢なりといはざるべからず。抑々幕府の外交政略に刺激を加へ、妨碍を爲
したる張本者は水戸家にして、之がために一時天下の人心を收攬せしも、自ら機密に與りて之を處
分すべき地位に立ちたる上は、攘夷、鎖港の如き固陋の持論は豹變せざるを得ず。然れども其の持
論を變じたること天下に暴白せば、是れまで收攬せる人心を失はざるを得ず。故に水戸家が、將軍
家目代の心得を以て東下せし始めには、償金拂ふべしとの説を主張し、異議を唱ふるものを黜けし
も、斯くては上は朝意に戻り、下は人心を失ふことなれば、中途其の説を變じて償金を拂ふべから
ずとの説を立て、且朝意を迎へんため其の事を窃に上奏し、京都より

償金の儀不指遣候旨達

叡聞至當の義と被思召候。

赦許無之儀謾々評決不容易次第に付、向後右様輕易の取扱有之間敷候。且十日拒絶談判如何の模
様に候哉逐一言上可有之

との沙汰を受けたるにも内外の情況を察すれば不法なる拒絶談判の如きは、到底行はれざる事
なれば、進退維れ谷りて遂に辭表を呈せしも亦聽かれずして、益々苦痛を感ずる地位に立ちしは、
自ら招ける咎と謂はざるを得ず。是れ獨り水戸家に止まらず、當時學識ありと稱するものは痛く違
勅の罪を負ふことを惧るゝがために、國家百年の大計を畫することは第二に措きたるもの如し。

當時松山藩士川田剛が、其の主板倉候に償金一件を通知せる二通の書状を見ても、其の一斑を窺ふに足れり。而して償金一件を説くに至りては、往々傳聞の誤りなきにあらざれども、又前に記する事實と對照すれば益々當時の情況を瞭然たらしむるに足るを以て、茲に其の書を掲出す。

探 索 書

小笠原圖書頭様其表に而被申合候處、定而償金不相渡して拒絶の應接被成候御見込と奉察上候。御歸府後御役人様方へ御示談有之候處、一同何れも償金相渡可然との御見込の由に而尾張様、御老中様始め其外御旗本衆共より、段々被仰込候事と相見、追々圖書頭様も御同意被成候哉に相見へ申候。

償金御遣に相成候而者、京師の御主意にも相背、且つ衆人の侮を取候事、別紙申上候通の事に御座候。

浮説と者奉存候得共、圖書頭様京師に而内々板倉様御申合御取計杯と申もの有之、私共大心配仕り、去四月廿四日御退出後、小笠原様へ御目通仕り京師に而御内談如何御取極被成候哉。たとひ上方に而償金可相渡御評決に候共、御歸府の上償金相渡候得者

大樹様始主人周防守様迄諸人の疑を御受被成候而甚迷惑心配仕候旨申上候處、京師に而防州候の評決の處に償金相渡間敷と取極置候と被仰聞候故、少々安心仕候得共、何分關東御留守の御役人

衆不殘金子相渡候見込に而未だ評決無之との御咄に而圖書頭様も、償金御渡の御内心には無之哉と、私は内々疑心仕其坐を退候。

去四月廿一、二日頃の事に候哉。尾張様、水戸様御列坐に而、澤勘七郎外に外國奉行某相添被呼出、償金相遣如何と御尋に付、勘七郎様其義甚不宜旨御答有之、其利害被申立候處、尾張様は御氣色悪敷、勘七郎罷立と被仰付、水戸様は何共御詞無之、翌日より勘七郎様不快と御申引込被成候。其後償金相渡候御評決と相見、夷人へ渡金日限の應接も有之哉に承り候。大目附衆より外夷拒絶の應接近日相始候様書附に而御達し、猶又生麥に而被殺候者の妻子へ扶助金被遣候御舎の由御達に相成、諸家留守居共扶助金を償金と聞取、夫よりして最早償金夷人共へ御遣し被成候様惡評起り申候付而者、此度の御取斗圖書頭様御失策なりと申立御同人様へ誥込、議論申立候御諫言申上候人物諸藩の家來にも數多有之、唐津侯藩士にも退身仕候もの有之候。

唐津藩士の内にも、江戸家老多賀某と申ものは償金の事少し不服の由に而公用人は一同相渡可然との見込、償金御渡の事は圖書頭様家來へ御知せ無之、只公用人斗承知の事に而右藩士の内にも、武人は水戸人杯と稽古に而突合、水戸藩士より内々圖書頭様御取斗候哉、償金御遣しと申事聞込み、三十五人も相語らひ、公用人尾崎某を討取、其上に而圖書頭様御登城を御止、馬前に而自殺致候杯騒動有之候處、或人の取計に而其事は未發前に相止候由

追々償金議論起り候事、圖書頭様御聞込に相成候由。何様最初に金相渡候而者、却而情を示し候段、御心付被成候と相見、四月廿九日御引籠。今月三日渡金日限の處、暫時相斷延引いたし候様外國奉行より夷人へ爲掛合候様、圖書頭様被仰出候處、御同列様方始御役人衆不同心外國奉行も誰も壹人應接に可罷出と申もの無之候に付、又候澤勘七郎様を圖書頭様御宅へ被呼寄御相談に而圖書頭様御一名書翰に而來七日迄延引の譯御斷可然と申に取極め、直様水戸御館に勘七郎様被罷出、右の次第直に被申上候處、早速御聞濟其通り取計可然と被仰出候。

折節耕雲齋殿着府、一橋様御内意にも償金相渡間敷と被仰候趣、水戸様へ言上す。其以前一心齋にも右同様の議論建白有之候跡へ、勘七郎様被出向候故水戸様も早速合點被成候由

今月二日夜、圖書頭様馬役の者早打に而三日渡金延引の斷御書翰金川奉行へ相渡其曉ゆるゆる罷歸候處、跡より間もなく金川奉行騎馬に而乗越、御城へ注進有之、夷人大立腹今六時迄に金子持參無之候は、船將の職掌を盡可申と直に蒸氣を仕掛候と注進被致候。折節水戸以下諸御役人並に大庭、武田兩大夫も登城し而評詔最中の處、満坐の人心配の色相見候由

龜山侯は先日より御引籠り、井上侯は償金日延の掛合御不同心にや。是も一兩日前より御引の由

其内過半は兵端を開き候を恐れ、直様小笠原侯金川へ出張右延引の申譯被致可然と申もの有之、

議論區々、其内氣力あるもの御方の論に渡し、金兩三日日延を不承知に而彼より兵端を開き候はば、却而拒絶の機會にも宜敷打捨置、只諸所の武備を立るが宜敷と申立られ候得共、兎角折合兼候處へ、一橋の早飛脚濱松より着致、償金一錢も相渡間敷との御差圖申來候由、議論は起り候得共、彼是する中、最早九時過、迎も夷人申立の刻限延び候故、間に合不申被より兵端を開候は、夫迄の事、先一橋様御着府の上直様拒絶の應接に、相掛り可然と申事に漸々極掛候由

右、小笠原侯償金渡す否の御見込者兎も角も、拒絶の應接は御自分御任せ被成、斷然御取極の様子と相見申候。應接等御出張の跡動搖の御心配ゆえ、水戸様御人數大庭、武田兩大夫引纏ひ出張の上に而拒絶談判に被及候見込のよし。

翌五日、節旬に而も閣老、參政、寺社奉行等大抵は御不參也可嘆事に御座候。六日も先同様らしく相見え申し、今七日、井上様、小笠原様、御快氣御出勤、太田備中守様も御出勤に相成申候。右近日の形勢去る方聞出し候ま、奉申上候。中に者聞誤も有之べく此段御斷奉申上候。

又一通の書

乍恐以書付愚意申上候。去る八日夜、一橋公御歸府に相定り候處、小笠原侯には其朝俄に船に而御上坂被成候。

但、金川に御立寄、償金御渡置被成候儀とも奉察候。委細者探索書中に申上候。

右者京師に而償金相渡間敷思召の處、關東に於て御役人衆見込を以御渡被成專斷の罪者御自分御引受被成、萬一御申開不相立候時は、一命御捨被成候御覺悟と奉察候。左候得者今般其表に而償金可相渡筋合飽迄も御申立に可相成、其節に至り御前に者其論に決而御同被遊間敷、小笠原侯嚴罪申付可然旨御申立、夫を外御役人衆不同意申候はゞ、直様御引籠御退役被爲願可然奉存候。其子細者償金渡不渡の理非者先差置、たとひ以前には可相渡御申合有之候共、其後

朝命御尊奉相渡間敷旨、御評決御目付衆より御達にも相成候處、關東に於て右様御取計相成候而者、大樹様始在京の御老中對朝廷申譯難相立、御後ろ暗く相見御嫌諱も如何と心配仕候。

但償金御渡しも一理無之にもあらず候故、江戸表御役人に於て權宜の取斗共可申候。乍去在京の御老中方に而者決而償金遣し候筋は御拒可被成御筋合に御坐候。其譯者初より相渡可然御見込に候はゞたとひ

朝命に候共可相渡道理を十分御申立、是非共敷許相成候様可被成候。一旦朝旨御受相渡間敷と取極り候處、又候今般小笠原侯の申立を尤と御同意被遊候而者、最初より申合表向計假初に朝命に隨ひ候様相見半表半裏の御處置に相當り申候。

夫故今般御不同心被仰立右等の大事、在京の御老中へ一應御相談も無之被取計候而者、向後何事も行違ひ職分難相整段御申張り、早速御辭職被爲遊可然と奉存上候。心中切迫不憚將嚴愚意奉言

上候。以上。

去七日早飛脚を以探索書奉入御覽候後左の通に御坐候。

七日、水戸様初閣老方不殘御登城。

八日、小笠原侯俄に御上坂被仰付、今曉幡龍丸御船へ被成御乗組、右者何等の御用と申事其筋に相尋候得共、一向相分申さず閣老方も知らぬと御答被成候様なる體に而一同不審を起し申候。

水野癡雲様も同船の由、兩三日過て癡雲様上坂御達出候。是は跡より將申譯らしく相見え候。定而償金御遣しの事なるべしと外評有之候。

此朝耕雲齋殿水戸公の内命を以引戻して被參候處、留り不申、參政有馬遠州公の書翰を以又候引留候得共、實に不取合御出帆其夕横濱御乗込英船江着し、直様御應接被成候由

此晚、一橋公御歸府

翌九日、横濱英國商館へ、ドルを乗せし車二十二、三輪引込(或云五十萬ドル)同所本町通を通る。夫より夷人の様子靜謐に相成候。是は彼地へ佐藤安太郎遣し、慥に同所町人より承り候事に御坐候。右八日、小笠原侯夷船へ應接後横濱出帆何れへ歟に被參候は慥に知るものなし。

九日、一橋公御登城に而救命臺命の趣被仰渡、明日彌拒絕の應接に取懸り候間、各見込可申立旨御達有之候處、少々存念申立候者有之候得共、拒絕の處異存申もの無之候。應接掛者町奉行井上信州外國奉行兼帶に而被申付候。同日朝、英夷軍艦貳艘、品川沖へ入津來意の趣者、先日以

來談判に及び置候事件相濟候迄者、此所に滞留罷在と申事に候。然る處末の刻に又々退帆何の子細に哉。

昨八日、夕小笠原侯英船へ直應接有償金御遣し被成候故と存候。

十日、井上信州加奈川へ出張、此日應接の有無髓に相分不申、小笠原侯は昨日より引戻しの命參候得共、未だ御歸府無之、圖書様、癡雲様と應接被成杯外許仕候。

同日、戸部の御固め姫路藩士への御達しには、今日より別而嚴重相心得可申との事に候處、同横濱町人へ御達しに者夷船の義決而心配無之候間、是迄の通商賣可致旨、御奉行より御達しに相成候。

同所に而同日の御達しに右様相違有之、如何の事に候哉。是者彼地へ吉田勇藏、佐藤安太郎罷越直に承る事故聞問違は無御坐候。

同日の事に候哉、松平丹波守様へ御達し左の通り。

今般外夷拒絶に付、京師より被仰越候處五ヶ國の内和蘭陀も同様に候哉。又者以前の通長崎に而商賣御許候哉。其御沙汰無之右爲御伺尾州公御上京被成候。尾州御歸府迄者平穩にいたし罷在候旨被仰渡候よし。

是者下座見より承り候故、彌實事に候哉。多分間違無御座候。

十一日、横濱、神奈川等に而、應接の有無相分兼候。小笠原公は此晚御歸府、直に一橋卿御館へ御出有之、井上河内守様も御出被成候。江戸市中者穩に御座候。今晚佐藤安五郎横濱より歸府仕候。彼地模様先月頃者夷人商館旌旗も取片付、何歟騒敷候處、去る十日ドル二十二、三輛夷館へ引込の後者平穩に相成、商館も以前の通りに相成候。英人共町人に申す者、ドル請取最早軍は無之安心して商賣可致様と申候由、尤も先日より加奈川在留の夷人盡く横濱へ引移候由に御座候。

十二日、川路左衛門射敬齋様、御勘定奉行格外國奉行被仰付動中三千石被下、神奈川奉行淺野伊賀守様も同格同高被仰付候由。市中平穩、神奈川、横濱應接の有無相分兼候。今日一橋公、諸閣老並小笠原侯も御登城御退出者深更に及申候由。

右之模様にも而相考候處、償金は小笠原侯英船に而御直談御渡しに極り申候。全體最初にも上坂御用に而御乗船も被成、神奈川邊に二三日御泊り又候御引戻被仰付候上者、水戸様初め閣老方も内々御申合の事に相違有御坐間敷、外様者兎も角、一橋公に於て者御着府已前に右様に取斗致候段、御立腹に而小笠原侯等に者吃度御咎被仰付候筈の處、一向無其儀、小笠原侯者は迄の通御登城被成居候得共、詰候處一橋公も御同意被成候筋に御座候。償金と申し拒絶日限因循被成候而者關東の御役人衆對京師御申譯相立間敷候。是程の大事を其儘に而御前も被遊御勤候は、世間に而者板倉公も内々御申合有之杯。申立被對

朝廷御申譯無御座候間、此段篤と御賢慮の上御進退御取極被遊候様伏而奉願候。以上。

五月十三日

臣 川 田 剛

上

剛は此の書を松山侯に寄せたる後、公が海路上京の舉ありと探聞するや、直ちに急行して京都に到り、侯に謁して説く所ありしといふ。

侯は其の説を聞き如何なる感想を起せしや。他人の心事は揣摩憶測すべからざるも、當時國家危急の時に臨み、上は幕府の信賴する所となり、下は億兆の望みを繋ぎしは唯明山公と松山侯との二人あるのみ。故に二公は左提右携、死力を竭して斯の難局を處理し、以て、上は徳川氏の恩顧に報ひ、下は億兆の心を安んずることを期せざるべからず。

朝命固より重んずべく違敕の罪の輕からざるは此の輩の説明を待たず。然れども理の當否を問はず、事の曲直を辨たず、ひたすら朝命を奉ずるを以て人臣の道と考へ、一身の節を保つためには同僚を陥るをも顧みず、無名無義の兵端を開くをも顧みず、億兆の生靈をして慘禍に罹らしむるをも顧みざるが如きは眞の勤王愛國と稱するを得んや。

一藩士の身分として、其の主家の安危を思ふは固より嘉すべしと雖も、主君たる人も藩士が主家の安危を思ふが如く、我れも亦、君家の安危を憂へざるべからず。故に侯は必先代二世（伊賀守勝重、周防守重宗）が京尹として克く公武の間に處したる偉績を追ひ、時には、侃諤の言を吐き、朝意を回すを勉めたらんも、明山公が入京の際、奮て京紳の疑懼を解くに勉めざる情態ありしは、其の力足らざるがためか。或は藩士の説に誤られたるにあらざるなきか。侯が平素の行爲に由りて推すときは、當時朝廷は過激派なる京紳が勢力を占むるを以て、之に抗することを得ざりしなり。

公は五月十八日、上京を命ぜられたるを以て、同月二十五日、井上信濃守、水野癡雲、淺野伊賀守、土屋民部、向山英五郎等を率ひて江戸を出發し、神奈川に到り軍艦蟠龍丸に乗りて發航す。

（家譜には五月十八日御上坂被命、同二十日御發途とあるを看れば、公は二十日に役邸を發し、二十五日まで城中に詰め切りたるものと想はる）是の時二條警衛攝海守備の役に就く。歩、騎兩隊總員千七拾五人雇ひ入れの英艦に搭じて從へり。同二十九日兵庫を経て、六月朔日拂曉大坂に着し、即日將軍家に謁せんと欲し橋本まで進みしが、遽に上京を差し留められ、淀の旅館（奥正寺）に至り謹慎して後命を待つ。

〔編者曰く〕 公が兵を率ひ、海路を経て大坂に到り、推して入京せんとせしは、妄舉の謗りを免かれざれども、尙に聞く所に據れば、之には事情伏在せりといふ。其の故は、公と當時國事參政として京紳中に勢力ありし姉小路氏（少將公知）とは同宗の好みを以て親密なりしかば、公は尙に卿と謀り、兵威に藉りて浮浪の途を鎮壓し、卿をして京紳の間を調停せ

しむる筈なりしも、不幸にして朝は五月二十三日の夜、兇徒のために暗殺されたるを以て（二十三日の夜の刺殺は議奏其の他の公卿と相伴ふて退朝の途次朝平門外に於て三人の暴徒に傷けられて落命す）其の事組織して目的を達する能はず。故に公は中途其の凶報に接せしときは、非常に愁傷落膽せりといふ。其の密約の虚實は知るべからずと雖も記して以て疑ひを存す。

又曰く。姉小路氏は先に詔を奉じて兵庫臺場を巡視して（前章に掲ぐる板倉閣老の書簡參觀）航海の急務を感じ、心機一轉せしことは開國起原（勝安房著）に『姉小路少將公知は責任應敏當時公卿中に諸々の名あり。此頃、攝海警備巡察の命を奉じ、此地に來りしに、余も亦偶海軍の事務を管理し爰に在り。少將予に請ふて軍艦を一見せんことを求む。予導きて艦内に案内し船上操練の事など互細指示す。少將泫然、大に悟る處あり。歸京の後、頻りに航海の急務なるを論ぜしを以て、鎮攘の徒これを開き、前説を變ぜしものと思ひしにや、忽ち此變ありしは國家のため歎ずるに餘りあり』とあるを見ても知るべし。亦以て前説のあながち無根にあらざるを知るべし。

又曰く。先輩大野又七郎（後右仲と稱す）は、藩の督學大野右仲の子なり。夙に昌平黌に學び、諸藩の志士と交遊す。公が西上の舉ありと聞き、殷謹に觸れんことを危ぶみ之を止めんと欲し、謁見して強諫す。公怒つて之を逐ふ。又七、公のために憂懼措く能はず、是の舉水野癡雲の勸説に出づと傳聞し、癡雲を斬りて公の決意を反さしめんと欲し、公の出發の前夜（六月廿九日）友人金子與三郎（上の山藩士）に謀り、壯士一人を借り、公と舊交ある大野賢次郎（後誠と稱す新發田藩士）を説き、三人神田橋外に在りて癡雲を邀す。癡雲來らず、既にして癡雲の常盤橋を出で去るを探知し、空しく歸る。此の夜劇病を發し臥すこと數日、公果して大坂城代邸に聞せらる。時に公左右に語りて曰く。「余が今日の境遇を聞かば來り訪ふもの稀ならん。必ず來るものは又七なり」と、又七病癒えたる後公が讒責を受けたるを聞き急行して城代邸に就き懇請して、尙に謁するを得たり。之より體益々加ふといふ。

是れより先き、一、水兩家は窃に人を京師に馳せ、生麥償金を與へたるは圖書頭の專斷なり。彼れ兵力を以て赦許を強請せんとして海路を経て上京せりと告げければ、京紳の驚き一方ならず。而して公等の一行既に伏見まで上りたりと聞えければ、益々驚き、急に傳奏をして公等一行の入京を差止むべしと、在京の閣老に嚴達せしめ、尙ほ鷹司關白（輔熙）は夜中急使を馳せ、左の書を屋張老侯（前大納言慶勝）に寄せて公等の上京を止めんことを乞はれたり。

彌御安康の條承度候。抑只今承驚入候伏見迄

小笠原圖書頭、井上信濃守、土屋民部、水野癡雲、

右の人々登り候由承候。早速傳奏へ申入、老中へ京師へ決而不入候様申遣し候得共如何候哉と甚以心配に候。何とぞ早々其御方よりも老中へ仰被入京師へ不入様御周旋の義宜く御頼申入候。書外萬々令略候也。恐々謹言。

六月一日亥刻過

輔 熙

尾 張 前 亞 相 殿

關白の書を看れば、當時京紳が狼狽の狀宛然として目前に看るが如し。又當時、公に隨行せる幕吏某の日誌中、圖書殿舉動と題せる一節を看れば、在京幕吏が處置に苦む狀も察すべし。併せて爰に抄出す。

圖書殿舉動

五月二十九日、兵庫同天保山 六月朔日七ツ時前大坂上陸、徹宵曉七ツ半時頃牧方に差此處へ兵部殿御出張、圖書頭殿上京は差留議論有之、夜明候て兵部殿歸京 二日民信榮淀へ相越、此途中京師より役々入京差留として来る 民部引返し、此儀を牧方圖書殿へ申上候積途中、民の諫を不用敢行して淀に至る 二日の話……明三日、御暇御參内 二日夕刻、牧方に而入京の議論沸騰 二日夜民榮牧方より疾馳押而二條御城へ入る 三日朝、御參内前民榮御前 御參内後淀へ歸る 四日、民榮二條へ相越、圖書殿甚六ヶ敷 五日、六日、七日、民不快退役願出る。御さし戻し七日夜民東歸の御用被仰付 當時圖書殿、淀御滞在十三日。

〔編者曰く〕書中兵部とあるは參政稻葉兵部少輔、圖は圖書頭、民は土屋民部、信は井上信濃守、榮は向山榮五郎を指す。又當時、圖書殿淀御滞在十三日とあるも、十三日には公は大坂城代邸にあり、記者が往時を追記する時に之を知らざる筈なし蓋し當時は十日以前を指すならん。

斯くて、京紳は在京の幕吏に迫り、公等の入京を遮り止めたる上に、違敕の嚴科に處せんと欲すれども、將軍家を始めとして、幕吏は總て公の處置止むを得ざりし事情を察するを以て、之を罪するに忍びざるのみならず、強いて入京を止むるに忍びず、公の淀に在りしとき、將軍家は直筆の書を賜うて慰諭せられたり。

圖書頭え

夕刻參り候趣和泉より承候。何共今一應及沙汰候迄は先づ見合居可申候爲を存候處は悅候得共、存外不爲の事出來候而者不宜間御所へ申上呼寄候間夫迄見合可申候。

六月五日

此の如き直書を賜はるほどなれば、幕吏が公の入京を許さんことに盡力せしはいふまでもなきことなれども、京紳中には、公を死罪に處すべしとまで切論するものある時なれば、蔑視され居る幕吏の盡力、毫も其の効なきのみか、遂に朝旨を奉じて同月十日、左の通り達せらる。

小笠原圖書頭

思召有之御役御免被 仰付大坂御城代へ被成御預。

是に於て城代吉田侯（松平伊豆守信古）衛兵を伏見の旅館に遣して公を迎ふ。公儀伏を減すべきかと問ふ。使者答へて曰く、平素の式に仍りて可なり。但し持槍一本を減すべし。是れ城代の指圖なりと、乃ち登營の式に仍り駕籠に乗り、扈從數十人、徒士十人、駕籠脇三十人、外に城代より警固の者十人餘を率ひ、肅々として城代の邸に入る。以て幕府が公を罪人視せざるを知るべきなり。

（此の時、官位を削がれたれども幕府は之を認して達せざりしかば、公は之を知らず。後再）尋で左の尋問書を發し、答

辯書を閣老に宛て差出すべしと達す。

小笠原 圖書頭 尋

二二八

一、償金不得止次第有之以獨存差遣候始末

一、押而上京の上攘夷の

叡慮に可反と相巧候義と御疑惑有之事

右の趣逐一覽答書可差出候。

公は直ちに左の答書を記し、同月十二日、在京の閣老を経て將軍家に呈す。

御 答

一、償金不得止次第有之、以獨存差遣候始末申上候様奉長候。右者最初者、尾張殿、水戸殿より先償金差遣候上に而、攘夷の應接に取懸り候様、度々被仰聞候得共、夫に而者、甚御不都合に付、縱令償金遣に致せ先一應攘夷の應接仕候後に無之而者不宜旨遮而申上候處、然ら者證書計に而も先遣置候様強而被仰聞候間、是以不宜旨再三申上候得共御聞入無之、其外豊前守殿、河内守殿も強而差遣候様被申、終に豊前守殿、河内守殿私連名の證書丈差遣候。然處四月廿二、三日頃の事と奉存候。彼より四萬ドル先御遣被下候様願出候に付、又候是非遣候様尾張殿水戸殿被仰聞其外滿朝不殘遣候様申聞實に喧事に御座候處、私壹人不承知に而既に寺社奉行抔者私

前に詰掛け大議論仕、漸の事に而差押へ、其日遣候義者見合相成候得共、尾張殿、水戸殿大に

御立腹何れも立腹の様子に御座候。

其後水戸殿より償金者決して不差遣事に治定致候趣、京師に被仰遣候由、跡に而承候御引込迄者右の義者私者御一言も何不申候。豊前守殿、河内守殿へも承合候處、更に不何旨被申候。 其後も日々償金遣不遣の論のみ烈敷、既に五月四五日の頃と相覺候。償金の義

者暫差延攘夷の應接致度面會の義 英計に候哉、各國に候哉、院與覺不申候。 英の船將に申遣候其節の書翰は豊前守殿、

河内守殿御連名者堅く御斷に付、無據私壹人に而書翰差遣候處、最初遣候證書最早本國に相贈

候間日延の義何分承引難仕旨のみ申出、應接日限の義者更に答も無之、甚當惑仕候間、先具儘

に致置候。尤是者私少々不快に而引込中の事に御座候。 證書本國へ遣候義者、四月廿二、三日頃菊地伊豫

に見受候旨其頃申出有之候。 其後三港拒絶の義被 仰出候に付、早々右應接に可取懸處、一橋殿より者五月十

日前に而も應接に取懸り候様御旅中より被仰越候得共、武田耕雲齋何分不承知に而、十日後に

無之而者御不都合の旨強而差留候間、 十日後に無之而者諸方戰爭の用意不相調、十日前に應接有之萬一破談と相成候而者用意不調内に英艦擄海等へ可相廻に付、御不都合と申主意。

一旦者其意に任せ、應接見合罷在候得共熟考仕候處、私義折角應接御委任も有之事、一橋殿御

着前一應接も不仕候而者不相濟義と心付候間、横濱へ罷越面會申込候處斷に付、猶又再三申込

候得共、何分承引不仕、其頃者最早償金の義抔者一言も不申、只々日本者不信不義の國とのみ

申居、既に各國へも觸流し候哉の趣承候。是者全最初の證書中償金相渡候日限迄昵と相認遣候

處、追々延引相成候故、右様の悪評申ふらし候事に御座候。是迄日本者尤信義を貴候國と申違

二二九

く、萬國に被稱是則吾國東海中に屹立して未嘗て人に屈せざる所以に御座候。然るに今度償金の一條より無尙の惡聲を蒙り被致賤惡候事、此上の

御國辱者有之間敷残念至極奉存候。且面會不致と申候而者差向御差支に相成夫も、曲彼に御座候得者聊頓着不致候得共、前文の次第故無據五月九日償金相渡候は私獨存の差圖に而取斗候得共、元來衆議不得已次第に御座候。扨同時に近日可及應接段以書翰申入候處、以之外激怒の返翰差越當惑仕候折柄、一橋殿より極々祕密の御使として井上信濃を被遣、償金早々差遣し直様英船へ乗込各國へ使節として罷越候様被仰遣候得共、御主意柄も不相辯う可とも罷越兼候趣申上候處、猶又御使にて早々歸府仕候様被仰下候間、即刻歸府仕候。右償金相渡候義衆議不得已任其意候得共、一橋殿御沙汰の品も有之候間、此上取戻し方も可有之歎と種々碎肝膽候得共、何分にも

皇國を不信不義の國となし候而者右に難換

御國の御不爲と輕重厚薄を熟圖仕り無據及差圖相渡候事に御座候。右者償金差遣候手續大略如此御座候。併是者極々の大略に而委細の義者口上に無之而者難盡候間、右等の意味合宜敷御推察奉希候。尤金川事情丈者淺野伊賀守に御尋御座候は、御分り可相成哉に奉存候。

一、押而上京の上攘夷の

叢慮に可反と相巧候義と

御疑惑有之候に付、委細申上候様奉畏候。右者一橋殿御着府の上、御目通被仰付種々御談判御座候内償金の義者遣候者上京致候而其次第申上候様度々被仰聞、猶役々えも被仰聞候。尤一橋殿にも御上京可被成趣に御座候得共、私儀も其節御付淺上京仕候心得て罷在候處、其後一橋殿御不快に而御發途追々御延引に相成、且者最早御辭職御内願も御差出に相成候由、

乍去御上京御差止と申義者未曉と者不被仰出候得共、右の次第故追々御延引に付候而者償金の義申上も彼是遅く相成候に付、私儀早々上京仕償金の義並一橋殿御上京御延引の次第等申上候様、猶一橋殿へも一刻も早く御上京の義御勸可申上趣、豊前守殿、河内守殿其外役々にも申聞則上京の御達も御座候に付、御受申上候處、折悪敷少々風邪氣に而即日立難仕右、故一橋殿に御吹聴御暇乞も遲滞仕りながら可相成者、自身罷出度と養生一向に取紛居候内、少々快方罷成候間不取肯無理々々發途仕候次第にて、何分御暇乞に罷出候間合も無之、依而兼々被仰聞候通り償金手續言上の爲上京被

仰付候に付不快に者御座候得共、今日推而發途仕候。何分御暇乞に罷出候間合無之奉恐入候段相認、以使者申上立仕淺野伊賀守其外乗組可申ため金川へ罷越居候處、一橋殿より上京の主意、猶又御尋故

此尋者愚書未達により御疑惑を生じ、御出し被申上候事と被思召候歟に被存候。其後愚書被成御披覽、猶又主意も申上候に付御了解に相成候様奉存候。

委敷申上候處、終

に御會得相成、勝手次第、上京仕候様被仰聞候間、金川出船仕候。尤發途砌差上候書狀未相達
 内御使等被下少々御張込様の義も御座候得共、是者全行違に而暫時に御了解に相成候。
 扱大坂より上陸橋本迄罷越候處、私上京御差留の義承知仕候得共、同所者小驛に而實に不都合
 の事共有之、淀者僅壹里の事故淀迄罷越差控愼罷在候義に而、元より押而上京仕候心底者且以
 無之、御推察奉希候。償金の義に付差控罷在候様、和泉守殿、周防守殿より江戸表
 へ被申遣候由の處、右飛脚着府前出船令候間承知不仕候。攘夷の義聊違背等仕候所
 存者毛頭無之候得共、處置の緩急に寄り無量の利害得失の生じ、實に
 皇國の御安危、永世の御榮辱にも相拘り候義聊心付候義も有之候間、償金の事申上候序
 公方様へ言上仕候心得に御座候。不肖の身分重き御役柄をも相勤居心付候儀言上不仕候而者、
 不忠の極無此上大罪と奉存候。尤御取捨者
 上に被爲在候事故、只々献芹の微衷を盡候のみに御座候。乍恐奉對
 御所彼是建白ケ間敷義仕候所存者、最初より更に無之候。攘夷の
 叡慮に可反と相巧候。義との
 御疑惑者誠に存も不寄義、實以奉驚入候。畢竟
 叡慮を奉戴仕度至情より愚意をも奉申上度存込候外、他事無御座候赤心の段御諒察奉願上候。
 謹言。

六月十二日

小笠原 圖書頭

公、將に此の答書を呈せむとするに當り、閣老は使を以て井上、向山、水野の諸氏をして提出せ
 しめたる答書を示し事實相違なきやと質し、且つ諸氏を率いて西上せる理由をも述べしとの命を
 傳ふ。依て併せて左の答書を呈す。

- 一、井上信濃守義者過刻差上候御答書にも相認候通、一橋殿よりの御使相勤候もの故、萬一御尋
 の事も可有之哉と其心組に而召連候事に御座候。
- 一、向山榮五郎者附添一通に御座候。
- 一、水野癡雲者外國事情最初より能承知致居り、其外萬事に熟練仕候もの故召連候事に御座候、
 周防殿御旅宿へ罷出候様申達候者、兼而御懇意にも候間何角の御相手にも可相成、當人都合も
 宜敷と存じ、右様申達候事にて周防守殿御意内も不相同取計申達候段者深奉恐入候。
- 一、騎兵、歩兵頭を初め、多人數召連候義者第一、久々御機嫌も不相同且つ、世上に而色々の風
 聞有之、上の御身の上深く御案じ申上候に付、上京致二條某外海岸等の御警衛被 仰付次第可
 相勤と存込度々上京願出候得共差留置候處、此度私上京仕候に付、是非召連吳候様申出強而差
 留候ても逆も相用間敷見請候間、不得已海陸に分け海路の方召連罷出候義に御座候。
- 三人並騎兵歩兵召連候意味如此に御座候。乍去是者江戸老中衆とも御談申候事故、一應御尋御

座候様奉願上候。

二三四

公が此の答書を呈するや、閣老は之を見て意らく、『述ぶる所至當なりと雖も其の事諸方に抵觸するを以て朝廷に上り難し。唯專斷を以て償金を與へたるは恐れ入ると謂はしむるに如かず』と大坂城代をして其の意を傳へて辭を改めしめんと欲す。蓋し書中に尾、水兩侯が償金を與ふべしと迫りたる事、一橋家が使を遣し償金を渡して海外に避くべしと説きたる事等を載せたるを以てなり。公曰く。是れ事實なり。何ぞ故さら隠蔽すべけんや。然れどももし之がために幕府の累ひをなすとせば豈強いて之を呈することをせん。唯願くば此の書を以て臺聽に達するを得ば幸なりと。依て簡單に『何様申込候而も償金不相渡内は面會不致と申居候。而應接も出來兼候間無據渡方差圖は私獨斷に而取計恐入』云々と答書を裁し、前の答書と併せて城代に交付せり。此の時將軍家は償金事件の不始末に託し此の上は躬ら東歸して鎖港の處分を爲さんと乞はれしかば今は朝廷に於ても強いて引き留められざるにぞ。京都の處置を尾張老侯に託して下坂されしが、翌日(六月十三日)の朝咸臨丸に乗り東歸せられ、板倉閣老等隨從す。水野閣老は陸路を経て東歸し、田沼少老(玄蕃頭尊)獨り京都に留まる。公は大坂城代邸に拘留されしも、家士等の出入は肯て禁制せず。城代をして款待せしめたり。故に逼塞は朝旨を體して譴責せる一片の名義に過ぎざりし。同年七月八日、閣老連署の書簡大坂城代に達す。

小笠原圖書頭以下の者共義に付、猶

御所より 御沙汰の次第も有之、夫々御取調有之候間、圖書頭始當地へ罷下候様御取計可被成候。尤順動丸御船其他へ相廻候間右御船へ御自分家來差添一同爲乗組候様、御取計可有之候、且つ別紙一封松平肥後守へ早々御達有之様致度、此段申進候。以上。

七月朔日

井上河内守

水野和泉守

松平豊前守

酒井雅樂頭

松平伊豆守殿

猶、以井上信濃守、水野癡雲、向山榮五郎儀者先達而其表出立候由御申越の趣も有之候間、彌發足候は、右三人者陸路罷下候義と相心得可申候。此段も申進候。以上。

〔編者曰く〕酒井氏の署名あるは先月閣老に擧げられたるなり。

是を以て公は、十日大坂を發して順動艦に乗り、十四日品川に着し、諸侯の儀仗を整へて櫻田の藩邸に歸る。而して幕府は復た公の罪を問はず、然れども公は自ら責を引き、成るべく外來の客に接せず、謹慎して日を送り、再び時機の到るを待つ。始め京紳が公を死刑に處すべしとまで憤激せ

しものが、幕府に於て回護を勉めたるにもせよ、是れまで朝旨といへば是非曲直を問はず、之に違ふを畏れし幕吏の處置としては、少しく寛大に過ぐる傾向あるは、蓋し將軍家歸府の日、即六月十三日尾張老侯に京都主將を命ぜられたるも、當時召されて在京せる諸侯を統馭する威權なければ、列藩公卿互に結託して、勢力を振はんと欲し、紛々擾々たること無政府も同様にして、暗殺兇行盛に行はるゝ有様なれば公の一身の如きは復た窮迫する暇なかりしなり。佐久間修理の斬られしも七月十一日なり。

而して此の間外に在りては、長州は馬關に於て攘夷の戦端を開き(五月十日限り掃蕩の命を奉ず)薩州は本國に於て英船と開戦し(七月二日)京都に在りては公武合體派の薩會は結託して、其の勢力の増進する反對に、過激派たる京紳と浮浪の徒の勢力は次第に減退し、遂に暴發して八月十八日の政變を見るに至れるなり。故に公は京紳の怒りに觸れて、一旦屏黜されしと雖も他日再び起つ所の萌芽は既に此の日に發生せりと謂ふべし。是の歳の冬幕府に於て、使節を外國に遣すの議あるや、少老高鍋少侯(秋月右京亮胤樹)は公が曾て推轂せし所の人なり。再び公を起して其の任に當らしめんと欲し、書を寄せて其の意を致す。公其の懇志を謝して之を辭す。其贈答の書は左の如し。

拙墨拜啓仕候。寒氣日甚相成候得共愈御清適致抔賀候。然者今後鎮港御談判相成閣參の内、使節に御差立相成候様

御廟算御一決相成候よし在候得ば

公武の御合體、蒼生の安堵、實に此一舉に在之可申、有志の輩は進で其任に當り度と存可申候。尊君は非常の御性質兼而御忠節の御美譽も在之候得ば、必御擔當可被成、且以切補過と申事も在之、此一舉にて御退職の醜名を御一洗被成候様、同社の者共一同渴望仕候。右一事は利害得失甚明白縷々申上候迄も無之、定而御謙退は在之間敷、君又御謙退右の候上は、是迄忘身奉國の御忠節皆虚に相成、甚損人望申候。公私紛々辭不盡言、萬御推讀否御返簡に御一決被仰下候頼申候。草々。頓首拜。

十一月初二

此拙簡を參政局中認め御存の通往來如麻人聲如雷別而亂筆御仁免可被下候。公の答書は左の如し。

芳牘御惠投難有、再三奉熟讀候。如諭寒威日々甚敷相成候處、益御裕和欣暢の至奉存候。然者むかしの御交情無御失念、御懇篤の御紙中先以奉感謝候。被仰下候趣逐一拜承、不取肯御答左に申上候。一體鯁生義性質暗愚者兼而御承知の通御座候處昨秋不圖蒙御拔擢素より不及義と者奉存候得共、臺命を餘りに御辭退申上候も却而恐入候に付、不肖の身に而重き御役義相勤候義に御座候。扱退役後靜に相考候處、誠に不行届義斗に而只今に而者實に恐入、汗顔の仕合に御座候。今日御

紙中の義共愚察仕候處、鰥生再勤御すゝめの御主意と奉存候。當時艱々險々の時節中に鈍才の及處に無之、其上六月下旬より風と瘡疾を相患ひ候處、俗に申候落こじけ候哉、只今に篤と全快にも相成兼多端の御時節、寒天に向ひ悪敷御奉公者何分六ヶ敷、旁以縱令

臺命に而被 召出候共、御斷申上候心得に御座候。しかし數百年來無尙の御恩澤片時も奉忘却様無之、一度者可奉報萬分の一と此段者日夜焦思罷在候得共、何分當節の處者尊誨に御従ひ申上兼候。右者餘り打明而申上方ながら兼々御懇志の尊君様の事故、聊無腹藏申上候義に御座候。何分不惡御擲取可被下、吳々も御厚情御忠告の段者千萬雖有謝不知辭奉存候。右不取肯尊答奉申上度、病後執筆甚六ヶ敷、殊に草々奉拜認不文不敬御寛赦の程奉希候。頓首謹復。

十一月二日

再啓寒威御自愛御忠誠御盡被成候様、爲國家奉拜祈候。鰥生退役後

廟堂御模様如何相成候哉、陰ながら御案事者申上居候得共、隱棲更に相分り不申苦心の至に御座候。拳々再拜。

公屏居の後は勉めて世務に係はらずと雖も、又一日も天下の事を忘るゝ能はず。常に之を救治するの道を思ふ。公の未だ大政に與からざるや、常に意らく。

方今海内穩ならざるは種々の原因ありと雖も、其の最大原因は四民の困窮せるに由る。四民の困窮せるは貨幣の濫悪なるに由る。故に貨幣を改鑄して古制に復するは目下の急務なり。と、後、入閣するに當り、主として其の議を發せんと欲す。會々攘夷の敕使東下して公武の交渉益多端となり、身は常に東奔西走せるを以て其の議を發するの暇なし。是に至り閑を得たるを以て、金銀改鑄の建白書を裁し、水野閣老に倚りて之を臺聽に達せんと乞ひ、又金穀論を草して水野氏に寄す。其の建白書及び金穀論は左に掲ぐ。

私 儀

御咎を蒙候身分、上書仕候者甚以恐至極奉存上候得共、國家の大事に當候而者獄中より上書仕候者も有之、三百年の

御厚恩を感戴罷仕候而かゝる安危治亂の御時節に臨み、聊か心付候義を獻言不仕候而者却而不忠の至と奉存上、不願恐愚意の大略、左に奉申上候。萬一御政體の御小補にも相成候者難有仕合奉存上候。右愚意書取方の義に至候而者、只管事情の違候をのみ主と仕相認候間、自然不敬に涉候詞も可有之、其段者幾重にも御仁恕の程奉願上候。

抑物に者本末あり、事に者緩急あり。其本を不正候得者、末者決し而治不申其急を不救候得者、本を正候事も必出來不申候。方今天下騷擾仕り萬民安堵の途を失ひ、或者殺傷の害を受け、或者

放火亂妨の災に罹り候者不少、寔以可憐可哀の至と奉存上候。箇様の形勢と成來候由を推考仕候處、其本者畢竟四海の困窮より生じ、其困窮の大本者一に制度の亂れより無量の百弊を生じ、今日之形勢に推移候事と奉存上候。倍猶又其最大本源を推究め候得者、是皆金銀幣の古制度を失ひ候より生じ候事に歸し候と相見え候。夫金銀者天下の至寶にし而、其制度の得失に依り、世治の隆替、風俗の厚薄をも相開き候ものに而政化の要具是より大切なる者無御座候。國初慶長、元和の頃者、純金行はれ候而風化も篤く人氣も穩に候ひしに、元祿八年に至り吹替の一舉より金銀の位甚惡敷相成、物價俄に貴く世人大に苦み候處、正徳、享保に至り御深遠の尊慮被爲在純金に御直し被遊、四海其御德澤に浴し

御中興共奉仰難有事に御座候處、其後文政、天保に至り度々の御吹替に而其位益惡敷相成、世上難義仕候末、今日ドルに而額銀御吹立相始り候而より貨幣是迄未曾有の薄惡を極め、其爲物價一時に相倍蕪仕候。右等を以相考候得者、世人朝夕の立行も不相成様の世界と成來り、人氣騒立候も全貨幣の古制度地を拂而失ひ候より相生じ候事と奉存上候。扱又當春御上洛に付而者非常の御大費に御座候中に、西城の御燒失尙又今般再度御上洛被仰出候處へ、御本丸炎上と相重り、誠に申上方も無之、莫大の御失費相生じ候に付而者、右御用途筋の御操合方何程歌の御配慮と奉恐察、就而者差向御急場を一時御救ひ前條金幣の

亂れを御復し、天下の騒擾を御取鎮不被遊候而者不相成、是尤も今日の御急務と奉存上候。依而何と歌其道を相求申度日夜肝膽を碎き、熟考仕候處、先御急場の御用途を辨じ、隨而行々純金に御直し被遊此一大弊を御救ひ被遊候道も必可有之乎と、兼々少々取調聊見込候義も御座候。乍去是者一朝一夕の事に無之、至極の大事業に御座候間、全く御聖衷より御英斷被遊、總督の人も

御目鑑を以能々御撰擇有之成功迄の間者御掣肘不被遊、厚く御委任無御座候而者逆も御成就には相成間敷奉存上候。右等の義委細に相認度奉存上候得共、何分紙筆に者難悉御座候に付、萬一御尋の義も御座候はゞ、愚衷を悉し、可奉申上候。右管見の次第奉汗上聞候者恐懼の至御座候得共、實に當節皇國の御安危天下の治亂此御一舉に可有の奉存上候間、不願不肖奉申上候。殊に慎中建白仕候義吳々も多罪至極御座候得共、獻芹の微忠と其段者御恕被成下置候様、千祈萬禱奏伏願候。誠恐誠惶。頓首頓首。

文久三年癸亥十二月三日

金穀の論

小笠原圖書頭印

古代明王の天下を被治候御籌略を管窺仕候に、先一大勢を制して天下を吾模範の中に入れ、而後

王化を布せらる。其民生を養ひ利用を開くに、本末緩急の鈞合を洞視せられ、用物を貴び、不急の物を賤み、多くすべき物をば是を養ひ、是を生じ多くすべからざる物は猥りに是を増さず、賤と制度を定め嚴に其大本を立て天下の人をして不知不識其則の中を出る事能はざらしむ。故に百弊生ぜず御代長久に治化を蒙る也。

又、御國初以來今昔の大勢を通考仕候處、元和、寛永の頃は大本上に立ち風俗下に振ひ、御威徳前古にも被爲越候處、漸々綱紀相弛み、元祿の比に至りて者大本大に亂れ、奢侈風をなし、天下貧に苦む。其後享保、寛政、天保の度追々御改正御坐候得共、乍恐多くは枝葉末流の御世話のみ而大本を不被成御定候故に哉、皆數年ならずして舊弊に復し、今日に至ると相見候。

先王の政を行ひ玉ふ者、第一民生有用無用本末緩急の處に深く御目を被爲注、睨と御見留被遊候事と相見え、王朝以來武權の代と相成候。而も専ら穀を貴び金を賤み、穀粟を爲本、金銀を爲末天下多くは穀遣ひにて（此穀遣ひと申候者求て出来る事に非ず、金穀鈞合を得候へ者自然と穀遣ひとなるもの、由）金銀僅に穀粟を助くる迄の用に被備候姿にて、其頃天下の金額二千萬兩に止候。寛永の後に至り金座後藤某より太平の御時運、天下潤澤の爲金銀増吹の義申上候處、西丸の閣老土屋某其議を却けて曰く。「金穀者民生第一の利用天下の大本一日も先王の遺典を亂るへからず、此鈞合天下治亂の係る所にして輕々數是を動すは治國の大體を失ふ最第一也。御代長久を

祈ならんに者決して金銀を多くすべからず」と堅く持してゆるさず。遂に御取上無之由承及候。實に百世を洞視仕候活眼と奉感服候。然處其頃佐渡より金銀多く出、漸々金を貴び穀を賤み、古來穀遣ひの風地を拂て相止み、金穀本末の鈞合轉移仕候末、元祿に至り司農萩原某吹替の一舉より、金銀員數俄に相倍蓰し、天下の金額凡七千餘萬の多きに及候由、此に至而天下の大勢大に變じ、夫より以後數十度の吹替にて、當今天下の金高幾億萬なることをしらす。實に開關以來未曾有の多金と承り候。

元來物多ければ賤、數少ければ貴きは自然の通情に而、豊凶によりて米價の高低を生じ候にても顯然に候。且當今關國の收納享保中より者遙に減じ候由、然るに今天下の金額者享保より數十倍に相成候得者、百物の價前古に無之、高直に生じ候者勿論の事にて、勢ひしからざるを得ざるなり。夫のみならず、推考候得者當今の流弊風俗の華奢に流れ候も、利權の商賈に歸し候も遊民の天下に充滿候も、士氣の懦弱にして不振候も賄賂の公行し鄙俗を極め候も、虛禮虛文の世界となり人心輕薄に走り候も皆其由て生ずる所も、大本者先王の古法を失ひ、獨金銀を天下の至寶となし、其多々を極るより無根弊を引出し候事にも可有之哉。尤も只今の次第に土地も開け、人員諸物共増居候事故古の通りに者難相成譯に候得共、只金穀の鈞合本末多寡の制度は嚴確に御定被遊度奉存候。

金穀の釣合御復し大體一度相立候はゞ是より風俗も自然に締り、百物も自然に安く、士氣も自然に振ひ、利權も自然に上に歸し候者必然の勢に候。乍然數百年の流弊御救ひ被遊候者何分重大の事にて、今一時に難施行候得共御英斷を以て天下の蒼生を塗炭に救はんとの御精神、一度被爲立候はゞ御手段者必由然と相生じ、御中興の御大業も是より御成就可仕本書申上候。眞實の大根本と者實に此義に御坐候。古人の言にも求以其道無不得爲以其道無不成と申候得者、何卒御英斷の程奉願候事に御坐候。

扱又金銀の事に付其故難解一事御坐候。右者古代關西は銀遣ひにて、銀の目方を以て諸品の取引致し、關東は金遣ひにて判金、分金を用ひ、諸物に取替候處、當時者丁銀豆銀の外、銀は皆金幣の代りと成り、分判、朱判にて通用仕り、古代の目方遣ひは一切無御坐候。然るに米穀、布糸を始め百物の値段は商賈共皆銀目にて定め、何十目、何百目と唱へ、其取引は銀目を金幣に直し、此金何兩何分と矢張金幣にて取扱ひ候へ者於、當時者銀目は金虛名のみにて、實用は無之に其虛名の存せる所より、上方にては其相場に日々高低を生じ、又關東は小判六十目と被定候得共、上方關東銀目相場の違ひより賣買取引の間に大なる損益を生じ候。(但し上方に而者金幣の貸し借りも唱のみ、銀目にて實用無之事賣買に同じ)其損は上下となく、皆天下萬人の上に歸し、其益は日々悉く上方巨商の手に落入候。古代は銀遣ひ候得者、銀目を立て取引致候は、當前の事に候得

共、銀貨今皆金幣と變し候得者、嚴禁を設けて銀目の虛名を廢せられ、金錢一途に被定候はゞ、右損益の弊は忽に可相止候。畢竟古代銀遣ひの虛名存するより、天下の金銀を巨商の手に細せられ天下の人こそぞつて金銀を浪華へ驅り入るるべし。

古代より天下に當今の如き數百を積候巨商有し事を不聞候に、今浪華の巨商軒を並べ候は元來多金の弊より生ぜしには候得共、又二百年來銀名の虛名存し、金銀浪華に不得不歸の仕掛に相成居候より今日の姿に成行候物にも可有之哉、今銀目の虛名を被廢候はゞ、金銀取引上下平準の道開き、損益の弊拂地て相止み可申乎。是併ながら只今銀目の難廢曉と仕候譯合も有之候事哉、篤と御吟味御坐候はゞ次第明白に相分り可申、若又廢して差支無之筋にも御坐候はゞ是等者差向き天下を御救被遊候御急務の一にも相成可申哉と奉愚考候。

水野閣老は公の建白書を見て、尙詳細に改鑄の方法を聞かんと欲し、鹽谷甲藏(元水野氏の儒臣、後幕府に仕ふ)を遣して其の意を傳ふ。甲藏は先に此の建白書を紹介せる緣故あるを以てなり。是の時公と鹽谷氏と問答せし事を公が自ら筆記せるものあり。茲に之を掲載して其の間答の情況を知らしめ、且つ公が國事を憂ふるの切なることを示さんと欲す。

文久三年癸亥十二月七日、和泉殿より内命の由に而宕陰(鹽谷氏の號)來右内命の大略者建白に付、猶又吹替純金に直し手續巨細に相認差出候様との事也。右へ答辭概略

公先當時の金銀幣薄惡を極、如斯惡弊を御用に而者

公邊者勿論、諸侯も益疲弊、四海困窮に至るべき大意を説浮浪の徒如此蜂起も素々

皇國の御爲に者相違無之候得共、一つ者困窮より起り候事と存候。實に可憐の至りと説

御内命御尋の御主意者、金銀弊吹替の手續に候得共小子所希者 將軍様

御聖衷より斷然と御憤發被爲在度、譬へば縱令吹替手續或者其任に當る人物等、御尋有之に致

せ、御精神御決定の上御尋有之と先試に御尋有之、其後御決定可被遊と者、大に殊なる事と説

豐將軍様者御發明の何のと申せ共、近來山吹間而會讀の席へ

御出坐被爲在御様子伺候處、格別の御方様には不被伺、又和泉殿も凡庸逆も此御奮發は御六ヶ

敷、泉州公か樂翁公の如き御方ならば御奮發も出來可申千萬無覺束。といふ。

公公方様には格別御英明と申に無之共、一通の御方様ならば補翼次第に而者如何様共可相成、上

上様の御英明と申は下々の凡庸也下々の凡庸程にも不被爲至候方多し。一通なれば補翼次第に

而如何様共可相成縱令全くの純金に出來迄も、聊也とも御引戻無之而者不相成、出來ぬ出來

ぬとて打捨置は益惡敷成のみ也。當今如此世間騒々敷けれ共

神祖以來の御德澤深ければ、人望は未離此上金銀幣益惡なる様に而者人望も何も離れて再不可

收、縱令死す共是非純金に相戻天下の疲弊を救はんと御精神御憤發有之様、泉州公にも御奮發

有之様先生より篤と御勸有之様と説

豐中々私力には此儀は及不申と説

公右書

上様御覽に入候哉承候處泉州公御宅に而一覽有之位に而御用部屋へも御差出しは有之間敷と答

何も自分の爲己の手がらに致所存は毛頭無之、誰に而も此所に奮發して取懸者あれば、天下の

大幸と存候間、御同列様へ爲御見有之者宜兎に角

將軍様へは、是非

御覽に御入被下候様宜敷傳言可被給

豐致承知候旨答

公近來ドルに而銀幣御吹立以外の外の事也と説

豐只今にポロポロかける様に可相成也

公如此惡幣銀といふは何十分一入候哉。か様の惡幣を御用被成候よりはいつそ楮幣に而是は紙也、紙なれども當時曲而可用の行には如何共すべしと正直に被仰方まだしもよし、今の金銀幣は天下の人を御だましなざる譯也。夫に而者天下の人心決して不服。俗に云ふ賭け仕事哉片手間に而者不參別段に吹替所に而も御取立に相成候はゞ

上にも時々

御出坐被爲在懸りの閣老は、たとひ外御用に取懸居るも右金銀の御用相生じ候得ば、只今迄の御用は打捨而も夫に趨様に無之而者不相成

御精神一度御決定の上は篤と人物を御撰み、右掛り被仰付候からは側より何と申上候共御動搖無之、十分に御委任被遊候様に無之而者不相成、乍恐此節の大小御目附其外役々の如く時々變化する様に而者決して成就無之も説
勤役中も度々

御諫争ども申上能理非御辨別被下難有奉存候也依而建白是非一應は入

御覽度 御覽の上に而空論と歟無用の言と歟に而御用無之候はゞ、夫迄の事、是非

御覽には御入被下べし。且つ

豊御精神御決定御奮發御英斷の處を吳々奉祈趣を説

右の如く御奮發の處は、私共力に而者千萬無覺束御自分様御用部屋に而御面談に而も御坐候はば、格別何分泉州公には御奮發は無覺束と彼云

公今一應巨細に認可差出趣、隨分認も可致候得共、何様巨細に相認候共かんで含めるやうにもかかれる物にも無之、只々長たらしくのみ成て却而御分り被遊にくき也。夫よりは

御精神さへ御決定に而是非純金に可直と御見込立候はゞ、右手續はいくらも可有之

豊右を取扱候人物杯御心當御坐候哉

公少々は心當りもあれ共、小子存候は格別の人物にも無之、しかし淺聞の耳にさへちらちら入程故二千五百萬の中には右様の心懸致居いくらも可有之只御求不被遊故、誰も口をつぐみて申者なし。

御精神より御求被遊候得者小子より不申上共自分名乗出づべしと説

彼は小文才ある者故何ぞ心附に而もあろふ歟。尋ねて見てよければやつて見様歟位の事に而の御精神なら御尋ありとて誰も申者はなく、口をつぐみ可退故人なしとなる也と説

公が悪貨改鑄の必要を説くや懇切周到、時弊に的中せるのみならず、能く經濟の理を盡して又餘蘊なし。其の間答中「上々様の御英明と申は、下々の凡庸也下々の凡庸にも不被爲至候方多し一通なれば補翼次第に而如何様共可相成」云々の如きは貴介公子の語氣に類せず、亦以て公が時務に達し下情に通ずる一斑を窺ふに足る。

もし公の此の議をして當時に行はれしめば、或は衰勢を挽回し人望を回復し、幕府の運命を延ばしたるも知るべからず。憾らくは當時輔弼に其の人を得ず。曾て奉仕せる舊臣の口より「和泉殿も凡庸、逆も此奮發は御六ヶ敷云々」の語を吐きて悪貨改鑄の行はれ難きを説く。斯の如き人物が百

僚の上に立ち、如何でか國家を經理することを得んや。果して後年金錢歩増しの命を發して（慶應元年五月に古銀の歩増を達し翌月古銀歩増の令を發す）士民を苦め、益々人望を失ひたるにあらずや。而して此の後公が再び入閣するに當りては時既に去り、危難益迫り、常に兵馬の間に倥偬して復た此の議を行ふを得ず。是れ亦幕府のために惜むべし。

第五編 大事變頻々と發生

策正論 大事變頻々と發生

大事變頻々と發生

尊攘派一頓挫を來す 鎖港の談判開始さる 外國奉行ら歐米派遣
長州征討の勅命下る 聯合艦隊馬關を襲撃 公、天下變亂を憂慮

公が朝議を蒙りて藩邸に屏居せしより謹慎を解かるに至るまで（元治元年甲子九月十六日）僅か一年有餘の間は薩英の開戦、朝議の一變、七卿の脱走、浪士の暴動、長人の犯關、馬關の戦等國家の安危に關する大事變の頻々續發せし時にして、其の事件は各家の史傳に詳記し、人の克く知る所なるを以て、公の傳記中に述ぶるは贅疣に屬する嫌ひあるも、再度入關時代の事跡を説くに當り、事の起因を知らざれば、山腹雲霧に遮られて全景を観るを得ざる憾みなしとせず。故に年月を追うて事變の概要を掲げ、首尾接續せしめ、且つ幕末に於ける世態の變遷を知るに便ならしむ。
文久三年癸七月二日、英國軍艦鹿嶋灣に入りて生麥殺傷事件の賠償を要求す。薩藩應ぜず、逆襲して之を走らす。

八月十三日、大和國へ行幸を仰出さる。其の文に曰く。

今度攘夷の御祈願として大和國へ行幸、神武帝の山陵春日社へ御拜、暫し御逗留ありて御親征の軍議被爲、其上にて神宮へ行幸の事被仰出候事

是の御沙汰の出でたるは、攘夷黨の議を容れられたるに由る。

八月十七日、藤本鏡石、松本謙三郎、吉村寅太郎等天誅組と稱し、中山忠光（侍従）を首領と仰ぎ、大和五條の代官鈴木源内を襲殺す。之を大和一揆と爲す。

同月十八日、大和行幸御親征を中止し、左の敕を下す。

夷狄御親征の義未だ其機會に無之、叡慮に候處、矯宸衷御沙汰の趣施行に相成候は、全く思召に不被爲在、尤於攘夷は、叡慮少しも不被爲替候得共、行幸は暫御延引被仰出候事

而して、議奏、傳奏、御親征掛、國事掛たる公卿の參内を止め、長州侯及藩士の入京を止む。長人、七卿（中納言三條實美、中納言三條西季知、少將東久世通禧、修理大夫壬生基修、侍従四條隆調、右馬頭錦小路頼徳、主水正澤宣嘉）を擁して京都を脱し國に歸る。之を八月十八日の政變と稱し、公武合體派が勢力を得て、尊攘派が一頓挫を來したる時とす。

同月十九日、外國船砲撃を詰問のために、長州に滞在せる幕使目付中根市之亟及鈴木八五郎暗殺せらる。是より先き長藩は攘夷の救命を奉じ、五月十日米船ヘンブローク號を襲撃せるを始めとして、同月二十三日佛艦キンシャン號を砲撃し、尋で二十六日蘭艦メジユサ號を撃ち、越えて六月朔

日米艦ワインオミン號と戦つて庚申、壬戌の二艦を撃たれ、六月五日佛艦セシラミ號、タンタレード號と闘ひ砲臺を破壊されしも、奮戦して之れを退けり。故に幕府は其の情況を糾さんため七月十四日市之亟、八五郎と牧野左近、村上求馬とを朝陽丸に載せて長州に遣せしなり。

九月朔日有栖川宮（熾仁親王）攘夷別敕使として、關東に下向を命ぜらる。

同月二日、洋書調書を護持院原三番の空地に移し、開成所と稱す。之を帝國大學の創基とす。

同月十三日、酒井閣老（姫路侯雅樂頭忠績）上京し、數日を経て東下す。

同月十四日、水野、板倉、井上の三閣老、築地海軍所に各國公使を迎へて鎖港の談判を爲す。公使等固く前約を執りて肯んぜず。和歌山（紀州）彦根（井伊）津（藤堂）郡山（柳澤）四藩の兵、天誅組と和州天の川に戦つて之を敗る。中山、藤本等戦歿し餘衆潰走す。

十月七日、有栖川宮關東下向を猶豫せらるゝ旨を達せらる。幕府より鎖港談判を開始せる事を申請せるに由る。鷹司關白（輔熙）の差控を許さる。正親町公董（少將）先きに、監察使として長州下向の時（六月）浪士と同宿せし件を以て譴責せらる。

同月十一日、朝廷より、各藩に鎖港應接に就いては、幕府の指揮を受け輕擧すべからずと達せらる。

同月十六日、平野國臣（次郎）等澤宣嘉を首領と爲し、但馬生野銀山の代官を襲ふ。姫路（酒井）

出石(仙石)豊岡(京極)三藩及松平兵部(播州福本六千石)等兵を出だして之を封じ、國臣を捕へて斬に處す。宣嘉逃れて走る。之を但州一揆となす。

同月二十七日、一橋家京都の召に依り海路を経て上京す。越土宇和島老侯(春嶽、容堂、宗城)及島津(久光)等前後召に應じて上京す。是の月、川越侯(松平大和守直克)を政事總裁職となし、専ら鎖港談判の衝に當らしむ。然れども各國公使の肯んぜるを以て、本國政府に直接談判せしむるため十一月二十八日に至り、外國奉行池田筑後守、河津伊豆守、目附河田貫之助(後相模守)等を歐米に派遣を命じ、十二月二十八日出發す。前章に記する、秋月少老が公に書を寄せて使節たることを薦めしは蓋し此の時とす。

十一月十五日、江戸本丸及び二の丸火災に罹る。本年六月三日西の丸炎上し、新築未だ成らざるに復た此の變あるを以て訛言紛々たり。

同月二十七日、李國軍艦品川に來り通交條約を結ばんと乞ふ。

是の月、在京の諸侯及び島津氏等公武合體を斡旋し、且つ使を馳せて將軍家の上洛を促す。將軍其の議を容れて再び上洛することに決す。

十二月十一日、幕府令を下して諸侯以下の服制を舊規に復せしむ。

同月二十二日、長人誤りて馬關通行の薩艦を砲撃し、火を發して燒失す。是れより兩藩の軋轢益

益甚し。

同月二十七日、將軍家江戸城を發し、濱御殿より順動艦に乗りて上洛す。

同月二十九日、二條家(齊敬)鷹司家(輔熙)に代りて關白に任じ、一橋家、越前(春嶽)土佐(容堂)會津(肥後守容保)宇和島(伊豫守宗城)の諸侯朝議參與を命ぜらる。翌年正月、島津氏(久光)も少將に任じ參與と爲り尋で大隅守に敘す。

文久四年^{甲子}正月十五日、將軍家入京して二條城に着す。

同月二十日、敕使二條城に就き將軍家を右大臣に任す。

同月二十一日、宸筆の敕諭を賜ふ。曰く。

朕不肖ノ身ヲ以テ夙ニ天位ヲ踐ミ忝クモ萬世無缺ノ金甌ヲ受ケ恒ニ寡德ノ先皇ト百姓トニ背カ
ン事ヲ恐ル就中嘉永六年以來洋夷頻ニ猖獗來港シ國體殆ト云ヘカラス諸價沸騰シ生民塗炭ニ苦
ム天地鬼神夫レ朕ヲ何トカ云ハン嗚呼是誰ノ過ソヤ夙夜是ヲ思テ止ム事能ハス嘗テ列侯武將ト
是ヲ議セシム如何セン昇平二百有餘年威武ヲ以テ外寇ヲ制壓スルニ足ラサル事ヲ若シ妄ニ膺懲
ノ典ヲ擧ントセハ却テ國家不測ノ禍ニ陷ン事ヲ恐ル

幕府斷然朕カ意ヲ擴充シ十餘世ノ舊典ヲ改メ外ニハ諸大名ノ參觀ヲ弛メ妻子ヲ國ニ返シ各藩ニ
武備充實ノ令ヲ傳ヘ内ニハ諸役ノ冗費ヲ省キ入費ヲ減シ大ニ砲艦ノ備ヲ設ケリ實ニ是朕カ幸ノ

ミニ非ス宗廟生民ノ幸也且去春上洛ノ慶典ヲ再興セシ事尤嘉賞スヘシ豈料ンヤ藤原實美等鄙野匹夫ノ暴説ヲ信用シ宇内ノ形勢ヲ察セス國家ノ危殆ヲ思ハス朕カ命ヲ矯テ輕卒ニ攘夷ノ令ヲ布告シ妄ニ討幕ノ師ヲ興サントシ長門宰相ノ暴臣ノ如キ其主ヲ愚弄シ故ナキニ夷舶ヲ砲撃シ幕使ヲ暗殺シ私ニ實美等ヲ本國ニ誘引シ如此狂暴ノ輩必罰セスンハアル可ラス

然リト雖是朕カ不徳ノ致ス處ニシテ實ニ悔慙ニ堪ス朕又惟ラク我所謂砲艦ハ彼カ所謂砲艦ニ比スレハ未タ慢夷ノ膽ヲ吞ムニ足ラス國威ヲ海外ニ顯スニハ頻ニ願フ入テハ天下ノ全力ヲ以テ攝海ノ要津ニ備ヘ上ハ山陵ヲ安シ奉リ下ハ生民ヲ保チ又列藩ノ軍艦ヲ整ヘ無飢ノ醜夷ヲ征討シ先皇膺懲ノ典ヲ大ニセヨ夫去年ハ將軍久ク在京シ今春モ亦上洛セリ諸大名モ亦東西奔走シ或ハ妻子ヲ其國ニ返ラシム宜ナリ費用ノ武備ニ及バサル事今ヨリハ決シテ然ル可ラス勉テ太平因循ノ雜費ヲ減省シカヲ同シ心ヲ專ニシ征討ノ備ヲ精銳ニシ武臣ノ職掌ヲ盡シ永ク家名ヲ辱ムル事勿レ

嗚呼汝將軍及各國ノ大小名皆朕カ赤子也今ノ天下ノ事朕ト苦ニ一新ニセン事ヲ欲ス民財ヲ耗ス事無ク姑息ノ奢ヲナス事ナク膺懲ノ備ヲ嚴ニシ祖先ノ家業ヲ盡セヨ若シ怠惰セハ特ニ朕カ意ニ背クノミニ非ス皇神ノ靈ニ叛クナク祖先ノ心ニ違フ也天地鬼神モ亦汝等ヲ何トカ云ハン

文久四年甲子春正月

同月二十七日、將軍家從一位に敍せらる。歷代山陵修理の功を奏したるに由る。

朝廷幕府に再び無謀の攘夷を行ふべからざる旨を諭す。

二月八日夜

天皇竊に守護職松平容保を召して、御内書を賜ふ。其の書に曰く。

極密々書狀遣候。抑昨年以來滯京萬々精忠深感悅の至に候。實に不容易時勢に付ても其方が忠勤深く悅服候に付ては、深賴の存念も不存寄義乍別、極密々認入披見深依賴候。寔に不容易時節柄に付、從來深苦心の義に候。此義一分深苦心に者候へ共、逆も申出存分貫徹は無之事、向鏡如見に候へば衆評には不掛候。何分廻策になくては逆も不出來候。

如前文其方誠忠に候へば、爲密事共深朕望義貫徹致し吳候半哉と相察し、其上何分多人を令承知儀兵權になくてはと深存込候得ば、其方へ依賴候。兼而朕へ萬事内密の義腹心に成候へば、爾來の處も深満足の事に候。依て別紙に認候義、深推察一周旋有之度候事何分密話の義六ヶ敷候得共、密々面會も難成候得ば筆談候。仍急速互に會得も難出來哉故、度々往反致し度候。

深聞込詰り成功候は、無此上満足に候事、玆に申候別紙にも認候通、此義漏脱候ては實に失望候間堂上參預の中たり共、無漏十分勘考附策略出來の上、朕も申聞指圖候迄は祕置貫度、猶度度の往反申合度事猶宜敷深依賴候事吳々不存寄義とは存候半偏に密談候也。宜敷依賴置候也。

書通往返廻計は成丈不因循致度候也。

文久四年甲子二月

松平肥後守え

極密々禁他聞

〔別紙に認む〕

天下の形勢不容易萬事痛心不過の候抑嘉永六年以來より始至安政頃彌增加深苦心の件々難筆紙盡情考に實以愚鈍の朕在位奉對天神地祇 祖宗恐慄の事に候へば及丈は盡力の所存に候處追々誠忠の輩精勤深令感悅候猶追々及評談候義は表向申出候。

既去廿一日大樹一稿廿七日諸藩等へ以朕書狀申渡候義猶厚可心得候事扱茲に申聞深厚に極密秘他聞依頼候義宜聞取無相違の周旋深頼入候實に打明申候處元來其方事至今日誠忠の段徹心骨感悅不斜候既に昨年暴論の爲めに守護職をも止東下又は歸國にも可相成處實に誠忠無疑段深察惜念難止何卒在役滯京の段斷然申出所存の處何分暴論朕所存を矯め我意の振舞而已行ひ當職も失權當役も被誣候而朕へ勤仕は名計却而暴人へ諂已逆も朕所意不貫徹候間内密尹宮前關白等を極密書狀遣し候程克聞取吳萬々手續き調ひ至只今守護職誠意深安慮喜悅の至に候。

去八月十八日の奮發於朕は就中悅心即國事隨而朝廷の幸重疊の悦不過之候如此之忠厚思慮宏遠

以て國家の樞機を任ずるに足る人と深愛臣の事に候依之茲に極密秘他聞依頼の事有之候は何卒極密の以計略朕の心底貫徹致し吳候事成問敷哉此義深吞込周旋成功の時は朕の憂憤を散霽し實以感悅候併事を包依頼と計にては可否の答も難出來とは存候へ共深存立有之關白以下へも一言も不申直に其方へ依頼候も一了簡有之候間先契約致し候間領掌の可否答書貫度候。

右彌承知に有之時は深密の書狀可遣候其時は開見にて意外の事と存候半哉乍實に深存亡候義故篤と文意會得にて不審儀の周旋頼入候但此義評義の様成事に而逆も不成候同輩相語ひ突掛候奮發の計略所望に候事

一度書通にては逆も難辨解と存候へは不目立幾返なりとも尋吳候様存分認爲見候間吳々成功頼入候也。

先は此段極密に依頼候少も漏洩の様開見の上篤と吞込有之度候也何れ於周旋の場は關白、尹宮、三條前大納言、野々宮宰相中將、阿野宰相中將、久世前宰相、廣橋右衛門督、右を先頼と引寄候様と存候然首尾行届計略出來の上可至其迄は仲人野々宮へも祕置候様と存候茲に又存慮も候得共猶勘考の上他藩へ申様先は其方丈にて勘考有之度候也吳々追ての通書開見の上の心得方兼て頼置候也。

文久四年甲子春二月

同月十四日、將軍家は正月に賜はりたる宸翰に對し左の如く奉答す。
去月廿七日、拜見被 仰付候。

宸翰の 叡旨 御即位以來皇國の災害を悉く 聖躬の上に 御反求被爲 在候。勅諭にて誠以恐惶感泣の至奉存候情 勅諭にて幕府從前の過失を自反仕候得は多罪の至奉存候。臣家茂不肖の身を以て徒に重任を辱め、紀綱不振内外の宸襟を煩候而已ならず、去春上洛の節攘夷の 勅を奉すと雖も、其事實遂に難被行横濱鎖港の談判すら未成功の期限も難計、折柄再命に依て上洛仕候上は極めて逆鱗に觸れ、嚴譴を可相蒙と素より覺悟仕候處意外の 宸賞を奉蒙候。而已ならず至仁の 恩澤を以臣家茂並大小名を赤子の如く 御親愛將來を御勅誠被爲在候條、家茂一身の上に海嶽の鴻恩實以可其報答様も無之、自今以後萬事の舊弊を改め、諸侯と兄弟の思をなし、心力を合せ臣子の道を盡し勉て、太平因循の冗費を省き、武備を嚴にし内政を整へ生民を蘇息致し、攝海防禦は勿論、諸國兵備を充實仕洋夷の輕侮を絶ち砲艦を嚴整して遂に膺懲の大典を興起いたし、御國威を海外に輝耀すべきの條件等彌以勉勵仕、乍恐 宸衷を奉休憩度奉存候事に御座候。乍併膺懲妄舉仕間敷等の 叡慮の趣は堅く遵奉仕、必勝の大策相立候様可仕奉存候。尤横濱の鎖港の義は、已に外國へも使節罷出候義に御座候間何分にも成功仕度奉存候得共、夷

情難斗候へば沿海の武備に於ては益以奮發勉勵仕武臣の職掌を固守仕大計大議は悉く國是を定め宸斷を奉仰 皇國の衰運を挽回して、外は慢夷の膽を吞、内は生靈を保奉安 叡慮上は 皇神の靈に奉報、下は祖先の遺志を繼述仕度奉存候。是則臣家茂の至誠懇禱に御座候。依之此段御請奉申上候 臣家茂。誠恐誠惶。頓首謹言。

臣家

茂

朝廷は復た此の勅答に對し、更に左の通り達せらる。

去十四日 勅答の趣横濱鎖港の一條御請振不分明に付一橋中納言へ御訊問候。尤鎖港の成功は是非共可奏候條更以書取言上の旨被 聞召候。猶又御別紙被 仰出候盡力勉勵可有之御沙汰候事

横濱鎖港の義精々可遂成功、且又諸國兵備充實致洋夷の輕侮を絶との趣達 叡聞候處、此上は惣國の守禦緊要の事にて、差當り攝海の要港急務の上は神速其功績相顯、人心安堵不經數年征夷の實相行奉安 叡慮候様御沙汰候事 將軍家は復た改めて請書を奉る。

去十四日差上候勅答書の内、横濱鎖港の一條は請振不分明に被 思召慶喜へ内々御沙汰の趣承知仕候。然る處彌鎖港仕候見込にて、已に外國へ使節差出候儀に御座候間、是非成功仕候心得

に御座候。尤再度蒙 聖諭無謀の攘夷仕間敷との趣奉長候。就ては彌以沿海の武備充實致候様可仕と奉存候。依之此段申上候。以上。

臣家 茂

同月十五日、二條城に於て一橋中納言は禁裏御守衛總督攝海防禦指揮に、松平肥後守（會津侯）は軍事總裁に命ぜられ、松平大藏大輔（越前老侯春嶽）は會津侯に代りて京都守護職を命ぜらる。三月朔日、元治と改元す。

同月二十五日、一橋家の後見職を免ぜらる。

四月二日、水戸浪士田丸稻之右衛門、藤田小四郎等、前中納言（齊昭）の神輿を奉じて日光山に登り、移りて椽木の太平山に據る。

同月五日、水戸侯（中納言慶篤）使を太平山に遣し撤兵を諭す。浪士去りて筑波山に據る。

同月七日、趣前老侯の守護職を解き、再び會津侯に守護職を命じ、桑名侯（松平趣中守定敬）を所司代と爲し、會津侯と協力勉勵すべしと達す。

同月二十日、朝廷横濱鎖港等の四事を幕府に諭し、且つ征夷の職掌を盡すべき旨を達せらる。

一、横澤の義は是非共鎖港の成功可有奏上候事

但し先達被仰出候通無謀の攘夷は勿論致間敷事

一、海岸防禦の義は急務專一に相心得實備可致候事

一、長州所置の義は藤原實美以下脱走の面々並宰相の暴臣に至る迄一切 朝廷よりは御差圖不被遊候間御委任の廉を以十分見込の通所置可致候事

但先達被仰出候奉 御旨意所置可致事

一、方々必用の諸品高價に付、萬民難澁不忍次第早々致勘辨人心折合の處置可致事

右御請書

前文の條々謹て奉長候。横濱の義は不及申海防筋に於ても格別肺肝を研き

叡慮遵奉の微忠可相盡奉存候。長州の義は尙又別段御沙汰の次第も被爲在候に付寛大を旨とし至當の處置可仕候。此段御請申上候。

四月

家 茂

幕府の義、内は 皇國を治安せしめ、外は夷狄を征伏可致職掌に候處、泰平相續、上下遊惰に流れ外夷驕暴萬民不安、遂に今日の形勢とも成候事故、癸丑年以來深被惱 叡慮是迄種々被仰出候義も有之候處、此度大樹上洛、列藩より國是の建議も有之候間別段の

聖慮を以先達より幕府へ一切御委任被遊候事故、以來政令一途に出、人心疑惑不生候様被遊度 思召候。就ては別紙の通相心得急度職掌相立候様可致候事

但國家の大政大議は可遂 奏聞候事

右御請書

聖諭の趣謹て奉畏候。臣家茂不肖難堪其任候得共盡精力職掌相立候様勉勵可仕候。此段御請申上候。

同月二十七日、幕府京都に廻役を置く。

同月二十九日、幕府尊王の旨意書十八箇條を奏上す。

奏聞の條々

御所より下ケ札を以被仰出候書付

一、昨年中、御沙汰の趣も御座候に付、別段の譯を以當子年より年々二千俵づゝ、神宮へ御供

料御増加可仕事

格別の事には現米二千石御増加の事

一、關字平出の義、如令條可相守海内布告の事

一、御誕辰六月十四日仕置致間敷事

一、仁孝天皇御忌日 六日

新潮平門院御忌日 十三日

右例月の心得可有之海内布告の事

幕府精進日の通可相心得事

一、大樹代替將軍宣下の後、御禮上洛可仕事

但實年十七歳以下名代を以御禮申上、十七歳相成條は、上洛可仕事

一、三家始萬石以上面々、家督官位の御禮として上洛可仕事

但十七歳以下は名代を以先御禮申上十七歳に相成候は、上洛御禮可申上事

一、西國大名關東往來の便伺 天機勝手たるべき事

但滯京十日に不可過事

一、國務是迄の通惣て御委任の事尤國家の大事事件は伺

叡慮取計の事

昨年御沙汰有之候通御委任の義今更ら被仰出候迄も無之候。

但君臣上下の名義を正し末々迄恭順の意相貫書付類末々の義迄も心得違無之様可有の事

一、朝廷御忌日に重罪は勿論輕罪の者仕置申付間敷事

一、九門御警衛萬石以下三千石以上の者可申付事

萬石以上の者へ申付候事

一、諸社 行幸の事

但山城國內不遠場所にて春秋兩度位御定置兼て被仰出諸人難義致不申候様御手輕に奉願候事

尙追て可被仰出候事

一、諸大名國産の内一兩品年々貢獻可有之事

但諸侯疲弊の折柄に候得ば申合五ヶ年目手輕の産物以使者所司代より差出貢獻可致事書面の通但武傳へ所司代より日限相伺武傳より差圖の上其面々より奏者所へ可差上の事

一、親王亟相薨去於 朝廷廢朝の御方々は海内鳴物停止の事

但日數於親王亟相可爲三家三卿の通於傳奏議奏兩役も停止日數等都て可爲老中の通是迄幕府親族死去の節以勾當掌侍取計被止物音候へ共以來被止候事

一、宣秋門邊御取廣相成候様可仕事

但禁中より宣秋門は西方へ曆面大將軍の凶方に付當年は御見合丑年又は寅年吉月良辰相撰取掛可申事

一、御築地東北の邊取取廣御花畑

仙洞故院御取繕可仕事

一、泉涌寺御掃除筋御手入等精々入念候様、尙又可申付事

一、禁中御賄向御改革向入念候様可申付事

一、皇子皇女可成丈

御法體不被爲成様仕度事

但御永續の良法篇と評議の上可申上候事

今度 奏聞仕候十八ヶ條の書面御下ヶ札を以て御沙汰御座候趣、逐一奉畏候尤諸事 朝廷尊奉の趣を盡し度誠意より申上候件に付、八ヶ條目御下ヶ札の趣は、暗合の筋にも有之別て不都合無之様可仕候。

元治元年四月廿九日

慶	喜(一橋)
直	克(松平)
忠	續(酒井)
忠	精(水野)
正	邦(稻葉)

五月十八日、幕府は政事總裁川越侯(松平大和守直克)に横濱鎖港の談判を委任す。

同月二十六日、水戸の老職市川三左衛門等天狗黨(田丸藤田の一派)を討たと藩侯に乞ふ。候

之を許し武田正生（伊賀守）等を禁錮し、援兵を幕府に乞ふ。

六月十七日、幕兵及水戸の兵天狗黨討伐のため江戸を發す。

同月十八日、松平總裁（直克）姫路（酒井雅樂頭忠績）松山（板倉周防守勝靜）兩閣老を始め、大小の幕吏職を退く。鎖港談判成功の望みなきを以てなり。前の閣老岡崎侯（本多美濃守忠民）復職し、白川侯（阿部豊後守正外）福山侯（松前伊豆守崇廣）代りて閣老となる。

同月十九日、水藩の武田正生等藩侯に懇ふる所あらんと欲し、禁を破りて江戸に到る果さず。去りて天狗黨に投ず。

同月二十日、將軍家歸府せらる。

七月朔日、西の丸新築落成將軍家田安邸より徙り住まる。

同月三日、長藩の老臣益田右衛門介、福原越後、國司信濃等兵を率ゐて東上し、洛外に屯集して藩主の勅勘を免され、松平容保を誅鋤せんと乞ふ。朝廷伏見に在る福原越後に少數の兵を率ゐて京に入り、餘は歸藩すべしと諭すも命を奉ぜず。翌日幕府も永井主水正、戸川鉾三郎を伏見に遣して越後を諭す。亦命を用ひず。

同月十八日、一橋家を征討總裁と爲し、大垣藩（戸田采女正氏彬）を先陣と爲し、彦根藩（井伊掃部頭直憲）を二陣と爲し、鹿兒島藩（松平修理大夫茂久）福井藩（松平越前守茂昭）膳所藩（本

多主膳正康稷）を右軍と爲し、松山藩（松山隠岐守勝成）小田原藩（大久保加賀守忠禮）を左軍と爲し、小倉藩（小笠原左京大夫忠幹）丸岡藩（有馬遠江守道純）を遊軍と爲し、其の他各藩兵の部署を定め會津侯之を指揮し、進んで長兵を掃蕩せんとす。

長兵探知し夜に乗じて、京都を襲ふ。翌日（十九日）官軍之を塗に要し、激戦して大いに敗る。長の別隊突進して禁闕を犯す。衛兵奮戦して亦之を敗る。長兵遂に盡く潰走す。是の役や會桑薩大垣の兵最戦を力むといふ。

有栖川宮及鷹司輔熙（前關白）中山忠能（大納言）等公卿十三人の參内を止む。

同月二十三日、長州征討の勅命を下す。

松平大膳大夫儀兼て禁入京候處、陪臣福原越後國司信濃益田右衛門介等追々差出候處、以寛大仁恕雖扱更無悔悟之意言を左右に寄せ、不容易意趣を含み既自兵端を開對 禁闕發砲候條其罪不輕加之父子黒印の軍令條授國司信濃全軍謀顯然候。旁防長に押寄追討可有之候事

七月二十三日

幕府は勅命の下ると同時に、左の各藩に令して軍備を整へ、後命を待たしめ、此の他萬石以上の諸藩に命じて戒嚴せしむ。

德島藩（松平阿波守）

福岡藩（松平美濃守）

- 津山藩 (松平三河守)
- 鳥取藩 (松平相模守)
- 熊本藩 (細川越中守)
- 久留米藩 (有馬中務大輔)
- 岡山藩 (松平備前守)
- 松江藩 (松平出羽守)
- 伊豫 松山藩 (松平隱岐守)
- 柳川藩 (立花飛彈守)
- 廣島藩 (松平安藝守)
- 鹿兒島藩 (松平修理大夫)
- 濱田藩 (松平右近將監)
- 宇和島藩 (伊達遠江守)
- 佐賀藩 (松平肥前守)
- 津和野藩 (龜井隱岐守)
- 備中 松山藩 (板倉周防守)
- 小倉藩 (小笠原左京大夫)
- 中津藩 (奥平大膳大夫)
- 福山藩 (阿部主計頭)
- 龍野藩 (脇坂淡路守)

同月二十六日、長州の江戸屋敷を取り上ぐ。

是の月、幕府は横濱鎖港の事を水戸侯に委任し、又外夷拒絶のため、海陸警衛士氣振興の令を發し、水野(山形侯)稻葉(淀侯)の兩閣老を以て海陸御備向掛とす。遣外使池田筑後守、河津伊豆守、河田相模守の一行歸朝す。使命を果さざるを以て譴責せらる。

八月〇日、長州候父子の官位を剝がる。幕府も亦松平姓及び將軍の御諱を召し上ぐ。(大膳大夫慶親は敬親と改め長門守定廣は元徳と改む)

(大膳大夫慶親は敬親と改め長門守定廣は元徳と改む)

同月三日、長州侯、書を朝幕に呈して家臣暴動の罪を謝す。

去月十八日夜、私家來脱走の者共諸浪士へ相加はり、闕下近く罷出及騷擾候趣不憚 朝廷次第深奉恐入候。右一件は脱走の者共爲鎮靜國司信濃差登折柄益田右衛門介福原越後も罷登居候に付申談鎮靜可仕等の處、却而脱走の者に被誘私並長門守宿志を取違、自己の了簡を以書付迄も相認差出、終に及騷擾候段甚以不届至極不謂儀に付、右三人の者共末家毛利淡路守へ先預置此餘如何可申付哉御差圖可被成下候。猶又於父子不存義とは乍申、兼々示方不行届故の義に御座候に付、幾重にも奉恐入候。依之父子共於國元愼罷在候に付何分 御沙汰被仰付可被下候。以上。

八月三日

松平大膳大夫

尋で又左の陳情書を呈す。

去月十八日の夜、私家來脱走の者共諸浪士へ相加り、闕下近く罷出及騷擾候趣、大坂屋敷の者より遂注進奉對朝廷不憚次第に付、不取敢御届として、一人差登せ候處、其後遂注進候趣にては、脱走の者共所々に屯集及哀訴候に付、爲鎮靜國司信濃差登候處、折柄福原越後出府懸合の次第承之暫伏見相備、尙又別用有之、益田右衛門介にも罷登候に付、申合鎮靜方爲仕候處、不

計も脱走の者共に被誘、私趣意取違終に同心仕私に書付認差出候由
闕下近く及騷擾候段、幾重にも恐懼の至奉存候。依の私義辭官退隠仕度左候。而三人の者共末
家毛利淡路守其外へ預ケ申付取調の上、其罪吃度可申付と奉存候。先右之段申上置候。以上

八月

長門宰相

同月四日、英佛米蘭四ヶ國の聯合艦隊馬關を襲撃す長軍連戦利あらず九日に至り和を講ず。

八月七日紀伊侯（中納言茂承）を以て征長總督とし越前侯（松平越前守茂昭）を副將とす。

同月九日、紀伊侯の總督を罷め、尾張老侯（前大納言慶勝）を以て之に代ふ。幕使逸見甲斐守尾
州に急行して其の命を傳ふ。尾侯依違して命を奉ぜず。紀侯も亦憚ばず。去歲八月政令一變後再變
の端此に發すといふ。

同月十一日、幕府江戸の長藩邸を破却せしむ。

同月十三日、幕府各藩に長防征伐の寄手を命ず。其の部署は左の如し。

陸路藝州より岩國、夫より山口へ攻寄候面々

一番手 松平安藝守（廣島四拾貳萬六千石餘） 板倉周防守（備中松山五萬石） 眞田信濃

守（信濃松代拾萬石） 阿部主計頭（福山拾壹萬石）

松平安藝守始へ應援の面々

二番手 松平近江守（廣嶋支藩三萬石） 三浦備後守（美作勝山二萬三千石） 板倉攝津守

（備中庭瀬二萬石） 本多肥後守（播磨山崎一萬石） 松平備前守（岡山參拾壹萬

五千二百石） 脇坂淡路守（播磨龍野五萬千八拾九石餘）

御使番 松平左金吾 軍目附 向井左門 小笠原鐘次郎

陸軍岩國より萩、夫より山口へ攻寄候面々

一番手 松平相模守（鳥取參拾貳萬五千石） 松平右近將監（石見濱田六萬千石） 龜井隱

岐守（同國津和野四萬三千石）

二番手 松平三河守（美作津山拾萬石） 松平出羽守（出雲松江拾八萬六千石）

松平三河守始へ應援の面々

有馬遠江守（越前丸岡五萬石） 松平佐渡守（出雲廣瀬三萬石） 松平主計頭（同國

母里一萬石）

御使番 内藤彌左衛門

軍目附 大島主殿 朝倉小源太

海路四國より徳山、夫より山口へ攻寄候面々

一番手 松平阿波守（徳島二十五萬七千九百石餘） 松平隱岐守（伊豫松山拾五萬石）

二番手 松平讀岐守（高松拾二萬石） 伊達遠江守（伊豫宇和嶋十萬石）
松平讀岐守始へ應援

松平壹岐守（伊豫今治三萬五千石）

御使番 水野采女 軍目附 服部仲 遠山左衛門

海路下之關、夫より山口へ攻寄候面々

一番手 細川越中守（熊本五拾四萬石） 小笠原大膳大夫（小倉拾五萬石） 奥平大膳大夫

（中津拾萬石） 小笠原近江守（小倉新田一萬石） 小笠原幸松丸（播磨安志一萬

石）

小笠原大膳大夫は領分近之儀に付而者、細川越中守奥平大膳大夫右者先立可相向候小笠原近江
守同幸松丸儀者小笠原大膳大夫と一手に相成可相向候。

二番手 松平美濃守（福岡五拾二萬石餘） 松平肥前守（佐賀三拾五萬七千石餘）

松平美濃守始へ應援

小笠原佐渡守（肥前唐津六萬石）

御使番 多賀鞆負 軍目附 曲淵鑄市 岩瀬敬太郎

海路萩、夫より山口へ攻寄候面々

松平修理大夫（鹿兒嶋七拾七萬八百石） 有馬中務大輔（久留米二十一萬石） 立

花飛彈守（柳川十一萬九千六百石）

御使番 天野民七郎 軍目附 平岩金左衛門 内藤平八郎

右の通被仰出候陣中の義は、萬事尾張前大納言殿御指揮に従ひ、速に遂成功候様被仰出候。

是の時我が唐津藩主より幕府に差出したる請書は、公の事蹟に關係なきも、又當世の情況を偲ぶ
便となれば、左に掲ぐ。

去る十三日の御奉書、今二十八日相違拜見仕候。松平大膳大夫追討被 仰付候に付、海路下之關
よりの二の手松平美濃守松平肥前守へ被 仰付私儀者右の面々、援兵被 仰付候間申合同所より
山口表へ驅向ひ、大膳大夫父子始誅戮可仕旨被 仰出、且又長防兩國へ攻入候口の割合方の儀者
御別紙の通被 仰出候間、是又可申合旨、尤當月中出陣の心得に而出張日限の儀者、尾張前大納
言殿へ可相伺段依 上意被 仰下候御紙上の趣奉長候。
右御請爲申上捧飛札候。恐惶謹言。

八月二十八日

小笠原 佐渡守

水野 和泉守 様

牧野 備前守 様

阿部豊後守様
諏訪因幡守様

同月十八日、宮津侯（松平伯耆守宗秀）關老と爲る。少老相良侯（田沼玄蕃頭意尊）水戸の天狗齋討伐の將として常總地方へ發向す。

同月二十三日、毛利大膳父子、征伐のため將軍家進發の令を布く。

同月晦日、朝廷傳奏を以て、長州征伐を幕府に促す。

彌御清榮珍賀候。抑防長追討總督尾張大納言へ被申付候得共、今以て御請無之哉に相聞え候。右様及延日候ては不都合且難澁の義出來候哉も難測候間、急速御請上奏等無之候はゞ、先副將以下進發早々追討可有之旨被 仰出候に付、早々申入候。猶被申談可然候。御勅考有之様に存候。仍如斯候也。

八月晦日

野々宮中納言
飛鳥井中納言

松平肥後守殿
松平越中守殿
稻葉美濃守殿

九月朔日、諸侯江戸參勤の年割及び嫡子妻子在府を舊に復することを達す。

同月十六日、公謹慎を免さる。昨年六月公の朝議を蒙むるや幕府は之を憫み、是の歳四月謹慎を解かれんことを乞はれしも、京紳の餘憤尙ほ強くして許されず。偶々七月長州犯關の變ありて翌月阿部關老（豊後守正外）の上京するに當り復た乞ふ所あり、又一方には寵臣大野又七郎窃に書を公に呈し、脱藩して京に入り交を會藩士に結び、陽に其藩士と爲りて周旋す。藩士も亦頗る之を幫助す。又七其の紹介を以て二條關白（齊敬）の用人高嶋右衛門と會し、公が當時嫌疑を受けたる事情を分疏し、其赤誠の存する所を關白に通ぜしめ、且幕吏永井主水正（京都町奉行）をして一橋家を説かしむ。加ふるに佐幕派たる薩州、肥後、土州、久留米藩等の在京留守居も、幕府のために公の再起を望み、相謀りて京紳及び一橋家に就いて説く所あり、是に於て一橋家は參内して再三懇請せられしかば、朝議遂に之を容れ八月二十八日、傳奏野々宮中納言より左の通り達せらる。

小笠原圖書

不束の次第有之候に付、昨年御咎被 仰出官位被召放候處、此度幕府段々出願無據筋も有之格別の御憐愍を以御咎被免候事

但諸大夫被 仰付候事

右の達文に由れば、前官位は既に剝がれ居ること瞭然たるも、幕府は之を秘して公に通ぜず。又

七郎も亦始めて之を知りたるを以て、關白家に就き官位如故と改められんことを乞ひ、一橋家も亦頗る之を争ひ、翌月朔日參内して關白に申請す。關白曰く。

他よりも其の申請ありて委曲を悉すと雖も、官位如故とせば關東に於ても果して復職せしめて征長の監軍たらしむることを諾するや。と、

卿答へて曰く。

此の件は固より關東に交渉する心算なるも、果して我が意見を容るゝや否や必成を保ち難し。

關白曰く。

余が今監軍たらしむることを主張し、群議を排して官位如故と改めもし關東に於て其の命なきときは迷惑せざるを得ず。と、

議決せず。越えて三日、一橋家又參内して、達文の變更は暫く措き、四品に叙せられたしと乞ふ。傳議兩奏意らく。一時に二階を昇ぼすは甚優遇に過ぐと。ために議論紛出す。獨關白は官位返上を秘したることを知り、一橋家の申請を諒すと雖も、もし今此事を明さば更に紛議の生ずるを憂へ、依違して決せず。五日、一橋家又參内し更めて乞はれしも、衆議の決せざるを見て兎も角も其達文を關東に送り、然る後謀る所あらんと欲し、遂に之を受くるに決す。又七郎は始めより強いて之を乞はず、意らく先づ謹慎を解くを得ば幸なり。且つ公の意を測るに、父佐州公は五位にして己

れ、四品たるは平素平ならざる所、今日位階の高下を争ふ場合にあらず。と、依て其の意を一橋家に通じたれども、卿は是非共官位如故せんと思ひ、斯く三度まで參内して乞はれしも、事の容易に成らざりしは、京紳一般に公を目して開國家と爲し、強硬の議論を抱く者と猜したるがためなり。

而して關白の語中に監軍云々とあるは、今次長州追討軍に目附位の小吏を附しては大藩を制する能はず。故に公を推して鎮西監軍たらしめんとの議論、薩州肥後久留米藩士等の間に起れり。殊に肥後久留米兩藩の意には、今次の追討に薩藩の意氣込み甚強く、他藩に頼らず獨力を以て之に當らんと欲するが如し。其の際有力なる監軍ありて之を監視せずんば、如何なる混亂を生ずるも科り難し。と窃に一橋家に進説せしに、卿も亦之に同意し、關東に交渉せんと思はれしも、當時卿の發議は關東に於て沮抑する傾向あるを以て、諸藩より之を乞ふに如かずとして、久留米藩士久徳與十郎は江戸に急行して謀る所ありしも、總督すらも更迭する状態なれば、其の議容れられずして監軍を置く事の行はれざりしは、幕府が一着に征長の軍略を誤りたりと謂ふべきか。斯くて九月十五日に至り關老高嶋侯（諏訪因幡守忠誠）より、佐州守家來に宛て御用の儀候間、明十六日佐渡守名代として一類中一人用邸へ出頭すべしと達せらる。翌日御先手本間彈正を出頭せしめしに

小笠原圖書頭

愼不殘御免前日の通諸太夫被仰付並嫡子の通御心得候様被 仰出候。

と達せらる。是に至りて公の宛全く伸ぶ。翌十七日伺の通り壹岐守と改稱す。同月二十一日、御城使役の者をして老中御用番に左の伺書二通を出さしむ。翌日御附札あり。

同氏壹岐守先達而四品被仰付候節口宣位記項戴仕候。右者返上可仕義に御座候哉此段各様迄御内慮奉伺様候被申付候。以上。

九月二十一日

小笠原佐渡守内

神田六太夫

御附札

書面の趣者此度改而諸大夫被仰付候に付、先達而諸大夫並四品被仰付候節の口宣位記共返上仕候様可仕候事

同氏壹岐守儀前々の通諸大夫被仰付、希鑑間席嫡子並の通可相心得旨被仰出候。依之同席並諸席打込座順の儀相心得罷在度、此段奉伺候。以上。

小笠原佐渡守内

神田六太夫

御附札

書面席順諸席打込順共松前志摩守次と可被心得候。

公は謹慎中も天下變亂の生ずるを憂へ、在府の藩士に文武を奨励することを怠らず。又屢々書在在邑の叔父長光(朱門公子と稱す當時藩政に參與す)に寄せて武備を嚴にすべきを諭せしが、謹慎の解けたる斯の月には、藩邸一般に令して、四十歳以下の者の飲酒を禁じ、老少を問はず、文武の業を勉めしめ、深川藩邸(高橋)に於ては屢々洋兵式の訓練を行はしめ、遊惰放蕩なる者數名を罰し、佐州公が藩地に於て長州追討のため佐、筑二藩の應援を命ぜらるるや、其の軍備を補ふため、武技に秀づる者數十名を選抜して西下せしめ、唐津の地勢、玄海に枕すを以て汽船購入の必要を感じ、歸邑の老臣等に意を含めて此の事を斡旋せしめしかども、藩地も征長出兵等にて用度多端の際なるを以て、其望みを果す能はざるを遺憾とせり。翻つて、公が二六時中、斷えず心を用ふる藩地の形勢如何と顧みるに、何くも同じく二百餘年の太平に慣れたる士民が俄に出兵の沙汰に接せしことなれば、其混雜推して知るべきのみ。爰に朱門公子が公に呈せし書簡の數節を抄出して、當時當事者が出兵に心を苦め、其の他藩務に意を用ふる状態を偲ばしむ。

前略、右邊迄相認め候處、御地八月二十日出中早着正に九月十一日夜也。前文申上候長崎御用の儀御地に而御伺に相成則其附札の趣、對州援兵の義者御出陣中御免。長崎の義者同所詰合に而是迄の通可相心得との御事、此儀當政府に而執政共申に者詰合者聞役一人の義に候間暗に、御棄置の御趣意に可有之歟とも申候得共、是迄の通りと候者、矢張御人數等の手配等者可有之義に而、

此所如何相心得可然哉。

實者處置行詰り裁斷相成兼候所詮適實に御人數配當仕候得者長崎並御領海守備に而二タ手御出陣の御勢二タ手、都合四手に者致置可申存候得共、何分御人數其外共御行届無之是非權道の計無之而者、間に合不申大に當惑仕候。先御出陣も惣人數二千二百二十一人惣計に而、内帶刀の者四百十七人中間六百八人、持夫千百九十六人と調方より申出有之、尤御旗本一備の御人數に御座候。此外に中澤務先達而小倉え御見廻に罷出候人數三百餘人者洋隊に而別手御先備體に致置候。

此分者右の外也右の御用意者相整候姿に至り候得共、持夫中間等郷夫の義に付餘り過多雜人相省可申趣意にも不叶、旁省略無之而者第一秋熟農務專一の時節郷の壯を盡し候姿に而者後日の疲弊甚以御案申上候に付、九月十三日百東九郎右衛門へ申達し強而雜人省略仕候様心配致させ漸百四十四人の減省を相心懸銘々簡易に立武勇專一に研究仕候様折入而申聞置候處、大氣憤發の者も有人未治定無之申出者無之候得共、餘程減省にも可相成との事に御座候何卒五六百者減じ候様祈居候帶刀の者は四百人丈御供申上候。

又務手に百人計御留守居老少の外無理無理一手の御人數者可有の奉存候得共長崎御用と海岸御人數と相分り候程に、御人數は逆も御六ヶ敷と奉存候。此邊實者策略不相定只々御出陣御用意一盃の處に御座候。右二十日出御便にも公儀より御征伐の諸御所置時日等御治定の御儀も無之是者

先如何相成候事哉。日々隆命相仰罷在候儀に御座候。云々（九月十九日付書簡）

蒸汽船の談近藤大夫上坂被命此方より者田林東藏に申付調不調に不拘、上方に而一論起り候筈の處、此節長藩京師騷亂より押移り、且つ又火船手に入方元來定策無之候事故、此一事當時再評も無之折角の御主意に者御座候得共、實に全國力の外なる仕事に候得者、誰にも取付兼候次第先御憐察奉願候生財家も別而權變に通じ候人を得不申遺憾の至に御座候。〔中略〕

御別紙大村藩遊歴士渡邊昇事申上候處、此節柄重大の事件にも相亘候段被仰下右に付懇々御教示一々奉畏候愚存にも大抵思召しの三四分者兼而心懸候趣故委細戒慎愚意一杯に取定置申候。尤右等の應接者野邊英輔を召使他人の關係無之様に致置候。彼昇者其後大村藩に而長崎勤番に出居候由。是等の輩一向長藩攘夷の説を尊信いたし且尊王攘夷の大典などと申事大諸侯に而近來の通語と相成候を喜び君父などの顧みは無之、恐多くも天子の朝臣たる心得と相見へ、平日者同意の者共國浪士と唱浮浪を慕候風儀の者と相見え候近來皇朝學者亂賊首魁たらざるは公家の奴となる時世の變、本居宣長再生仕候はゞ頭を搔可申隨而漢學者も寸法違多しと見えたり。偶蘭英の學者は此外としても此類は又夷人の間者の様にも相見え、何も知らぬ地金の日本人より劣候者可歎息義に御座候。云々（九月二十四日書簡）

斯く、出兵等のために財政の困難を想ふるにも拘はらず、公は汽船購入の一事は餘程必要を感じ

たりと見え、其の後藩士長谷川久徴善兵衛をして勝義邦（麟太郎）の兵庫の塾に就き、航海術を傳習せしめ、後唐津に趨き諸老臣を説かしめ遂に賛同を受けたるも、司計の小役人に支えられて遂に進捗せざりしかば、公は此者「ヤリソコ子」と歎辭を發したる事ありき。這は些事にして後日の談に涉れど筆の序に、爰に又朱門公子の書簡より抄出して汽船購入一件の結尾とす。

蒸汽船の義者善兵衛御懸り被仰付候事奉畏候得共、當地に而今一人此義を存込候者見出し、同時に申付候半では手を出し方在之間敷勘辨仕候。御趣意の段者追々執政共へも申聞相談可仕候。此者「ヤリソコ子」の御論如何にも御同案に奉存候。中々寄物に御座候間、其奇の「ムダ」に不相成様、折角心配仕候事に御座候。云々（元治二年三月二十二日書簡）

同月二十日水戸侯の同朋相田盛阿彌なる者來りて侍臣に就いて侯の密旨を傳ふ。

一、以前の通御懇意被成度事

一、水府浪人當屋敷へ推參願出候義も有之候はゞ、不包水戸家へ通知せられたく、且つ願筋取揚

無之事

一、水戸家御處置の義御相談被成度事

公、侍臣をして答へしめて曰く。懇命の忝なきを謝す。爾後舊に仍りて門下に伺候すべきも、引退後は世事に疏し、盛意に副ふ能はざるを恐る。と、盛阿彌唯々として去る。蓋し此の時、水戸の

亡臣武田正生等は尙ほ常總の間に出沒して人民を苦むるも、水戸家は之を制する能はず。故に來りて公の意見を徴し、且つ生麥の償金に關し、正生等が公を賣りたる事を暗に謝せんと欲せしをり、公は固より意に介せざれども、萬一彼等の爲めに累の及ばんことを慮り、巧みに辭令を設けて之を謝せしなり。其の後正生等は筑波山の壘を保つ能はず、翌月二十三日圍みを潰りて上國に走り、遂に戮に就きしも水戸の内訌は益々激し、公の之を避けたるは先見の明ありと謂ふべきか。

是れより復た一轉して前例を逐ひ、公の事跡と他の事件とを參互錯綜して叙せんと欲す。然らざれば公が再勦の後、何の故に進んで兵庫開港談判に臨み、禦侮折衝せしか。何の故に奮つて長州再征の難局に當りしか、其の避くべからざる由來を知ること難ければなり。

同月二十二日、尾張老侯征討總督の命を受く。幕府が此の命を發したるは八月九日とす。遷延此に至りて遂に命を奉ず。然れども尙ほ遲疑して進まず。十一月に至りて廣島に進發す。

同年十月十四日、公は將軍家の進發緩慢に過ぐるを慨歎して一書を裁し、宿論たる貨幣改鑄の意見を竝記し、水野閣老に託して竊に台覽に供せしむ。

乍恐謹而奉申上候。私義昨年六月蒙御各候已來猶又御沙汰を奉待戰々競々と深相愼罷在候。處不存寄此度愼御免被成下置御厚恩の程重疊難有奉存上候。早速登城仕御禮申上度奉存上候得共、昨今年折續大病相患ひ、唯今以折臥罷在候仕合故、何分御禮も申上兼甚以不心次第に奉存上候。然

處上書仕候者猶以恐俱至極の段に御座候得共、當時勢に付聊心付候事も有之國家の御安危にも拘り候御儀と奉存候得者、何分難默止無據以書取申上候。

一、當七月京都表に於て、毛利大膳家來暴發一條何共申上様も無之言語同斷奉驚入候。誠に危き御事に御座候處、肥後守始手廻し能出張忠勤相勵候間、虎口を御通れ被遊候御義夫と申も全御高運に被爲入候故の事、就而者御中興の基本も是より相開け昌平萬萬世御限り不被爲在候御義と恐悅至極奉存上候。乍去事は難成して敗れ易く、時は難得して失ひ易く御座候間折角御開け可申見え候。而も御處置の善惡緩急に寄候而は忽ち相塞り候間、此上の御處置至極御大切と奉存上候。

一、毛利大膳父子御征伐被仰出候に付、諸侯夫々討手被仰付、右惣督は尾張前大納言殿へ被仰進候段、至極候相當の御處置奉感服候。引續御自身様御進發可被爲在趣被仰出此段に至候而は、別して難有御義に奉存上候。一には朝命を被爲重、二には太平久敷折續候怠惰の風を御振起御武威御更張可被遊御主意にて、聊御安居不被爲遊、御自分被爲先候御義と實以感泣の至手の舞足の踏を不知奉存上候。然處申上候も恐多御義に御座候得共、右御進發に付而は、世間に而種種の風評申ならし、是は、全天下の人心を御引立被遊候御手段夫故、御進發被仰出は御座候得共、御頃合被仰出無之より眞實御進發の思召は不被爲在果は御沙汰止みに相成可申杯、乍恐東

西共人々奉疑惑候趣に相聞え扱御残念至極の御義に奉存上候。

勅命を被遊御謹嚴斷然被仰出候御事止め杯と申義は、千々萬々不被爲在と者奉存上候得共、人氣も亦大切に御座候。右様の事申ふらし候者多分に相成候得ば、自然人氣動搖仕間敷ものにも無之、甚奉恐怖候夫と申も畢竟御進發御手間とれ被遊候處より、右體の風聞も起り候事、折角御主意も水の泡と相成第一天朝へ被爲對乍恐御尊奉の御主意に被爲背候御義、既に御所内御殿向へ彈丸も飛來火炎も届候程の次第、其時御所の御模様御想像被遊候は、一日半時も御安眠は御出來不被遊筈に御座候。然處殊の外御ゆる／＼被遊候者如何の思召に被爲入候哉甚不審の御義に奉存上候。此上萬一御進發御催促の勅諭等出候様の義御座候而は猶更以深被爲恐入候御義と奉存上候。何卒御英斷を以速に御進發被爲在上は朝命を被遊御尊奉下は兼而の御沙汰にあらざる事を、天下の人に御示し、被遊度此義深奉希上候義に御座候。

一、中國西國其外の諸侯何れも長州の暴行を一時憤怒の餘り、一息に踏破らんと思込候處程立候内にはいつとなく銳氣も衰へ可申歟。其處へ御進發被遊候而も自ら盡力の念慮も薄く可有之、此處深心配仕候。孫子にも朝氣銳盡氣情と有之候。兎角御進發御早く不被爲在候而は大事去可申奉存上候。

一、會津は忠義、武略共拔群に而頼母敷者と奉存上候。先頃より御速に御進發の義遮而奉願候哉

に薄々承知仕候。折角存込奉願候處、一向御取用無之餘り、御延に被爲成候而は大に望を失ひ可申、會津杯萬一氣離れ仕候様に而は乍恐御右の御腕を被爲失候同様に而、無此上御不都合外諸侯も承り傳へ實以力を盡候者は有之間敷奉存上候。

一、實否は未曉と承知不仕候得共、毛利左京より此頃京都へ歎願書差出候哉にも承及候。萬一左様の義御座候共當節は取合候者も有之間敷候得共、度重り候得ば又如何體の變動を生ず間敷ものにも無之、甚以心配至極奉存上候。且つ又御進發追々に御延引相成候内前文の通歎願書杯出右等の變動より、御征伐は最早御見合杯との勅諭に而も出候而は以の外御不都合の御義是最可恐事と奉存上候。

一、長州の事は暫差置、近來頻に浪士體の者跋扈仕候は其根元乍恐御武威の被爲衰候より事起り候様奉存上候。就而は是非共御武威御更張不被遊候而は不爲成御義と奉存上候。併夫も俗に申からいきみとやら何事もなき時分異様の御武威御更張も御出來被遊兼候譯に御座候處、此度京都表の暴發は誠に願而もなき天幸御中興の御大業可被遊御成就御好機會に御座候。此機會決して御失ひ被遊間敷千祈萬禱此事に御座候。萬一此機會一度御失被遊得ば、最早天下は不可爲事と不堪大痛哭の至奉存上候。

一、太平久敷相續候義御供方其外御用途不殘御調の上御進發と申候而は乍恐御六ヶ敷御義と奉存上候。屈強の者先三千人計も相揃候はゞ、決して御手薄の義は有之間敷、餘は無御構御英斷を以斷然御踏出し御座候様奉願上候。既に昨春の御上落さへ十分に御調無之内御踏出し被遊候御義、御英邁の程深感服罷在候。此節は猶更御奮發可被遊御義と奉存上候御踏出し相成候はゞ遅仕居候者は壹人も有之間敷、平生遊惰の者も我を忘れて飛出し、御跡より馳付可申は必定に御座候。駿府邊に而御待合可然哉に奉存上候。若又御踏出しの義何様にも急に御出來被遊兼候はゞ御日限斗にても先被仰出可然奉存上候。一旦被仰出又々御日延に相成候は不被仰出にはおとり候様申者も可有之候得共、左に無之縱令は兩度は御日延に相成候共不被仰出には遙にまさり可申奉存上候。尤御出陣の日は最上の吉日御撰可被遊聊に而も御心障の御義被爲在候日は不宣奉存上候。

一、勇法は人々の生質に御座候得共、一つには仕方に寄り性も勇と相成候様奉存上候。其怯を勇に致候仕方は賞罰の二つに限り可申候。今度京都表の一條拔群に死力を盡し相働候者へは御手厚に御褒賞御座候様奉存上候。此御取扱萬一御手薄に御座候は今後の働十分に無之義と奉存上候。尤賞罰共間違候而は大に人氣に障候間、能々御穿鑿被爲在候様奉存上候。

右等存付候に任せ不顧恐奉申上候併斯御延引相成候も何歟深遠の御廟算可被爲在處御都合の程も不相辨、妄に愚存申上深重奉恐入候得共、心付候而不申上は却而不忠の至御取捨は御上に被爲在

候事と聊無伏藏奉申上候。元來不文の上病中精神も恍惚と仕り別而不行届其上不取留風聲等認込大不敬の段誠以奉恐入候。御寛大の御沙汰被成下置候は、重疊難有仕合奉存上候。誠恐誠惶頓首。謹言。

元治元年甲子十月

以別紙祕密奉申上候。長防御征伐の義、實は格別御六ヶ敷事は有之間敷御出馬にも不及御義と奉存上候。然處篤と愚案仕候に京都表の御規則未曉と相立不申様奉存上候。參政國事掛學修院等は先頃御廢止相成候得共、矢張此節も陪臣杯關白殿へ直に罷出候趣に薄々承知仕候。右等の處前々の通曉と御規則御定不相成候而は迎も天下は治り申間敷奉存上候。夫には御上洛の上御直に御奏聞不被爲在候而は中々守護職所司代杯に而は御規則相立申間敷奉存上候。此度の御進發にも幸の御事早々御出馬被爲遊候は、長防の事は忽片付可申、御武威十分御更張の上直に御入洛に而右御規則御取定と申御手續に相成候は、至極御都合宜敷と奉存上候。左すれば御進發は長防御征伐の爲のみには無之、實は京都表の御規則御取定の爲に千々萬々奉希上候。義に御座候宜敷御賢考可被成下奉願上候。

一、金錢改鑄の義は昨年も極密奉申上候。一體諸色高價相成候は外國交易相始候故とのみ相心得居候者不少様奉存上候篤と愚察仕候處、何様交易の爲に高價相成候譯も御座候得共、其本畢竟金錢薄惡に相成候故の事と奉存上候。縱令此後交易御差止に相成候とも金錢御改無之候而は十分の下落は仕間敷候。世上斯不穩形勢罷成候に付而は人望別して御大切と奉存上候、人心を御取被爲遊候には世人の第一番難溢仕候義を速に御救可被遊御事に御座候。當節世人の第一番難溢仕候は諸色高直に而御座候間、是を御救被爲遊候事最御急務と奉存上候。諸色を引下げ候様御仕向被遊方種々可有之御座候得共、金錢の性合御改被遊候事第一の根本と奉存上候。大逆無道の長州を只今に相成候。而も譽候もの又は大に惜候もの御座候は何故に御座候哉。是は全諸人の爲に諸色の高直を厭ひ、利を締候奸商共を致切害候故に而人望の歸候事如此御座候間、只今御事多之御中には御座候得共、一刻も早く御取懸被爲遊候様奉存上候。

元治元年甲子

是の時、水野閣老に贈れる書は左の如し。

小箋奉拜呈候。逐日寒冷相募候處被成御摘益御清穆可被成御座奉願拵候。然ば其後は打絶御無音申上候條恐縮至極奉存上候。尤御谷中萬事相慎他人而會は勿論文通等も一切差控罷在候間、自然

御無音相成候段不惡候憐察可被下候。扱私事去月十六日慎御免被仰付重疊難有仕合奉存上候。全尊君様杯厚御周旋被下候義と不堪拜謝御厚禮奉申上候。早速登城仕御禮申上度奉存候得共、昨年打續大病相患兎角快復仕兼、其上新寒に向ひ疝癩時々差起り甚難溢仕只今以平臥罷在候仕合、右故何分登城も出來兼誠以奉恐入候義に御座候尤追々快方に赴候間一刻も早く罷出度精々養生仕居候。右不快中恐入候得共少々申上度義御座候に付、上書一封尊君様へ相願候間、極密御手許へ御差上被下候様奉希候。未登城も不仕候而上書仕候は尙以恐至極御座候得共、聊心付候義有之愚存には御座候得共此節柄萬一々條に而も御用に相立不申上は却而不忠の至と病を勤めて鹽嗽仕り、謹而相認候元より御取捨は御上に被爲在候事と不願恐不避忌諱十分に奉申上候。然處大病後目うとく、手ふるへ其上精神も恍惚と仕り何分思ふ様に認取兼甚以不行届不敬之義も多々可有之夫等の處は尊君様何卒宜敷御取成可被下奉希候。一體參堂し而相願候筈の處前文の次第無據以紙中申上候段御寛赦可被下候。御上御高覽の末は尊君様にも御覽被下心得違の廉は幾重にも御教示被下度、若又御同意にも御座候はゞ尊君様よりも御申上の程奉希候扱又勤役中は不一方御懇篤被成下、只今に朝夕存出し御厚情の程難有御禮難盡筆紙奉存候。從是は猶又御懇篤被下候様奉希候勤役中は何歟有頂天に相成駈廻り候得共、只今心靜に考候へば誠に不行届の事のみ而實に御はづかしく、面目も無之次第に御座候。乍末御惣容様へ萬々宜敷御鶴聲奉希候。右申上度如此御座

候。恐惶謹言。

十月十四日

再陳時下折角御自愛專一奉存候私儀本文申上候通りに而追々快方罷成候間、乍憚御休慮可被下奉希候。

此の上書を反復熟覽する毎に、幕吏の優柔不斷千歳一遇の好機を失ふを痛歎せざるを得ず。陽に將軍の進伐を聲言して士氣を鼓舞せんと欲しつゝ、却て進伐を遷延し、尾張總督等に一任して事を誤り、識者のために苟且偷安の譏りを受け、怯懦爲すなきを看破され、益々討幕派の氣焰を高め、昨年八月の政變以後、漸く貞復の端を發きし運命をして再危殆に瀕せしむ。嗚呼、是れ天意か、人爲か。畢竟三河武士が二百年餘の昇平に慣れ、遊惰に流れて祖先の遺風を失墜せるに由ると謂はざるを得ず。

同月十五日、薩藩の軍賦役西郷吉之助(隆盛)尾張總督に謁して畫策する所あり。總督始めより薩藩に信賴す。故に吉之助の説を容れ、吉井幸輔(友實)と共に山口に到らしむ。吉之助等は廣島を経て、二十七日山口に着し勸説す。翌月二日廣島に返り(是の時總督は未だ廣島に來らず)。滞留二旬、小倉に至り轉じて博多に遊ぶ。是の時高杉晋作逃れて筑前に匿る。人あり紹介して密に平尾の山莊(野村翠東(尼の住居)に會せしむ。是れ薩長が宿怨を解き、連合を謀る端緒にして、後の長防の形勢一變せる萌芽も亦此に

發す。總督が敵に糧を齎す如き不明の處置は細説せずとも自ら會得せん。

十一月朔日、公解慎後始めて登營す。十三日に至り諸大夫被仰付たる口宣位記を受く。

同月十二日、長州侯、犯闕の三老臣をして割腹せしめ使をして其首を廣島に齎らさしめ、之に左の謝罪狀を添へて尾張總督に呈し、且山口城を破壊し脱走の五卿の處分を爲さんと乞ふ。蓋し是の時長藩は内外の壓迫を受け、藩論一變せる上に薩藩のために勸説されたるに由る。

私家老益田右衛門介福原越後國司信濃、去七月於 蟄下騷擾の始末深奉恐入候。右に付、三人の者禁錮申付御差圖相待候處、却て過慮に相當候儀と奉存候。此度嚴刑に處し首級奉備御實檢並參謀の者一同斬首申付、委細吉川監物を以申上候通に御座候。全私父子平常の緩せ罪科難遣の寺院え蟄居恐懼罷在何分の御沙汰、謹で奉待候。以上。

元治元甲子年十一月

毛利大膳

是の日、佐州侯唐津城を出馬し、十五日小倉に着す。相従ふ士卒貳千四十三人、外に船數大小三十艘。

同月十六日、尾張總督廣島に着す。

同月十八日、尾張總督長州服罪の事を朝廷に言上す。

謹而奉言上候。毛利大膳家老志道安房儀當月十三日藝州二十日市と申處迄罷出申達候は當月、京

師に於て暴動に及候者罪魁益田右衛門介湯原越後國司信濃三人之首級持參仕實檢に備度宜差圖有之候様仕度旨、松平安藝守家老迄申立候。右は右衛門介初存命候は、生活の儘可差出筋合の旨、安藝守を以先達申談候趣未相達内斬首差出候に付、右首級廣島國泰寺に護送の上同所に差出警衛爲仕臣慶勝儀一昨十六日、廣島表え着到仕候に付、今日右衛門介初首級實檢仕候處、相違無御座候。且右暴動に及び候參謀大膳家來完戸左馬之助佐久間佐兵衛竹内正兵衛中村九郎儀於、國許斬首申付候旨並久坂義輔寺島忠三郎有馬又兵衛儀は暴動の節於京都相果候旨、安房申立候。就夫右衛門介始三人の首級石灰に爲詰置候に付ては、右首級如何取計可然哉の儀幕府へ相伺候儀に御座候。依之右等の次第奉言上候。誠恐敬白。

十一月十八日

前大納言慶勝上

是に於て長州侯父子は萩の寺院に屏居し、脱走の五卿は福岡藩に預けらる。

同月二十五日、藩主佐州公は老臣百束持盈（九郎右衛門）に尾崎念（嘉右衛門）を差添へ、越前副總督の營に遣して左の建白書を呈せしむ。

去十七日、御渡御座候尾張前大納言殿より被仰出候毛利大膳父子伏罪の姿も相顯候に付、十八日打入の義御左右御達御座候迄見合可申旨御達の趣奉畏候。然處伏罪の儀如何の趣意申立候哉兼而暴臣手當申付置候聞之も御座候に付、右等に罪狀委托仕寛大の御所置歎願等仕候を自然御宥免の

御沙汰に而も被仰出候様にては

朝敵大逆罪御征討の御趣意に於て、乍恐如何可有之哉と奉存候。若父子始自縛にて

御軍門へ罷出城地差上御咎を相待候者格別、末家より彼是申立候歎願等に、時日を御費し被成候内、折角參集仕候諸藩の氣合も相散復聚り難き勢ひに推移候ては、御武威の弛張にも相拘候儀、誠に以、御大事と奉存候第一此度の御大舉乍恐萬一時機を相失し候ては、向後

天下の御政道に御大害を相生し、難挽回形勢に成行可申歎と奉恐入候。仰願者速に敵地渡海被

仰付、御軍威を以開城等の儀被、仰付及異儀候者不得止事御討取被成候義不可失の御急務と奉存候。

御深慮の程者難量候得共

天下の御興衰にも相拘候御儀と奉存不願恐右之段奉申上候。以上。

十一月

小笠原 佐渡守

右の建白と同時に、左の書を呈し、小倉藩と連合して、先鋒と爲り、長州へ討ち入らんことを乞ふ。

三條實美初五人の輩並右に附屬脱藩の者共、請取方等の儀に付、此度松平美濃守始へ被仰渡趣者全御追討外の御所置に付、下の關へ討手の面々に於て、右に倣ひ如何の舉動有之候ては不可然候

間、心得違の儀無之様可仕旨、去る廿三日以御書付被、仰渡候趣得其意奉畏候。然る處松平美濃守始へ脱走の者共請取方の次第に寄、自然戦闘と相成逆徒御誅戮の姿に押移候程も難量奉存候。

右等に付同姓左京大夫奉願候儀も御座候趣、申合も御座候に付戦闘と相成候節者於私も一同先鋒被

仰付置候身分右場合に臨み討入不申候ては残念の儀同存に御座候に付、左京大夫一同に討入申度奉存候條、其期に臨み候はゞ速に討入の御指揮被成下候様兼而奉願置候。以上。

十一月

小笠原 佐渡守

越前副督は、重臣本多修理をして命を傳へしめて曰く。建白書は至當と考ふるを以て更に在廣の尾張總督にも差出すべく、小倉藩と連合先鋒と爲りて討入の事は、部署に違ふを以て聞き届くるを得ず。と、依て佐州公は更に左の建白書を草せしめ、二人及長谷川久徴（善兵衛）等を廣島に遣して尾張總督に差出さしめたるも、總督の意は既に解兵と決せし時なれば、容るゝ所とならざりき。毛利大膳父子既に官職被、召放庶人と相成候上者封地も同様御取上相成候者當然の儀と奉存候。此節眞實罪に伏し、彌以承服仕異心無之證跡寔と相立愼而

公武の御沙汰を相待候に至り候はゞ、干戈を御用被成候にも不及無此上候得共御征伐の御大舉被仰出候程の朝敵大逆罪に候得者、兎角に兩國城地御取揚無之候ては御政道相立申聞敷奉存候。

一、右御沙汰の儀是迄父子懐中憚候て御庫門へ不罷出由に御座候得共、此度の儀者防長諸城へ官軍を御差向不殘開城上地被仰付候て可然奉存候。

一、右の如く彌承服仕候上者、寛大の御所置を以家系御立被成於他邦是迄の高三分の一十萬石位の封地被下置可然歟と奉存候。

但餘り小封被下置候而は是迄の家人共自然流浪仕候者多く相成候て又々亂根を生じ可申も難斗、右等の處御差含み給にも是迄の家人等粗相養候事の出來候程の御手當被成下候方と奉存候。勿論家人の内手離れ他家奉公等の儀御構無之土着を相望候者、是又御手當被下置土兵に被

仰付候御所置相成候共可然哉に奉存候。

一、右等の大件御取斗は必可有御座候得共、若し只々御寛大の御所置而已に御座候得ば、此後公武の御威光も不相立行々亂臣賊子並起り候。而も御取締難相成形勢に成行國家御盛衰にも關係可仕歟と深奉恐入候。

右者

公武の御裁斷に有之候儀、私共決して申上筋には無御座候得共、愚意の趣申上候様御沙汰に付不顧

恐此段奉申上候。

十二月

小笠原 佐渡守

是の月、幕府は横須賀に造船所を開かんと欲し、佛國人を聘して其工事を起すに決す。

同年十二月朔日、一橋家は武田正生等を邀へ撃たんとし、別手組及諸藩の兵を率ひ、江州に進發す。是れより先き正生等は筑波山を脱し、上信等の各地に轉戦して越前福井に達し、是の月二十八日、金澤藩の軍門に降る。一橋家手代木勝任(會津藩士)等を疋田(越前)に遣して之を受け取り、翌月斬に處す。

同月六日、公は在府の重臣多賀高景(長兵衛)を小倉に遣し、佐州公の起居を問ひ、且つ書を小倉侯に寄せて父公が厚遇を受くるを謝す。

同月十八日、尾張總督の目代石川佐渡守、幕府の目附戸川胖三郎、千賀與八郎實地見届として長防を巡視し、同月二十七日廣島に歸る。翌二十八日總督は防長鎮靜に付總體陣拂すべき旨を追討軍に令し、從軍の諸侯及幕吏を饗す。

元治二年乙丑正月朔日、越前副督も亦小倉駐屯の諸軍に陣拂の令を發す。同三日佐州公は藩兵を收めて小倉を發し七日歸邑せらる。

同月十五日、列侯及旗下の士、例に例りて登營す。閣老出座毛利父子服罪に付御進發中止の旨を

傳ふ。

毛利大膳父子始追討爲總督尾張前大納言殿藝州表へ出張被致候處、彼地に於て只管悔悟服罪致候段前大納言殿より被仰上候に付ては、長防共鎮靜に及候に付、此上御所置の儀は於當地可被遊候依之御進發は不被遊候。時宜に寄尙被仰出候儀も可有之候間、兼て其段心得可罷在候。

是の時、長侯父子は三老臣の首を斬りて、服罪の意を表すと雖も、衝壁輿櫬して轅門に來り降るにあらず。後日の異變固より料るべからず。然るに兵を境内に進め、牙城に據りて鎮壓することをもせず。降人を召し、若くは質子を徴して再叛の豫防に供すことをもせず。最後の裁斷を下して其の實行を見届くることをもせず。四方より徵集せる各藩の大軍を一旦にして解散し、再び起つに苦ましむ。是れ則福を轉じて禍となし、勝を轉じて敗となすものと評さざるを得ず。古來降服者に對して此の如き無智無謀の處置を施したるものは未だ曾て見ざるなり。

抑々長人犯闕の事たる其の罪天地に容れず、神人共に怒る所。幕府は此の千載一遇の好機に乘じ掃蕩の餘威に藉り、朝命を奉じて速に誅伐を加へ、尊王の實を天下に示し、中興の偉業を建てて既に敗壞しつゝある基礎を再び鞏固に築き直す時なるは、公が去冬將軍家の進發を促す建白に、反復辯論して餘蘊なし。

惜いかな幕府は當時其の議を容れず。先きには親藩中今將軍に最も厚き紀伊侯の總督を解き、却

て今將軍に嫌らざる尾張老侯を擧げて之に代らしめ、我れは費用の多きを畏れて進發を遷延す。既に一着を誤り、尋で二着を誤る老侯も亦強藩のみを恃みとし、克く其の内容を探らずして討幕派の首領を延き、機務に預らしめて掌上に翻弄せらるるを悟らず。宜なり此の失態を生じて宗家の禍を招きしこと、實に千古の恨事とす。

今より此の失策を追想して、幕府のために惜まざるはなし。況んや事に先だちて此の失策を憂慮し、親征の急務を切論せし公に於てをや。其の痛心察するに餘りあり。

翻て長防當時の内容を察するに、三十四藩の兵が四境に臨む時に當りては、溫和黨國論を制し、藩主父子は其の掌中に在り、過激黨は或は恨を獄中に吞み、或は跡を他藩に匿す。安んぞ抗衡する氣力を有せんや。是の時に當りて將軍大坂に臨み、諸侯に號令して進撃せしめば、譬へば破竹の如く數節の後皆及を迎へて解き、長侯父子が面縛して來り降るは指顧の間にあらん。而して轉封削地我が意の如くなるのみならず、又豊公が島北二家に對する如く、一存一亡寛猛時宜に従ふ處置を施すを得ん。

果せるかな追討の兵を徹するや、高杉晋作等は其の隙に乗じて國に歸り、過激派を糾合して奇兵隊を編制し、直に馬關を襲うて溫和黨の膽を挫き、其勢疾風の枯朽を摧くが如く、忽閩藩を壓服し藩主父子を擁して國論を一定し、陽に恭順を表して、陰に防戰の準備を爲し、又他藩の同志と氣脈

を通じ、外人より新奇精銳の武器を購入し、幕兵再び來らば粉碎せんと期待せり。是の際、京師を警衛する會桑二侯の意見は如何と察するに、皆尾侯の處置を以て緩慢となし、駁論抗議嗷々たりしが、會侯の如きは躬から東下して將軍の上洛を促し、更に長防處分を決すべしとまで切論せしは、今にして禍根を絶たずんば將來必再發するを洞察したればなり。尾侯と會桑二侯とは實兄弟の關係なるにも拘らず、其の云爲が斯の如く全く反對に出でたる所以を察せば、當時の貴族が無能にして實力の下僚に移れる一證となすに足る。

〔編者曰く〕 公の傳記中に他家の系統を説く必要なきも、系統氏族を重んずる我が風俗には其の影響の及ぼす力も蔑視すべからず。故に尾、會、桑三侯の關係を略記して、歴史考究の一助となす。

尾張の二老侯及び會桑二侯は皆尾張の支藩高須侯松平義建（中務大輔）の子にして、二男義想は一時父の遺跡を繼ぎたるも、後入りて宗家慶藏（中納言）の後を襲ぐ。之を慶勝（大納言）となす。即征長總督たる人なり。五男義比兄義想の後を承けたるも慶勝が致仕せし時、亦入りて宗家を襲ぐ。之を茂徳（大納言）となし、致仕の後支同と稱す。六男容保は出で、松平容敬（肥後守）の養嗣となり、七男定敬も亦出で、松平定猷（越中守）の養嗣となる。之を今の會、桑二侯となす。又義建の父義和（中務大輔）は水戸侯治保（中納言）の二男にして、齊昭（中納言）の叔父に當る。故に前將軍の繼嗣を争ふ時、慶勝が一橋侯に與したるも全く因縁なしとせず。

又曰く。當時各藩雄武を以て鳴るものは僅に指を屈すべし。多くは士氣振はず、懦弱風を爲す故に隊伍整々として長防の境に臨むも、戰端を開くを厭ひ、外夷來侵國難の時節にあらずといふを口實として心苟に撤兵を希望せり。長防は内部紛擾して守備空虚なるも、巧みに虚聲を張りたりと見え、余輩の功き耳にも、長防の地には到る處地雷火を敷設せり。嶽上

には尖釘を埋設しあれば妄に進むを得ず、など、常に聞きたることありき。今より追想すれば、實際空虚なりしは明白なり。藩士長谷川久徴（善兵衛）は奇矯を以て鳴る。前段朱門公子が公に寄する返簡中に、中々奇物に御座候間其奇の「ムダ」に不相成様折角心配云々とあるが如し。先きに公の命を受けて、勝義邦の邊（兵庫に在り）に居りしが、此の時又公の密旨を含み小倉を経て（佐州公小倉に出陣中なり）唐津に至り、汽船購入の事を周旋せんと欲し、單身一瓢を携へ山陽道を徒行して防州の境に入る。守兵誰何す久徴自若として答へて曰く。小笠原佐渡守家來長谷川善兵衛といふものなり。守兵愕き意らく、是れ敵軍の間者なりと、直に側牢に拘留す。久徴獨り酒を酌み、放歌高吟傍人なきが若し。守兵又謂らく、是れ狂漢なり。留むるも益なしと之を縱つ。久徴更に酒を購うて甕に満たしめ、轉じて次驛に到り斯の如く轉々して遂に小倉に渡り、佐州公に尾従の重臣に議を進めて曰く。僕敵地を跋渉して此に來る。彼れが軍備の充分ならざるを確認す。然るに尾張總督疑懼して兵を進めず、其の由を解するに苦む。我が唐津小と雖も一藩の兵を以て馬關に渡らば、旬日を出でずして長防を席卷すべし。僕請ふ嚮導たらんと、重臣叱して曰く。軍令の在るあり、争でか擅斷暴舉を爲すを得んと。久徴退いて獨語して曰く。時機情むべし暗愚彼れが如きもの大事を謀るに足らずと、是れ一場の瑣談と雖も又以て彼我情勢の一端を察すべし。

會、桑諸藩の銳氣は尙ほ鬱勃たるに引き返へて、因循姑息一時の安きを偷む幕吏の淵叢ともいふべき江戸に於ても亦、總督の處置を喜ばず。當初は總督が必ず毛利父子を伴ひ來るべしと期し使節を馳せて本郷驛（藝州）に要し、其の旨を傳へしかど、總督は聽かずして凱旋せしかば、大いに望みを失ひしも、斯くて止むべきにあらざれば、更に使節を發して、父子を伴ひ來るべしとて、二、三の幕吏に其の使を命ぜしに、皆遂巡して命を奉ぜず（二月五日大目附井甲斐守に命ず辭す十三日大目附）遂

に、二月二十二日大目附塚原但馬守、目附御手洗乾一郎に命じ長州に到りて、毛利父子の出府を促す。是の時に至りては機會既に逸し形勢一轉す。誰か又其の命を受けんや。然れども幕吏の頑迷なる瞬時の快夢を見て、長く醒めずと思ひけん。一月二十五日水野閣老は

今般參勤交代の儀、前々の通被仰付候に付ては、當年參勤の期限に速に參府可被致候。且長、防追討の面々にも歸邑の上は、四月六日前に割合の通參勤可被致事

と達したり。今や長、防處分の難局すら未だ結了を告げざるに、一時の好運に得意となりて、一旦、三年一回と更めたる參勤を舊典に復さんとし、強藩の批難反抗を招きたる上に、勅諭までも煩すに至りしは眞に兒戯に類する行爲と謂はざるを得ず。

是の時に當りて、公は兵亂の再び起るを期し、武事の研究に汲々し、屢々侍臣を勝安房守の許に遣して諮問せる事ありしが、其の問答書の二、三を抄出して公が用意の深さを示す。

- 一、バーベル銃六響カラヒーンといづれ利方に候哉。
- 一、此銃は策中に筋無之利方如何。
- 一、此玉は元來、此銃に附屬の玉には無之、取合せもの、由、是にて發炮出來可申哉。
- 一、一體、バーベル銃の玉は如何體の玉に候哉。
- 一、此玉は銃に合せ少しゆるき様存候。ゆるき方宜候哉、きつき方宜敷候哉。

一、掃除カルカつかひ様の事。

一、此臺の木はマホメホート歟と存候。此木別段少々手に入度御持合等は無之哉。

一、日本地圖の事。

丑正月八日夜記

右に對する安房守の答書

バーベルと申候は誤に候哉一向承込不申、尤發明人の名を以て稱候間、極めて人名と奉存候。

此の筒は餘り新式は御座あるまじく、此手にて種々見受申候。今少々簡易に候へば可然と奉存候。六響軍用の品は餘程手丈夫に作有之候。通例のものは能々心遣打不申候ては、合目より不時の災起と英人申聞候。しかしながら慰打には難無御座候。

策中に筋入候は、彈隙の空を爲此小量の藥にて彈行遠に達し且つ的中宜敷爲に御座候間、筋有之候ものを貴候。御筒の彈、矢張爲御持の裝彈同様に御座候。ゆるぎは好不申候。

合目に今一段鏝有之候もの宜敷、殘の裝筒を除け候に至極よろしく、カルカは此筒掃除、或は彈殼を除候爲歟大に窮候ものと存候。

臺はマホメに似候へ共輕候間、他種哉と奉存候。マホメは堅く重く候哉と存候。折惡敷持合無御座候承見可申と奉存候。

日本圖、勘解由測量に越し候もの無御座、當時は通例の品も買賣止と申事にて、甚拂底の由に御座候、尤外國へは御遣し相成候由、書杯は被止居候哉。勘解由の圖穿鑿取出差上可申、急に御覽に相成候はゞ私所持差上置候てもよろしく候。

正月十八日

元治二年乙丑三月十八日、勝へ質問山本喜間多持參

覺

一、コロールホツタアス 右はソロリンカリ杯の類にては無之候哉。全別種に御座候哉。

拜見佐久間啓書簡中

一、ハンデルヒユルグ 是は何を載候書に候哉。

一、ストラテヂー 是書は何を書候書哉。

一、ヤグトハーゲル 是は何の事に候哉。

安房守答

ソロリンカリにて御座候。ソロリンと申すは鹽酸の酸素瓦斯、則清氣を含蓄いたし候を申候。カリは則ポッタアスの事にて、分析家の唱にて御座候。

硝石を分析家にては硝酸加里と唱申候。分析家は其物の性分の因て成る所を以て直に名付申候。

硝石は其性分硝酸と加里と二物親和いたし候て、硝石と相成申候。

○ハンデルビユルクは究理書にて御座候。七八年前出版に相成、至極簡易に宜敷書にて御座候。

○ストラテギーはタクチーキの事を申候。彼が兵學初步は、操練其上三兵を合し、戦闘迄は及ばし候はタクチーキの部分にて、其上の將略則ち、ストラテギーにて御座候。爰に到りては孫吳と同斷の場合に相成申候。

たとへば兵を千里に出候に、先敵情を探り知り、其上敵國の地理は勿論、要害、城郭、山川の形勢を究め測り、兵糧の有無、運送方、或は敵に取る又は町中に鬻ぐ品を買得可申哉杯、或は敵地の人物を撰み用ひ間に遣ひ、又は味方の勇不勇を明察いたし、士卒の心を一致いたさせる杯、斯の如き類皆是をストラテギーと申候。

○ヤクトハーケルは獵に用ひる霰彈の事にて御座候。

同年二月朔日、姫路侯（酒井雅樂頭忠績）大老と爲る。

同年三月〇日、朝廷松山藩の世子（松平式部大輔定昭）をして左の勅諭を携えて江戸に到らしむ。是の時長州追討は一段落を告ぐるに似たるも、其の處分は未だ決せず。且つ國是の議定すべき事あるも、將軍家の上洛遷延せるを以てなり。

大樹上洛の儀、老中兩人へ御沙汰有之候通、外夷大患、長、防處置の重典危急の世體

皇國治亂の境、別而被惱 宸襟候間、今般毛利大膳父子出府實美以下呼下の命有之、不穩勢此上相當の所置を失、變動を醸し候而者、内外不可救の勢顯然に候。暫時大名參勤、妻子出府の儀に於而者昨春 褒勅の次第も有之候間、何分にも去文久元年の令に復古、其末大樹上洛の上、結局永世不朽の國是熟詳被 聞召度候間、迅速發途被安 宸襟候様可致、過日老中 參内の節、右の條々委細可有御沙汰の處、其儀無之重而被 仰出候事

朝廷よりは斯の如く參勤交代の復舊を猶豫し、將軍は速に上洛して長、防處分を結了せよと迫まられたれど、無識無能の幕吏は時勢の推移を知らず。尙ほ全盛時代の事を夢み、先には服制を復舊し、今は又參勤制度を復せんとし、無用の大老などを置きて益々繁褥を加へ、益々用度を増し、ために刻下の急務たる上洛の入費にも差し支ゆる有様にして、是れまで征伐多事の口實の下にて上洛を遷延して、益々機會を失へり。

公が去冬の建言に、將軍は此の際三千の精兵を率ゐて急行せよと絶叫せしは、機宜に適する説なれども容れられざりしは眞に遺憾の至りなり。

斯く勅諭は下りたれども、幕府は尙ほも御即答仕り兼ね候との請書を呈して遷延す。會々紀伊侯參勤の途次京都を経て、三月十六日參内せしに、朝廷乃候に勅諭を下して、將軍の速に上洛することを周施盡力せしむ。

紀伊中納言

大樹上洛の儀毎々被 仰出候處、未發途に不至。年々の儀實に不容易筋には可有之候得共、長、防篇と鎮定にも不及由、且又山海を隔彼是物議貫徹不致次第も有之歟、昨年歸府後諸事停滯の儀も不少、自然人心不和の基を開、不被安

宸襟候間、何分にも早々發途御一和の良閑を被運度 思召候旨、以阿部豊後守被 仰遣候。折柄幸出府の趣被 聞召候。其方には於大樹舊來深き由緒も有之、其上三家の儀にも候條、旁厚相心得叡慮の趣徹底、何れ共迅速其運相附候様周旋盡力可有之被 仰出候事

三月十六日

紀伊侯は此の勅諭を拜受し、東下して幕府に交付し、同時に關老に宛て左の書を贈る。
公武御一和の儀は、昨年

御上洛の節、最早御基本は相立候儀に候得共、其後物議不穩儀も不少、

叡慮貫徹の場に難至由も側聞いたし、深く憂慮致候折柄、此度參府の砌爲伺大氣參内致候處、猶又御上洛の儀被仰進有之由に而、右の儀厚く周旋勸奨可致旨別紙の通被仰出候。元來

徳川家御扶助の儀は不外厚く、被

思召候に付、何卒今一と際人心協和、奉安

宸襟候様との 思召に候間、實以連年の御儀不容易御事には候得共、何分今一度御上洛無之候。半而は間隙に參し事を謀り候族も無之共難申左候而は如何様の變事を引起し候哉も難計候につき急速取計候様分而被 仰出候儀も有之候間、篤と勘考被在之件之趣意、具に被申上候様尤於 公邊も御行届の御儀には可有之候得共、何分右の通被 仰出候儀に付、申達候事に候間、宜被取計候様、猶評議の趣被申上

天朝にも御請可申上候間、右様被相心得迅速評議被在之候様存候事

幕府は斯かる事とは知らず、三月十七日上洛の發途を見合すことを達す。

長、防鎮靜に及候に付、此上御進發は不被遊時宜に寄被仰出候儀も可有之旨、先般被仰出有之候處、京師より被仰進候儀も有之候に付、此度御上坂の儀被仰出候。然る處末長防其外御處置も有之候に付、御發途は暫御見合被仰出候。時宜に寄速に御進發可被仰出候義も可有之候間、御不都合無之様可致旨被仰出候。

斯の如き依違不決の達文を公示し、人心益々疑惑、人氣益々沮喪するをも顧みず、一時を糊塗し來りしが、間もなく紀伊侯が勅諭を奉じて來り勸むるに及び、斯の儘には濟まされずと、惶遽して四月朔日左の令を發す。

先達御上坂の儀被仰出も有之候處分、今長、防の形勢全鎮靜にも不相聞、既に激徒再發の趣も有

之被於京師候ても深被爲惱 宸襟被仰進候儀も有之、且先達塚原但馬守御手洗乾一郎被差進御趣意若相背候はゞ、急速御進發被遊候間、御日限被仰出候節は聊御支差無之様可致旨被仰出候。十八日に至り、五月十六日を期して進發すべき旨を上奏す。

毛利大膳父子、一旦雖及服罪激徒再發、長、防全鎮靜不至趣に相聞、此度

御進發の儀被仰出候段、先頃及 奏聞候處

御満足被 思召候。就而者此程御沙汰の通り御神忌濟早々 御進發有之候様、更に被 仰出候段

及言上候處、御承知被遊、依之五月十六日

御進發可被遊旨被仰出候。此段 奏聞有之候様、傳奏衆迄御達有之候様にと存候。以上。

四月十八日

- 松 平 周 防 守
- 松 前 伊 豆 守
- 阿 部 豊 後 守
- 松 平 伯 耆 守

尋で、二十日に左の如く諸侯及旗下に達す。

毛利大膳父子始御征伐の儀、先般塚原但馬守御手洗乾一郎を以被仰出候御趣意相背候はゞ、急速御進發可被遊旨先達被仰出候。未だ右の模様は不相分候へ共、不容易企有之趣に相聞、更に悔悟

の體も無之、且御所より被仰進候趣も有之、旁御征伐被遊候旨被仰出候。依之五月十六日御進發被遊候旨被仰出候。

此の如く幕府は一定の方針なく、朝令暮改自ら威信を損するのみにて、最後に下せる親征に決する發令の如き、再び大師を起して雄藩を征する軍令としては理義の人を服すに足るなく、意氣の人を動かすに足るなく、唯悔悟の狀明かならず。朝廷の御趣意もあれば進發すといふに止まる。之を後段に掲ぐる長藩の宣戰書(四月五月薩州侯に贈れる書)に比すれば、勇怯硬軟甚懸隔す。且つ一たび之を公布して尙ほ一ヶ月の後に駕を發せんとす。たとひ準備に日を要すとすも、進發の議は今日に始まるにあらず。何ぞ其れ緩慢なるや。

兵は神速を尊ぶとは古今不易の確言なるに、之を守らず斯く遲疑せる間に、果して備前、越前の兩藩主より異議の建白を爲す。越前は親藩なり。備前も亦親藩に亞ぐべき關係を有す。然るに其の藩にして反對の議論を主唱するとせば、之がために兵氣を挫くこと尠しとせんや。加之天下具眼の士をして其の處置に慄らす、公武合體説を一變して幕府討滅論に傾かしむるに至れり。幕府の要路に人なしと評するも誰か否らずと辯するを得ん。左に兩藩の建白を掲ぐ。

備前侯の建白

此度 御進發の儀は毛利大膳始不容易企有之趣相聞、更に悔悟の體無之との趣を以て、御征伐可

被遊旨奉承知候處、昨冬尾張前大納言殿へ總督被命、山陰、山陽、四國、九州の侯伯をして御征伐有之候處、罪魁の老臣を始、參謀の家臣共令刑戮悔悟、謝罪の實證相顯候に付於、總督寄手の列侯へ御談判解兵の御運に相成、朝幕へ言上有之至當の御裁斷可被、仰出候儀も天下屬目居候處、一應の御裁許も不被、仰出猶又、御進發被、仰出天下人心愕然仕儀に御座候。素より御捨置難被遊には可有御座候得共、唯々不容易企と而已被、仰出候而は、委細の譯柄不奉承知より人心不服の程も如何哉に奉存候。尤、御威光を以御征伐の儀、違令の侯伯は有御座間敷候得共、乍併人心奮勵戰爭專一に相成候程には至兼可申哉に奉存候。於長藩は昨年の謝罪泡沫に相成候所より、慷慨憂憤の餘り決死窮鼠の勢に可相成候は必然の理御座候。奮發專一存らざる軍を以其憂憤の餘り、決死の兵に相當候儀勝敗如何可有御座哉。

且當今の人心沸騰の時勢一時に、徳川家の御不爲且、皇國の紛亂を醸し候儀出來候も難計奉存候。恐多も、神祖御厚恩、且先祖以來、御當家へ忠勤相盡申儀は、天下の知る所に御座候へ共、御當家の御不爲と相考候儀を拱手傍觀仕候心底、更に無御座不願忌諱奉申上候。何卒今般御征伐の儀は暫時御猶豫被遊、大小の侯伯を被召登候上、衆議被遊御國是被爲立徳川家中興の御鴻業被爲開候様奉希候。素より大膳父子奉對、朝幕悔悟謝罪眞詐無御座儀に御座候上は、乍恐御親征迄には無御座、大小の侯伯服從仕奮勵斷絶可仕と奉存候。右は毫末以私心申上候儀には無御座畢竟長州

一藩の故を以皇國擾亂の緒を開き候而は一旦の御盛業却而御後害と相成可申哉と深慮候所より神祖累代の御鴻恩奉報度區々の微衷赤心を以奉獻呈候儀に御座候御憐察の程伏て奉希上候。謹言。

丑 四月

松 平 備 前 守

越前家の建白

毛利大膳父子御征伐として 御進發被仰出候に付、私儀大坂表に而御待受仕度奉願候所、願の通被 仰出難有仕合奉存候。右に付昨秋以來の景況を以及愚考候所、大膳父子降伏謝罪の次第、尾張前大納言殿より委細被及言上候通に而、此上は大膳父子を始二州の御所置夫々御裁決迄の御儀と相心得居候所、今般被 仰出に而大膳父子悔悟の體にも無之、其上不容易企達、台聽候趣に而亦復御征伐として御進發被 仰出候儀如何の御次第に候哉難奉計御座候。元來父子の譴責の始末嚴重に而一同死守の勢に相成候而は、實不容易事柄に而天下の御爲不可然に付、父子重疊に服罪の所を以降命相待候條々は前大納言殿より具に被申上置候事に御座候。然る所夫等の筋は一切御取揚も無之再發の趣を以 御征伐に被爲及候儀必御定等被爲在候御儀と奉存候へ共、去年の所に而は年來未曾有の御大儀も 御威光を以不及干才鎮靜にも可相成姿に而朝野とも漸安堵に歸候所又々大兵を被動候儀は、必天下の亂階に而諸大名の困窮萬民の怨嗟誠に以不一萬事共に而此上如

何成不測の變可生儀も難計、乍恐 御家の御爲にも相成間敷不堪恐懼奉存候。尙々種々盡愚考候所、畢竟 御上坂の上、速に 御上洛大膳父子始二州の御所置

叡慮御伺公歳御合體の御裁決相成候へば、不舉干戈大膳始二州の士民に至迄如何様の御譴責をも無餘儀甘受可仕は勿論に而、天下の人心も靜定に至可申は必然の儀と奉存候。昨年御機會に候得ば如何にも迅速、御征伐御成功の上

御上洛も御至當に奉存候得共、當時の勢に而は 朝廷よりも先達以來毎々 御上洛の御沙汰被爲在候哉に奉拜承候へば、直に大坂より 御進發被爲在候而は御都合如何と存候。何御事も 叡慮御伺の上ならずは 朝廷の 思召は素より天下の屬目と申防、長鎮壓の御運も如何可成哉に奉存候。吳々も御輕擧の儀不被爲在尙又再發叛伏の事實御糺彈の上、朝命をも奉天下に聲言して、共に御征伐被爲在候は、御成功の程も萬々無疑可爲御儀奉存候。實に此度の儀は御名儀の正否 御家の御興廢にも關係仕至重至大の御儀と奉存候に付、冒萬死奉言上候尙厚く 御廟議被成下候様伏而奉至願候。誠惶頓首。謹言。

四 月

松 平 越 前 守

開港頭末と征長論

幕府鎖港談判に苦心 閣老、公の手腕信頼 英國兵庫開港を迫る
征長斷行奏聞に及ぶ 將軍家茂辭表を上る 代議政治の端緒開く

是の際、公は時事の日々に非なるを感じ、殊に長州再征の舉あるは必然なりと思ひ、遂に藩地の状況を察して寒心に堪へざるものあり、一と先づ西下して武備の充實を謀らんとて、御城使の者をして左の伺書を出さしむ。

此度御進發被仰出候に付而者、參勤の面々發足の儀暫時見合罷在候様の御解達御座候處、佐渡守參勤の義兼而伺相濟候通、例交代頃合在所出立仕候は四月下旬にて發足被致候義と奉存候。遠國と申殊に此度は海路被相越候等故、飛脚差遣候ても行違相成可申、且船路の儀何方へ上陸も難計、旁以甚心配仕候。乍然追々被仰出候通、防長の形勢不容易折柄に付、同氏壹岐守儀病氣には候得共、漸々快方に趣候に付押而旅行も可相成、佐渡守爲代在所表へ御暇被下置候様仕度、左候は、急速出立被仕、佐渡守には既に旅行も被致候儀、且飛脚行合の程も難計に付、其儘參府被致候度

奉存候。尤壹岐守儀長病罷在候儀に付、出勤の上直様病後御禮被申上、御禮濟急速御暇被下候様被仕度、右者表立奉願候而も不苦儀に候哉。此段各様迄御内意奉伺候様被申付候。以上。

四月二十日

小笠原佐渡守内

神田六太夫

此の伺に對し、幕府は如何なる指令を下せしや。公が此の際歸邑せざるを見れば、舊例古格に泥める幕吏は父子共に在邑するは不可なりとの詮議を以て、之を容れざりしものならん。其の後閏五月七日に至り、朱門公子が公に送りし返簡中に「御名代御歸邑御願立御一條此義御方にては專一に奉希望候義に御座候處、何分公裁御六つか數奉恐入候」とあるを見て知るべし。公の文案中に歸邑伺に關聯せるもの二通あり。甲は表面閣老に差出さんとし、乙は其の周旋を囑まんと欲せしも(此の稿は)前記の都合に依りて見合せたるものゝ如し。然れども公が當時の心事を察するに足れば、複雑に涉る嫌ひあれども左に掲ぐ。

(甲) 此度御進發被仰出候に付、領内へ人數嚴重相備置候様被仰付奉長候。即刻佐渡守へ申遣人數嚴重相整置候様爲仕候。尤而者壹岐守にも早々在所表へ罷越、父子申談海岸警衛、長崎表御用、其外何時出張等被仰付候ても差支無之様武備十分行届候様爲仕度奉存候。

一體昨冬佐渡守出張被仰付候故品々相談も有之に付、暫時御暇相願早々歸邑仕候様度々申越候得共、壹岐守不快、其頃は餘程劇症に而迎も旅行難相叶に付御内慮等も不奉伺候處、昨年之出張者先々首尾能相濟大慶罷在候。其後に至候而も兎角武備行届兼心配無限候間、全快次第早々御暇相願候様飛脚の度毎年越候。然處此節は追々快方に趣時節も宜敷、旁無理々々旅行も可相成、殊に佐渡守參府仕候得ば、在所表別し而手薄に付、同人着府の上は歸邑の御暇相願候心組に御座候。折柄此度又々人數相整置く様被仰出候に付、萬一手落等御座候而て一分の事に無之、奉對公邊深奉恐入候。海岸警衛、長崎御用も相心得候上、防長出張仕候義何を申も廉多の事に御座候間、以の外心痛被致候。依而暫時の間御暇被下置在所表へ罷越度奉存候。尤武備手當十分行届候は、直様出府可仕候間前文の次第深御推察御酌分被成下置出勤の上、早々御暇被下候様仕度未引込中には御座候得共、此段御内慮奉伺候。

(乙) 拙牘奉拜呈候。薄暑の節尊侯益御萬福被成御座奉恐悅候。御總容様被爲揃御康勝是亦并賀の至乍憚宜敷御鶴聲奉希候。然ば先般結構被爲蒙仰誠以恐悅至極奉存候。乍去天下の形勢危険極り候折柄、御進發に差懸り而之御役儀別し而御心勞奉恐察爲天下折角御忠勤被爲盡候様奉懇祈候。扱御進發に付而は西國邊諸侯にも領内へ人數相整置候様被仰出候奉長候。嚴重に人數相整置候様早速同苗へ申遣置候義に御座候。就而は私義も早々在所表へ罷越、父子一同申談、武備嚴重行届候様仕度奉存候。右一通申上候儀に而は御聞承も如何奉存候間、甚張雜に而御覽

も御面倒可有之候得共、御分りの爲極内に在所の模様大略左に奉申上候。

元來唐津表の義は先年上地等有之、其後色々の故障に而當時に而は甚不練廻に御座候得共、一體沃饒の土地に御座候間、士民共游惰に而勵み薄く文武共相應に世話もやき候得共、兎角不振舊習に御座候。加之勝手向年來不如意故、別して不行届、夫故昨年小倉表出張被仰付候節も、誠に鼎の沸如く軍議も策略も更に見込立兼大混雜仕候。其頃も私に是非一寸にても歸邑仕候様、同苗始役人共より度々申越候得共、其頃は私不快最中に而何分難罷越候に付、其旨申遣候。其後どふなりこふなり纏りは付候得共、何歎不穩大に心配仕候。扱出張も先首尾能相濟候得共、實は甚危き事にて薄氷を踏如く、内々不安心至極御座候。戰爭無之相濟候故宜敷候得共、萬一戰爭始り候而は大味噲と誠以頼顏之至奉存候。か様の義申上候得ば數々御座候得共、餘り不堪煩擾候間右等に而御推察可被成下候。

同月十六日、將軍家江戸城を發す。扈從するもの老中松平伯耆守(宮津侯宗秀)阿部豊後守(白川侯正外)松前伊豆守(福山侯崇廣)松平周防守(棚倉侯康直)(是の歳宇都宮に轉封の命を受け、戸田侯と代る筈なりしも、故ありて果さず)若年寄遠山信濃守(苗木侯友詳)土岐山城守(沼田侯頼之)立花出雲守(下手渡侯種恭)増山對馬守(長嶋侯正修)を始めとし、旗本の諸軍勢儒醫の輩に至るまで數萬人、又別手には紀伊中納言(和歌山侯茂承)を總督として前後左右の備、及供奉の大名數十名之に従ふ。留守は大老酒井雅樂頭(姫

路侯忠績)老中本多美濃守(岡崎侯忠民)水野和泉守(山形侯忠精)若年寄酒井飛騨守(敦賀侯忠毗)田沼玄蕃頭(相良侯意尊)平岡丹波守(道弘采地五千石役料五千苞)にして外に南部(美濃守利剛)酒井(左衛門尉忠篤)上杉(式部大輔茂憲)松平(下總守忠誠)等の東北大名留守す。是れより先五月四日左の下知狀及軍令を發す。

覺

- 一、御軍役の人馬員數の儀は慶安度御定の通に候得共、大小銃は増加可致事勿論に候事
- 但弓隊の儀は勝手たるべき事
- 一、御行列前後の次第堅可相守、若猥なる事於有之は曲事たるべき事
- 一、御先手の大名一日代り可相勤候。右に準し毎隊先鋒も申合番代り可相勤候事
- 一、押前の時用事有之、行列を離候はゞ其趣其筋へ相斷り、器械僕從は其場へ残し置、用事終りて速に馳付、行列に馳付べし。若病人有之節は慥の證人相立其筋へ斷置可申、若證人又は斷なくして後達候者は嚴科に處せらるべき事
- 一、押前の時、山谷森林等の處は敵方より伏兵可有之も難計、一同諸隊心付通行致すべき事
- 一、騎馬の者用有之時は、必馬を脇へひかせ用を調へ追付乘べき事
- 一、馬に沓懸させ候節は道脇へ乗のけ、沓をかけ本の馬次へ乗べし。其後如前可乘入事

- 一、馬はりつく時は後の馬道脇へ乗のけ、前の馬次へ可乗其後追付可乗入事
- 一、乗馬小荷駄共、持主の名前何番隊と申事相託し候札立聞の邊へ結付可申事
- 一、軍中に於て若馬を取放つ者は過料出させ、口取は其品により可爲沙汰事
- 一、御陣中物靜に可致候。たとへ何様の儀有之といへども下知なくして立騒ぐべからざる事
- 一、御宿陣に於ては毎夜四方へ篝火を焚き、御先手番兵の者二三人に遠番相勤可申、篝火の人は陣場奉行より差出、薪は御代官より差出可申事
- 但御宿陣四方に限らず、毎隊にて焚候も不苦候事
- 一、毎夜寝ず番は一隊を十分一の心得にて寝ず番致し、巡邏懈怠なく相勤可申事
- 但頭支配は節々相廻り毎隊の番兵も是に準じ、晝夜守衛專一の事
- 一、御陣中火の用心油断あるべからず。尤火薬の儀は別て入念取扱、晝夜に限らず番兵嚴重に付置相守可申、若誤ち有之候節可爲曲事事
- 一、御陣所跡は粗略の儀無之様、毎隊諸向隊長の面々急度心付組支配下々に至迄嚴重可申付事
- 一、陣中味方の變を聞き、或は敵の様子を聞き候者は晝夜に限らず早速其筋へ訴可申事
- 一、夜討并忍の者警衛無油断可相嗜敵方の様子晝夜に限らず穿鑿いたし、其様子により差圖の次第可有之、此間諸向の遠見并問者は懈怠なく相遣し置、敵の様子相探らせ可申候

- 一、謀書矢文捨文張訴有之節は見付候人其儘にて大小御目附へ相達可申事
- 一、諸向頭支配は勿論下々に至迄無公用にして、互に致往來候儀可爲無用事
- 一、銘々持道具は勿論、御貸渡相成候器械損失有之節は早速其筋へ可申出若器械損失の爲に後れを取候輩於有之は可爲曲事事
- 一、落人の儀は男女幼少の者に限らず即刻擲取可差出、若隠し置者於有之は可爲曲事事
- 一、於陣中傳染病相煩候者有之節は小屋内に差置申間敷、早速其旨其筋へ相斷薬用手當可申付事
- 一、毎日夕七時、御本陣に於て大小御目付より合詞合印を諸向頭支配主人へ申渡、即刻諸向並面の組支配下々の者へ申渡すべき事
- 但時宜により本文に拘るべからざる事

右の條々於違背の議は隨科の輕重可被處嚴科の旨依仰執達如件

慶應元年五月四日

周	伊	豐	伯
防	豆	後	耆
守 (松平)	守 (松前)	守 (阿部)	守 (松平)

和	美	雅
泉	濃	樂
守 (水野)	守 (本多)	頭 (酒井)

此度 御進發に付道中着服の儀最前相違候廉々の内

一、甲冑持越候儀は銘々見込次第にて持越候共不持越候共不苦候事

但六具の内一品にても何も勝手次第の事

一、衣服の儀、陣羽織、毛織筒袖裁附等如何にも輕便の品取交相用可申候。併しボタン掛等にて洋製に紛敷所は見合候様可致候。尤も道中は割羽織取交着用不苦候。鎧、直垂等の品は自ら華美に流れ候間無用たるべく候事

但、平常相用候稽古着の品相用候共不苦候事

一、陣笠の儀は銘々勝手次第の品相用可申事

但兼而被仰出御印付可申事

右の通可被心得此外の儀は最前相觸候通可被心得旨向々へ可被達候事
今度 御進發に就ては山城路御通行被爲在候間 天機爲 御伺 御參内被遊候旨被仰出候。此段 酒井河内守並に御供の面々へ爲心得可被達候事

五月

御軍令

條々

一、今度毛利大膳爲征伐進發に付、旗本並諸軍勢萬事相慎不作法の儀無之様下々に至迄入念可申付事

一、喧嘩口論堅令禁止、若違背の輩於有之ては理非を不論双方成敗すべし。或は親類縁者の因を存じ、或は傍輩知音の好に依り、荷擔の族於有之ては其科本人より重かるべきの旨、急度是を申付べく自然用捨せしむるに於ては、後日相聞ゆるといへども其主人重科たるべき事

一、軍中相討禁制たるべし。若不得止事相討する時は慥なる證人を立可申事

一、先手を差越、假令高名せしむるといへども、軍法に背く上は重科に處すべき事
但先手へ相断らずして物見に出べからざる事

一、仔細なくして他の備へ相交る輩於有之ては、武器馬具共に之を取るべし。若し主人異議に及ば、可爲曲事事

一、人數押の時不可脇道の旨堅可申付、若し猥に通る輩は可爲曲事事

一、地形又は敵の機に應じ時宜の指揮可有之間此旨兼て可心得事

- 一、降人生捕者猥に不可殺害候事
 - 一、時の使として如何様の者差遣といへども不可違背事
 - 一、持槍、持筒は可爲軍役の外長柄さし物持すべからざる事
但長柄の外持たするに於ては主人馬廻り一本たるべき事
 - 一、陣中に於て馬を取放すべからざる事
 - 一、田島作毛を刈取、或は竹木切取事堅令停止押買狼藉すべからず。若し違背の族於有之ては可爲曲事事
 - 一、小荷駄押は右の方に付可相通軍勢に交らざる様、兼てより堅可申付事
 - 一、舟渡の儀、他の備に相交らず一手越たるべき事
 - 一、下知なくして陣拂並人返の儀一切停止の事
- 右の條堅可守此旨此外裁下知候もの也。

慶應元年五月四日

尋で五月十三日、左の法令を發す。

御法令

條々

一、今度留守中の儀、酒井雅樂頭へ令委任萬事雅樂頭、並に本多美濃守、水野和泉守相含此間總て可受差圖事

附萬一非常の儀雖令出來私の所存を立す右三人の差圖に任すべき事

一、城邊は勿論、何方にて何様の儀雖有之城中番の輩不可出可相待差圖事

一、在國在所の面々は其所を堅く相守、自然近國に事令出來は速に可注進事

附雅樂頭、美濃守、和泉守へも可及注進事

一、在國在所の輩たりといふとも自然江戸に事令出來時は雅樂頭、美濃守、和泉守差圖次第可馳忝事

一、所々門番勤番の面々、兼て定置渡法度の趣堅く相守諸事嚴重に可申付事

一、喧嘩、口論猶更可相慎之、若し無據儀は後日の可爲沙汰事

一、城中に於て萬一喧嘩口論有之時は、近所の輩可鎮之様不可出合事

一、火の用心別て入念、自然城中火事於出來は西丸二丸番の輩は雅樂頭、美濃守、和泉守、酒井飛彈守、田沼玄蕃頭、平岡丹波守并蕃頭可委差圖事

右の條々可相守此旨者也。

慶應元年五月十三日

斯く、周密なる軍令及下知狀等を發布し、正々堂々として繰り出したる軍容は往時の大坂陣をも
偲ばれたらんが、彼れは成功して二百五十年の覇基を固め、此れは失敗して衰亡の機を促す。榮枯
盛衰は事物の常にして、有史以來千歳の盛業を保つものなきを思はゞ、又何ぞ悲むに足らんや。

同月十八日、慶應と改元す。

同月十九日、古銀歩増の令を出だし左の割合を以て取引を爲さしむ。

十一貫に付 元文銀は十九貫目

同 文政銀は十五貫目

同 保字銀は十五貫目

百兩に付 古貳朱銀は百六拾兩

同 文政貳朱銀は百拾五兩

是れより先き物價次第に騰貴せる上に、近年二度の上洛等のため用度賫られざるを以て、富豪に
は用金を課し、寺社には上納金を出さしめたるも、其の窮を救ふに足らず。益々困迫を加へしかば
止むを得ず、此の輕舉を爲し、尋で閏五月九日に至り又左の如く古錢の歩増を爲す。

寛永通寶文錢 一枚に付六文

同 耳白錢 同

銅錢 同 百文

四文錢 同 拾貳文

文久永寶四文錢 同 八文

之がため物價は益々騰貴し、錢の如きは全く通用を杜絶するに至り、上下の困難一方ならず。克
く經濟の理を辨へざるものは此の原因を以て外國貿易に歸し、幕府が貿易を許したるを怨むもの日
に月に多きを加ふ。是れ亦幕府が人望を失ひし一にして、公が先に貨幣改鑄の急務を説きて屢々建
白せしは、此の弊害の起るを豫期して之を防がんと欲したればなり。

閏五月二十二日、將軍家入京し直に參内せられしに、京都に於ては先に幕府が遽に長州再征の師
を起すと聞き、不審を抱き二條關白は此の事を一橋家に質されしに、卿は、臣京都に在るを以て其
の仔細を知ること能はず。と答へたれば將軍家參内の時、其の事情を推問せらる。將軍は、大膳既
に服罪せるも激徒の窃に非舉を企つるあり、又外人と結託して兵器を購入するを以て不問に附する
能はず。と奉答されしかば朝廷より、兵は凶器にして輕率に動かすべきものにあらず、暫く京坂の
間に駐在して其の罪を糾し處分を爲すべし。と仰渡されけるにぞ、其の旨を記して下し賜はりたり
しと乞はれしかば、左の勅諭を賜ふ。

朕欲召長門父子。而不至者則伐之。朕欲召長門父子。汝糾而無辭則誅之。朕欲召群藩汝滯京洛依

衆言之所歸誅伐之。善乎撰汝退而以三者決。

此の勅諭に對しては幕吏の間に一場の紛議を生じたれども、勅命に戻る能ずして二十五日、將軍家は大阪城に入られ、一橋、會津の兩侯も下坂して衆議を盡し、兎も角も長藩末家の者を召し寄せ其の軍備を修め、外人に親む二件を糾問すべし。とて勅裁を経て、九月二十七日を期限とし末家及吉川監物を召し寄する事に決せり。然るに長州に於ては幕吏の豫想に反し、宣戰の檄文とも稱すべき書を載して、藝州侯に寄せ上聞に達せんと乞ふ。

朝廷愈々御機嫌被爲遊 御安座歡不斜奉存候。然者私共申合上京仕、周旋の上聊奉安 叡慮存意罷在候旁不願愚身、重職方へ存意十分献言仕候處、姦吏共讒言申張既に奉蒙勅勘候且今般 大樹公長防爲征伐被遊下向候に付ては無用の私共長存命罷在候ては

皇國並公儀等 御爲に不宜と奉存候間、此度一列申合速に決戰の上、討死可仕存意に有之候。尙當家代々戰軍の砌奉奏上候は家流に御座候間、此段御届申上候。以上。

閏五月

長門宰相

毛利少將

毛利讃岐

又同時に左の如く閩藩に令す。

此度 大樹公進發の由、然る上者只管遂謝罪聞届有之候上は、大幸の至に候得共、萬一承引無之節者不得止事一戰可相成候得共、飽迄謝伏を乞、自然聞入無之時は無據右の覺悟候間、抛身命可盡忠節を偏に頼入候。尤我等への忠節而已にあらず、先祖への忠節に候間吳々も頼候事

幕吏が此の書を一覽せしときは如何なる感想を起せしならん。兵家の所謂、始めは處女の如く終りは脱兎の如くにして、しかも窮鼠却て猫を嚙む氣勢を示し、群下に對しては飽くまで平和を望むも、彼れもし聽かずんば祖宗に盡す忠義のために殊死して戦ひ呉れよと懇囑す。苟も其の祿を食み、其の恩を受け、且つ血あり涙あるもの奮然として起たざるを得んや。之に反して幕府は客月軍容を盛んにし、正々堂々と江戸を繰り出したる時は、大旆一たび動かば毛利父子は惶懼して來り降るは必然と心竊に期したるに、強藩の反對に逢うて業に已に士氣を挫き又朝廷よりは掣肘され、長藩は斯の決死の意氣を示したるにぞ、大旆を中國に進むる氣勢を衰へ空しく大軍を京坂の間に駐屯せしめ、金扇馬標を浪華城頭の風に翻して日月を送りけるこそ笑止なれ。

幕府が斯の如く前跋後寔の窮境に陥りしは、畢竟當路に傑材なきに由る。如何となれば此の時は幕末の二本柱と目されたる松山侯（板倉氏）は去年六月職を辭して領地に屏居し、公は既記の如く櫻田の藩邸に蟄伏す。今や坂地に在りて將軍の肱股耳目と恃める人は如何なる人物と尋ぬるに、宮津侯（松平伯耆守）は温厚一逼と稱されたる人、福山侯（松前氏）は海陸總奉行を兼ねるを見れ

ば、武事に長ぜしかは知らざれど北阪の一小候にして、且つ外藩なれば群下に重きを措かれず。白川侯（阿部氏）と川越侯松平周防守（是の歳棚倉より宇都宮に轉封を命ぜられしも、故ありて果）とは素旗下の士にして、近頃まで外國奉行、又は神奈川奉行を勤めたれば外交事務に通曉せりと認められ、宗家に内諭して其の嗣子となさしめ、一躍諸侯と爲りて關老に擧げられたる人。故に其の才幹の有無は暫く措き、上下の信望未だ充分ならざるに如何でか、此難局に立ちて大政を料理することを得んや。是に於てか刻下の形勢松山侯と、明山公とを再起せしむる急要を感ずるに至れり。然れども機會は悠々として人の來るを待たず。左思右考する間に疾く既に逸走す。

七月二十六日、公召されて左の通り達せらる。

小笠原 壹岐守

御用の筋も有之候に付、早々上京可被致候。

是の時、長防處分の速決を要するにも拘はらず、彼れは時としては幕命を奉ずるが如く、時としては幕命に抗するが如く、曖昧模稜の手段を以て時日を延ばし、其の間に内は軍備を充實し、外は雄藩と連衡を謀るに汲々せるに、幕吏は之を知るや知らずや。悠々閑々として大軍を京坂の間に駐め、當時の俚語にすら「軍出立ちで大勢伴れて諸品値上げに宜うごんす」と嘲けられたる有様なれば、此際非常の人物を起し、非常の英斷を施すにあらざれば、益々危殆の地に陥るのみ、會藩の志

士は之を憂慮し、且つ夙に公の人物なるを知るを以て、一橋家を説きて公を起たしめんと周旋し、在府の關老も亦各國公使攝海に到り、兵庫開港を迫らんとする情況あるに愕き、内心公をして其の衝に當らしめんと希望を抱きし折なれば、東西の議熟したりと見え遂に上京を命ずるに至りしなり。

公は時機既に遅れりと思ひ、藩士の思慮あるものも亦起つべからずと諫めしかども、鞠躬盡瘁主家の恩誼に報ゆるは公の素志にして、逆め成敗を料りて去就を決するは取らざる所、況や將軍は既に進發され、客地に在りて日夜焦心苦慮せらるる時に當り、晏然として逸居するに忍びんや。故に謹んで其の命を奉じ、千艱萬難を排して成功を萬一に期せんと欲す。

同年八月二日、佐州公の長女滿壽姫と合番の式を擧げらる。

同月五日、幕府は京坂出張費用として參千兩貸與することを命ず。

同月十二日、登營して酒井大老及水野、松平伯耆守（將軍家に扈從せるも一時歸府せり）兩關老等と會談す。水野關老は外國事件等に關する要件を在坂の阿部關老に傳達せんことを囑す。當時公が記憶のために録せるものあり、爰に抄出す。

八月十二日和泉殿御話

一、英佛米蘭四ヶ國の内萬一大坂表へ相廻度旨願出候はゞ、縱令横濱迄御出張にても是非御差留

被成候御舎の事

- 一、若偽辭を申立長崎或は箱函等へ參候趣にて直に大坂表へ相廻候節は無致方此儀差含可申事
- 一、如何様御差留相成候ても不聞入出帆致候は、是以致方無之と御申被成候事

佛國は殊の外御國を大切に存じ盡力して御爲を計り候事の由

- 一、是迄攝海へ行々と申候説あれ共、虚喝にて不行此度は實に可行勢有之由
- 一、大坂表の事情、兎角江戸表へ不相分委敷御掛合相成候様被成度、江戸表者御留守故不相分共宣敷様なれ共、自然大坂の模様は寄御心組も有之候間、以來委敷御掛合相成候様被成度、雅樂殿、和泉殿、伯耆殿其外御目附杯も申聞候。

右の通御話有之候間、御役をも不相勤、平大名にてか様の儀御請合申候者出來兼候間御斷申上候筋と存候旨申述候得共、左様にも可有之なれども、是非相心得參吳候様御申被成候間、然者改而御沙汰には無之、只私心得迄に内密御噂伺の事と相心得可申哉の趣申述候處、至極尤の事と御申被成候。

尋で十五日登營せしに、外國奉行山口駿河守(直亮)及水野痴雲、栗本瀬兵衛(後安藝守又鋤雲)は外交上の事情を述べ、公が此の意を含みて大坂の關老に傳へんことを望むと雖も、實は公を以て未來の外務宰相に擬し、入關の後機宜に適するやう處理せんことを望みしなり。其の囑せし事情も

公の手記中より爰に抄出す。

八月十五日登城の節山口駿河申聞

- 一、英佛兩國見込相違の廉は、英は東洋に所領多き故、魯西亞を不怕處より御國內分裂を希望し、佛は夫に相反し、魯西亞を怕るゝ故御國勢を皇張し、合縦の志念有之哉の事
- 一、防長御征伐御因循にては、外國より追々切迫致し御取扱向總て被成惡き事
- 一、京師にて外國條約施行御差許無之では彌大變を生じ可申事
- 一、外國船萬一兵庫港へ相越候共、可御差留辭柄は無之、併防長御鎮靜の期限御見留相付居候はば其廉を以辭柄と可致歎の事
- 一、長州家來英船へ度々交通の事
- 一、御軍艦二艘下關へ被遣候處通行のみにて大坂へ相戻り其詮無之故、外國船へ交通の御取締に不相成候事

佛國此義を兎角申張候事

- 一、近々白耳義國條約取結願に可出模様有之、若願出候は、御聞届の有無如何に候哉。願出候上にて遠路相伺候ては御失體にも相成候間御聞届の有無豫伺置度事

此の夜、水野關老は私書を寄せて前意を反復し、且つ山口等の意見を體認せんことを望み、餞別

として黒羅紗一卷、柳着裏一反を贈る。其の書に由るも當時閣老始め幕吏が公の手腕に信賴せしを察するに足る。

一、猪致拜啓候秋冷の砌愈々御安健奉賀候。陳者明日者御發途何角と多忙と恐察致候。先日御話申候一條、明日宿繼にて豊後殿始へ申遣候間、左様御承知可被下候。今日は登營の處御勝不被成由相同差扣不拜唔、殘懐の至に御坐候。折角御厭御旅行被成候様奉祈候。痴雲始三人より申出候事件者、厚御心得被下候様致後三人頑直の議論も、何卒御着坂の上者御忘れ不被成様、吳も希申候。扱此品者誠に在來の廉品に候得共、御餞別の驗迄に拜呈仕候。速に御取捨可被下候。早々頓首。

八月十五夜

尙々謝文御多忙中必貴答堅固辭仕候。御不快中の御旅行追々冷氣に向ひ候時節、防寒防暑の御手當專一奉祈候。

水野和泉守

小笠原壹岐守殿

内事御直報

斯くて櫻田藩邸を發し、晦日大坂藏屋敷に着し直に阿部閣老を訪うて、水野閣老等の意を傳へ、

又其の日書を在邑の父君に呈す。

一簡謹呈仕候。冷氣相募候處益御機嫌克被遊御座重疊奉恐悅候。兩表被爲揃御萬福被遊御坐是又奉欣喜候然者、私義此度上坂仕候に付、去十六日江戸表出立、道中無滞今日着坂仕候。少々旅つかれは御坐候得共別段障等も無御坐候間乍憚尊慮安く思召被下候様奉希上候。右時候御伺旁御吹聽奉申上度如此御坐候。恐惶謹言。

八月晦日

小笠原壹岐守

御父上様

參人々御中

再白時候折角御自重被遊候様奉存上候。且つ又江戸表出立の節も御吹聽可奉申上處、何分取込居愚書拜呈不仕恐入候義何卒御寛免奉希上候。

〔編者曰く〕前書は子が父に對して安着を報ずる一片の家信に過ぎず、之を傳記中に挿入するは輕重取捨を誤るに似たるも蓋し微意の存するあり。公が權要の地位に進むに従つて益々抱損して造次も定省の禮を缺かざる懿徳を誦むと、又書中に「兩表被爲揃御萬福被成御座」云々とあるを見て父君の意を慰むる情の切なるを感ずるとに由る。兩表とは佐州公の愛姫にして、長は滿壽姫と稱し、是の月公と婚儀を結ばれたる人。次は信姫と稱し先に上ノ山侯（松平山城守信庸）に嫁がれたる人。一は吾が妻にして。一は義妹なり。然るに之を尊重し辭意の懇懇なること斯の如くば、其の父たる人の情として之を憐ばざるものあらんや。義父子の間に於て毫も猜疑の念なく、温情を保ちたること亦故あるなり。

九月四日、大坂城に登り將軍家に謁す。老中格再勤の命を蒙むる。今次將軍家が公を召したる本意は公をして、長防の事を處理せしむるためなるは更に説くを要せず。公も亦其の意を豫知す。故に再び入閣せば、速に平素の抱負を行ふことを期せしならんも、人事多くは豫期に反し此の際又第二の生麥償金事件ともいふべき外交上の大困難を惹き起し、止むを得ず其の折衝の任に當らざるを得ざる勢となれり。

其は如何なる事件といふに前に掲ぐる水野閣老が、公の西上するに臨みて、在坂の同僚に傳言を懇囑せる各國公使が攝海へ航行して、兵庫開港を迫らんとする事件なり。

是れより先き幕府は朝命黙止し難く、水野、板倉、井上の三閣老をして各國公使と横濱鎖港の談判をなさしめたるも（文久三年九月）公使等は肯んぜず、尋で松平總裁（大和守）をして其の衝に當らしめたるも（文久三年十月）行はるべきにあらず。依て外國奉行池田筑後守等を外國に遣し、本國政府と交渉せしめ、内に在りては外國奉行竹中淡路守等頻に盡力せしも更に要領を得ず。空しく手を拱して筑後守等の歸府を待ち受けたるに、彼れ等は巴里に踏み込みたるばかりにて鎖港の到底行はれざるを悟り、中途より歸途に就きし始末なれば、其の歸府に先だち、松平總裁に更めて鎖港談判を委任せしも（元治元年五月）這是唯朝廷に對し、表面を粧ふに過ぎずして、間もなく同總裁を始め酒井板倉の二老連袖退職し外事に通曉せりとの評ある阿部及松前の二老代りて就職し（六

月）遂に阿部閣老は上京して（八月）鎖港は到底行はれ難きを上奏するに至れり。

幕府に於ては斯の如く鎖港談判のみに苦心して、前に長藩が馬關に於て外國商船を炮撃せることを不問に附せる有様なれば、英國公使は淡路守等に會見し、英佛米蘭四ヶ國合同して軍艦を馬關に向け、其の暴擧に報ひんとする旨を告げたれども、淡路守は却て之を利用し征長の一助となす下心なりしか。強いて之を拒まず、既にして四國の軍艦十八艘馬關に赴き、一戰の下に長藩は和を請ひ歎を納るゝに至れり。（八月）是を以て各國公使は轉じて幕府に對し、馬關攻撃費と之を焼き拂はざりし償ひとして金參百萬元を要求す。酒井少老（飛彈守）及淡路守全權委員となりて公使と應對し其の求めに應じ期を定めて償金を六回に納るゝ事に約す。但し納期に先だち、政府親ら長藩を處置せば各國は之を償らざる條件を附す。是の時専ら外交の衝に當れる阿部閣老は、入京して僅十餘日を経過せるに、忽此の急報に接し大いに其の不都合を激怒せるも、當事者は既に承諾し調印も済みたる上なれば如何ともすること能はず。當時英公使は我が邦頻年多事、政府甚財政に苦しむを見、此の機に乗じ、もし償金を巨額にせば勢必ず應ずるを得ず。因て之に逼り、期に先だちて兵庫港を開く事（現行條約面の兵庫開港の期日は慶應三年丁卯十一月〇日（千八百六十八年一月一日なり））及び内海に於て、更に一港を開かば償金の幾分を低減すべし。と提議せば必ず希望を果すべしと思ひ、佛米蘭の三公使と合議して斯くの如き要求を爲したるものゝ如し。既にして開港を以て償金の幾分に抵すべき旨を幕吏に内談し、又密に征長の事了る

を待ちて、更に馬關を開きて一港に抵すべしと謀りしかば、淺見なる幕吏等は之がために後患を残すをも顧りみず、財政の窮乏なるをも顧みず、巨額の償金を與ふることを容易に承諾せしものならん。

是に於てか英國政府は果して公使パークスに『兵庫を開く事、海關税を改むる事、現行條約に日本皇帝の批准を受くる事』の三大件を以て馬關償金の三分二に充つべき旨を訓令す。パークスは其の命を受くるや、復た三國公使と合議して頻りに江戸留守の閣老及び奉行に向つて長州の處分を促し、或は期に先だちて兵庫を開くことを迫りて痛論せり。(現行條約は井伊大老掃部頭直弼が歐身的の決心を以て七月二十九日に取結びたる條約にして未だ兩國主權者の批准を経ざるも、安政六年六月十九日(千八百五十八年己未六月五日)(千八百五十九年七月四日)より實行すべしと定めたるものなり) 即ち條約實行の日を以て横濱、長崎、函館の三港を開き、萬延元年^{庚申}十二月〇日(千八百六十一年一月一日)を以て新潟を開き、文久三年^{壬戌}十二月〇日(千八百六十三年一月一日)を以て江戸、大坂の兩市及兵庫を開くことに定めありしが、安藤閣老が外交の衝に當りし時、竹内下野守、松平石見守(後松平周防守と稱せし閣老は是の人なり)等を歐洲各國に派遣して江戸、大坂の兩市及び兵庫新潟の兩港を開く延期を乞はしめ、談判漸く整ひて五年を延期し、慶應三年^{丁丑}十二月〇日(千八百六十八年一月一日)を以て開くことに改定す。

然れども留守の閣參及奉行は大坂の現状を詳にせず、長州處分は何つ頃結了するか豫知し難く、且つ兵庫開港は容易に許すべきにあらざるを以て、只管各國公使を慰諭するのみにて確答を與へざれば、公使は、此の地に於て談判するも詮なしと思ひ、此の上は直に大坂に乗り込みて將軍に謁し、もし事決せざれば入京して關白に就き勅許を乞はんとまで迫りしなり。故に閣參、奉行の痛心一方ならず、前に述ぶるが如く、公の上京に際して其の情態を傳へんことを囑せし後間もなく、攝海の航行を實行するとの報知を得て、今更の如くに周章し、急使として外國奉行山口駿河守及目附小笠原刑部を西上せしむ。

二使は晝夜兼行して九月十三日着坂し、駿河守は直ちに阿部閣老の旅館に就き酒井大老及水野閣老の意中を傳へて曰く『今般英佛米蘭の四公使大坂へ航行して開港の事を乞ひ、將軍もし許さざれば入京して天皇陛下に謁して直接に請はんとす。其の期既に迫り、忽視すべからず。汝等急行して幕下及閣老に具狀し、且つ其の役に服せよと命ぜられ是を以て來る』と。阿部閣老は自若として笑つて曰く『子等兼程して來る。何等の大事と思ひしに何ぞ料らん。斯かる尋常の事ならんとは海に界限なし、潮水の通ずる所何處も航行すべし。和親國の公使等來りて大君及余等に面晤せんとなす。亦怪むに足らず、期に先だちて港を開くは余見る所あり。兩老の驚愕何ぞ斯く甚しきや』と巨觥を擧げて駿河守に屬し、子暫く此の佳酒を口にし、徐ろに狀況を察せよといふ。駿河守は其の傲語に

呆然として其の意の在る所を解するに苦み、献酬數杯辭して旅寓に歸り、翌曉（十四日）坂城に登る。時に群吏首を鳩め嗚々語りて曰く「幕下西上して此に在り。内憂未だ除かざるに外患又遽に至る。如何して此の難局を免れんや」と手足を措く所を知らざるが如し。駿河守は其の状況を默視し、將軍家の出御を待ちて謁見し、具さに留守閣老の意と各國公使が攝海に來らんとする顛末を稟申す。將軍家は之を聽き了りて速に豊後（阿部閣老）を呼びて意見を徴し、且つ此の事件を處理せしめよと命ぜらる。引き続き松平閣老（伯耆守）も大坂に來る。

此の日又、公を召して進發の慮從を命ぜらる。蓋し公は着坂後、長州處分の日も晩るべからざるを察し、此の事を屢々建議せられしかば、將軍家も其の議を容れ外患の目下に迫るをも顧みず、之を當局の吏員に一任し、阿部閣老等從へて大坂を發し京師に上らる。此の時公は大坂に留守されしが、一日を隔て十七日に至り、果して兵庫町役人より左の急報に接す。

乍恐御注進奉申上候。今午の下刻夷數艘東海より入港仕候。當津和田崎より湊川崎迄、地方より二十町計り沖間所々へ淀泊仕候に付、爲見届罷出候處左の通英國軍艦五艘、佛蘭西四軍艦、阿蘭陀軍艦一艘右九艘の中へ亞墨利加人も乗組居候由、横濱表より出帆何方へ渡海共聊も不申聞候得共、明十七日五時半右の船の内二艘大坂へ相廻り候間、御奉行所へ案内として乗込貫ひ度旨異人申聞候に付、相斷候處案内無之とも何れ上坂可致旨、其段大坂へ早々可致注進申聞候。

右の通に御座候に付此段御届申上候。以上。

但本文應答の節、勤番御役人も英船へ御乗込の儀に御座候。

攝津兵庫總代 榎並直五郎

齋藤兵藏様御役所

此の注進狀の大坂に達する間もなく、二艘（一説に三艘ともいふ）の軍艦は天保山沖に着し、各國公使の書翰を差出す。其のいふ所は果して兵庫先期開港事件にして、辭氣頗る強暴に涉り、此の後七日を期して決答せよと乞ふ。又町奉行に會見を申込みしかば、松平大隅守、井上主水正は倉皇として軍艦に到り應接す。其の時の問答は左の筆記を見れば知るを得ん。

二本橋蒸汽軍艦フランス國船名キャンシャン天保山沖へ碇泊致候に付、町奉行組支配差向來意相尋候處、奉行へ面會致度旨申聞候に付、松平大隅守、井上主水正爲立會赤松右京支配向共右船へ差越、佛國人カシヨン、英國人アレキサンドル、シイポールトへ面會應接左の通。

一、今度當地へ罷越候者何等の用向に候哉。

御老中方へ御面會申度候、阿部豊後守様には御在城に候哉。

一、豊後守は上京被致候。

松平周防守様御在坂に候哉。

- 一、同人儀も上京致居候間用向趣意一ト通り承知致度候。
- 御話申上度候へども御老中方へ御面會の上申上候様命を受け罷越候事に付、乍御氣の毒御話難申上、御老中は當時誰殿に候哉。
- 一、小笠原壹岐守在坂に候。
- 左候は、壹岐守様へ御面談願度、尤御逢相願候者は、私共兩人、外に英國より亞米利加人名代マリタナリハン、阿蘭陀人エースリン都合四人に御座候。
- 一、從是引取一應申聞候上、猶可及挨拶、尤承知の上は天保山最寄迄壹騎出張可致哉と存候否哉申入候迄相待候様可被致候。
- 四時迄相待候様可致、乍去其以前上陸致度候間案内の者壹人候殘可被下候。
- 一、應接所迄上陸の儀不苦、案内の者殘置可申候。
- 應接申上候場所は何處に候哉。
- 一、天保山最寄に相應の家居有之候間案内可致候。
- 山口駿河守殿は當地に被參候哉。
- 一、當時在京にて候。
- 幾日頃に大坂へ被參候哉。

- 一、五日程以前に被參候。
- 小笠原刑部殿、向山榮五郎殿在坂に候哉。
- 一、刑部、榮五郎は上京致居候。
- 可相成は壹岐守様へ御面會以前、駿河守殿、刑部殿へ面會の方都合宜敷存候。
- 一、駿河守刑部へ可申聞候。
- 大君幾日頃御上京相成候哉。
- 一、昨十六日上京相成候。
- シイボルト曰く、中國毛利は未降參不致候哉。
- カシヨン曰く、此度彼地の模様爲一見下關へ罷越候上、速に降參相成候様取計度候。左候はでは政府御多忙にて各國の爲甚不宜候。
- 一、未降參不致候。尤來る二十七日期限に付夫迄に降參不致候は、順序を以處置に被掛候筈に候。斯くて奉行等は、大坂城に歸り、軍艦來航の趣意を復命せしかば、公は駿河守を伴うて天保山に赴き、カシヨン等に會見して一應來意を尋問されしも、彼我共に談判の全權委任を負ひたるにあらざれば、來意は台聞に達せし上にて確答せんとして立ち分れぬ。
- 翻つて横濱發艦前後の情況を述ぶるも、此の事の顛末を知るに必要なれば、當時在濱某氏の私信

を左に摘載す。

英佛蘭三國の軍艦十一艘(據海へ航行せし軍艦は九艘なり、蓋し傳聞の認なり) 九月十二日開帆して長崎に至り、序に難波に暫く滞留すべしとの趣、九月十日横濱新聞紙に出たり。蓋し夫は只世間普通に報ずる者にして、實者方今、天皇及將軍家同所にましませば其機に乘じ、或は關白殿下へ應對し、若くは其他執政に説いて大に爲す事あらんとするにあり、既に先き頃英公使閣老參政に向て長州を攻撃すべくや、或は兵庫を速に開くべし等の事件を以て激論あり。夫を抑留せんが爲に九月六日より七日迄に酒井參政英佛公使館にて談判あり、續て九日には水野閣老横濱に至り、酒井參政も十日朝漁船に乗り至らるといふ。伯耆、關老俄に京師に行き、其他外國官吏はみな大坂へ走り、或は往來せる者晝夜をすてす。願くは是を遮りとすめ國家安全ならんことを祈るのみ。云々

以て當時の混雜を推察すべし。又大坂に於ては十九日に至り、常に幕府に同情を寄せたる佛國公使シラン、ロセスは征長の意見書式通を關老へ呈す。

口達

此度某各様方ニ得御面晤可議所ノ大事件ニ付吾隊ノ支配頭「カシヨン」ト申者ハ先其趣意ヲ逐一申上候様申付候。就而者同人演述中ニ萬一申落等モ可有之哉ト心付、別紙ノ通則書取ヲ以差上申候。御熟覽ノ上可然御存意可被仰聞候。以上。

慶應元丑九月

佛蘭西全權

御老 中 様

佛蘭西皇帝ノ全權

大坂ニテ

御老 中 様 御直覽

一佛蘭西全權ミニストル、レランロセス申上候。我政府ハ大君殿下ニ於テ長州ノ重罪ヲ猶豫スル事更ニ其趣意ヲ知ラス。大君殿下ニ於テ今日迄急度其罪ヲ不責、唯彼カ自ラ過ヲ悔テ降參スルヲ待、追々日數ヲ費シ給フトイヘ共今ニ至迄、其證ナク或ハ僞リ降參ノ約定ヲ申上 大君殿下ノ御進發モ徒ラコトニ成ンカト某頻リニ此事ヲ懸念シテ推參致シ候。

抑國民ヲ哀憐スルコトハ、専ラ人君ノ務ル所ト雖モ併天子ヨリ預リ先祖ヨリ受嗣處ノ天下泰平ヲ亂サバ仁心却テ不仁トナルヘシ、情方今日本ノ形勢ヲ考フルニ上ハ天子ノ叡慮不定、次ニハ非義ナル謀反アリ、貴國ノ泰平ニ禍スル者ニ外ナラズ。此兩條ニアラン

カ、故ニ如何トナレバ素ヨリ政府ハ天子ヨリ國政ヲ委任セラレシ事ナレバ、世界ノ變ヲ見テ時宜ニ隨フ故ニ、各國ト交易ノ條約ヲ取結シ也。素ヨリ條約取結事ハ日本ニ於テモ天子及ヒ諸侯方モ政府ト同意不成時ハ却テ不慮ノ擾亂ヲ醸シ、既ニ政府ニ背キテ内亂ヲ爲ス所ノ逆徒ヲ、日本政府ニ於テ速ニ鎮靜ノ方行届カサレハ、各國ヨリ其逆徒ヲ討タント議定シタリ。左スレハ其期ニ及ンテ貴政府ヨリ如何程制シ給フ共、從フ可ラス。就中英吉利政府ノ所爲ヲ考フルニ、交易ヲ專トシテ、自己ノ利益ノミヲ先ニシ追々疑心ヲ生シ彼ノ心大君ハ最早無實意、專ラ鎮港ヲ思召ナラント思ヒ、居處ニ薩摩、長州ノ大名英吉利ヘ密ニ使者ヲ遣シ、何時トナクニケ國ニ於テハ開港可致ノ存意ヲ顯シ候故ニ、却テ諸大名ト外國ト陸敷交ルニ獨政府而已鎮港ノ志シ有ラント、英ノ政府深ク疑ヒ居候。右ハ某得ト觀定タル所アリテ斯申候。故ニ英公使ハ是等ノ疑心ヲ晴サンカ爲、上坂シテ右ノ實否ヲ自ラ辨明致サントノ存意ニ候得ハ、過日某熱海ニ於テ山口騎河守、栗本瀨兵衛ヲ以テ大君殿下ハ何レニモ武威ノ振ヒ給フ様ト關老衆迄申上置候。其頃英ノ公使頻リニ上坂セントスルヲ延日爲致ハ前ニ述ル如ク、大名ノ甘言ニ不都合ナルヘシ。併右ハ如何ナル不都合ナリトモ、各國ノ兵端ヲ開カハ猶又禍大ナルヘシ。又日本ニテハ發明シタ武器モ未タ尠ク、西洋ニハ大國有テ其大國ノ兵士ハ年々ノ戰場ヲ經テ新タニ發明シタル武器モ多ク有レハ、日本政府ノ未西洋ニ敵對スル心無キハ必定ノ理ナリ。既ニ條約書ヲ取

カハセシ上ハ、妄リニ廢ル事叶ヘカラス。且鎮港センニハ武備未タ調ハス。各國ヘ使節ヲ差遣シ屢鎮港ノ談判ニ及フト雖モ、各國ノ政府ニ於テ不承引、左スレハ戰爭ノ外他ノ策略不可有依テ右等ヲ貴國ノ泰平ニ災スルモノト申也昨年毛利大膳意恨ヲ含テ外國船ヲ妄リニ擊惱シタル一件モ速ニ僅ノ軍艦ヲ差向テ憤リヲ晴サント欲スレトモ大君殿下ノ制止難默止無餘儀軍艦引上ケ候ヒシカ、長防二國ヲ攻撃シ事ハ素ヨリ各國政府ノ嚴命ナリ。但貴政府ノ主意ニ不戻爲メ、各軍艦引上ケテ長防ヲ擊事ハ止メタリ。依テ思フニ、所詮外國條約ノ義ニ付而ハ不惑様、篤ト日本ノ事情ヲ説示シ候故、英公使今日迄出帆延引致シタレトモ最早待兼頻リニ上坂センコトヲ望ム。英吉利人而已大坂ニ至リナハ如何ナル事ヲ申立候ヤ。又ハ如何ナル所業ヲ致サンモ難斗ケレハ、猶又英公使ト會議シテ某ノ意見ヲ説キシ故公使ハ某ト同意シテ、何事モ卒爾ノ舉動無之様堅ク約シテ既ニ横濱ヲ出帆セント爲ノ日阿部豊後守様、松平周防守様ヨリ御書翰ヲ得タリ。就テハ此度某推參セシ事ハ各様方ト計テ、諸事速ニ決斷致サン事ヲ欲ス。左スレハ英公使ニ理不盡ナル舉動爲致間敷、若各様方格別ノ御配慮モナク御盡力モ無之ニ於テハ、無餘儀某モ英公使ト同意シテ不日京都マテモ推參可致候。就テハ佛公使至極ノ實情ヲ以テ申進スルノ條ハ萬一條約ノ義ニ付テ

天子 大君ト永ク御同意被爲在サルニ於テハ、追テ四公使上京ノ上推テ 天子ニ謁シ奉可クト公

使等ノ衆議ハ既ニ決セリ。素ヨリ於京都條約許容アラセラレサレハ、自然各國ノ疑心モ不解シテ、總テノ交際大ニ親睦スルヲ得ス。然ル時ハ近來新ニ發明シタル武器及戰爭ノ珍書、奇術等モ不可傳授、左スレハ日本堅國強武ノ策モ不被行、貴國堅強

天子及政府モ貴トカラス。然レハ大君 天子ヲ貴ハントシ給ハ、天子暫ク各國條約ヲ被爲在勅許候テ交際ノ親睦ヲ結給フ様、貴政府ニ於テ宜シク御盡力肝要ニ可有之候。亦暫クノ間各國ト親睦シ給ハ、多年ヲ不經シテ貴國實ニ堅強スルヲ得ヘシ。若極メテ堅強ナルノ後ハ譬ヘ一、二ノ外國ヨリ異論ヲ發シテ、貴國人情ニ逆ヒ、若クハ貴國ノ疆界ヲ犯サントスル迄、理不盡ノ所置致候共、其期ニ及ンテ大ニ防禦ノ力充ナハ、各國ノ人心、其時實ニ貴國ノ 天子ヲ可貴又可恐、且貴國ノ形勢ヲ篤ト按スルニ、或諸侯不忠ノ働キ有テ、表ハ鎮港ノ議論ヲ立且 天子迄モ及奏聞裏ニハ開港ノ志ヲ抱キ、薩州長州ノ如キ密ニ英國へ使者ヲ遣シ、英政府ト熟談シテ、右ニテ國中海岸ニ可然ノ地ヲ擇テ一個ノ港ヲ開カン事ノ情ヲ顯セリ。然ラハ願處兵庫ヲ速ニ開港被成、英吉利政府ノ疑念ヲ解カシメ、不忠ナル諸侯ノ邪謀ヲ可挫御仕置無之候而ハ夥多ノ不都合ヲ可釀モ難斗ケレハ、此段篤ト御賢察ノ上速ニ御明斷被爲在度存上候。拜具謹言。

慶應元丑年九月十九日

又

佛國公使ロセス再密書を呈し、早く東歸し富強の術を謀るべきを勸む條約御許容の儀に付謹で申立の件有之候。

右條約勅許の大事件は、貴國始各國人心を安じ候に付、外は外國よりの危難を遠ざけ内は富強を致す基本此に立てばなり。

二百年前より遂に世界の形勢一變致し、帝國々々と相交親し、有無を貿易し人々不足なからしむ。是は天より定りたる自然至當の道理にて、五六年支配の如く古習を陋守し、此交親の道を無理に廢去せんとする輩は、誠不得止兵禍を被る自禍を自招せり。依夫此慘毒を明察せる日本帝は、各國の條約を勅許せられしは、此上なき國の洪福と帝の聰明は不數年其効顯然たるべし。

外臣レオンロセス區々の微力及候丈は一心に實衷を陳じ候は平生覺悟に候間、乍恐此度一大事件申上候。

殿下篤と熟考被下候様伏て奉冀處に御座候。

條約面には各國公使元々日本都府に在留可致、右は萬國、支那とても同斷の確定あり。其故如何となれば、公使の儀は固より各國政府より其國の政府の主司へ差出したる任なれば、左無之候節は外臣、公使等各政府の命令違背に近ければ、其罰必重し。然れば七ヶ月以前

大君殿下上坂相成御歸朝は何時なるべしと問合するに、未だ漠然其歸朝を指示する能はずと述べ

り。若 殿下速に歸府無之節は甚恐入候得共、不得止外臣ロセス各國公使と共に大坂又は京師の内

殿下所留の地に、是非速に在留の決心あり。又軍艦並兵卒は固より、公使護衛の爲連越したる者なれば、公使同時に何の地へも引連可參存候。貴國の内事固より外臣の憚り敢て議する處にあら

ず。然りと雖も貴國の事は平生深く心配する處なれば、乍恐今一條陳述申上候。

即今條約勅許の初、先づ叛臣毛利大膳を寛裕の御沙汰とすべし。如何とならば彼の罪は素より愚昧より出で、大逆惡心あるにあらず。故に年を逐ひ、段々事理を明悉し、自然前非後悔の期に至るべし。過年各國政府より 大君殿下の伐長を願ふと雖も此度各國の政府能く日本帝國の事情を洞悉し、萬一諸藩輕舉暴動ある節は、大名と各國との事なれば、政府に於て更に御心配ある可らず。

就而は可相成は 殿下速に歸東の計を運し、富國強兵の術に心を盡し、海陸の御軍備速に御整へ、貴國周海の備を行届しめ、此度伐長に費ゆべき財用を前文軍備の用に充つべし。左候へば友朋も讐敵も皆日本王を尊敬すべし。先此度は貴國獨り自ら誇大の心を止め、外國と眞に親睦し、彼の所長の學問兵術を借り、彼の得る所を學び、速に貴國の富強を計るべし。

諸藩の内外交を嫌ひ忌み、専ら鎖攘の議を奏問するもありといふを傳承せり。幸に聰明の心を照

し、右等の迷路に不赴、右等各藩へ寫と外國と唯今戰爭に及ぶは以の外無謀なる儀を盡力説得し、若其教に不從戰爭に従事するの志なれば、各國敢て辭せず。速に力を試みんと欲するなり。就ては速に

殿下江戸へ歸り、政府の力と 皇帝の力とを協同し、各國の志を屈し、公使輩の再び攝海に赴き京畿に迫近する事勿らしむる様御取計有之度候。天の照臨を蒙られたる大君殿下の福利を祈る爲め外臣レオンロセス謹で申立る。

今や幕府は長州處分の急施設を固執せる公を起して其の衝に當らしめ、且つ末家及吉川監物を召喚せる期日（九月二十七日）に迫れど、更に上坂する様子もなければ、將軍家にも上洛せられ不日參内して天機を伺ひ、征長進發の事を上奏せんとせられしに、偶々外國軍艦攝海に入り來りて兵庫開港を強請せしを以て、其の談判のため長州處分も一頓挫を來せし上に、朝廷にもその報に接し、スハ一大事こそ起りたれ、征長の軍は暫く措き先づ掃攘の處置に及ぶべし。と二條關白をして其の旨を傳へられしかば、常ならば兎角を論せず其の命を奉すべき筈なるも、外國の使臣すら長州處分の急施設とする意見書を呈せしほどなれば、今度は其の意を強くせしと見え、一橋家は參内して、征長の事目下の急務なるを以て外國公使には猶豫を交渉し、先づ長州を處置すること時宜に適せりと抗議せられて其の事に定まりたり。

然るに、薩藩の大久保一藏は、關白家に就き征長の不可なる所以を論ぜしかば、又もや京紳は動き出し、薩藩の議する所至當なり。と雷同するものありて、朝議一變の狀況を呈す。一橋家は之を観て憤激し、長州の事たる、將軍久しく滯坂して寛大の處置を施さんとするに、彼れ其の意を體せず、援命數回に及ぶ。故に止むを得ず、進發を奏聞せんと欲するに臨み、陪臣等の建議のために斯く動搖されては如何ともすべからず。將軍家を始め臣等に於ても、職を辭するより外に途なし。と切論されければ、關白家も、公武の乘離を憂慮されて、薩藩と同論の廷臣を諭し、遂に將軍家は二十一日參内せられて、征長斷行の奏聞に及ばれける。而して二十四日に至りて歸坂せられたり。

阿部閣老は、將軍家より一日前、即ち二十三日に歸坂し、直に山口駿河守を隨へ翔鶴丸に搭じ、兵庫に到り四國公使に會見せしが、開港事件を獨り擔任して、來る二十九日を期し決答せんと約して歸る時に、京都守衛の會藩士陸續坂城に來りて「各國公使等軍艦を率ひて我に迫り、開港を要求す。是春秋に所謂城下の盟にして辱め之より大なるは無し、斷然拒絕し、もし萬一暴慢を極め、強いて上京せんとせば弊藩擧つて死力を盡して之を防ぎ、淀鳥羽以往は一步も踏ましめず、醜類を寸斷して國威を伸べんこと掌中に在り。毫も顧慮せず充分強硬の談判を望む」と迫るを以て阿部閣老等は事態斯の如くば、二十九日の決答は容易の事にあらずと察し、竊に井上主水正を遣し蘭國公使に囑して、十日の延期を請はしめ、其の承諾を受けたるも、獨り英國公使は其れ等の事には拘はら

ず、暴厲にも「幕府に於ては故障あらざるに、京都のために妨げられ許容すること能はずとせば、直ちに兵を率ゐて入京し、皇帝に謁見して敕許を請ふべし」と迫り督促日々に急なりければ、將軍家は特使を京都に馳せ、手書を齎して一橋侯を召す。

國家重大危急存亡事件差起候間下坂可被致候。

閣老の副書に曰く。

事實絶言語候間、傳奏衆へ届の儘下坂可被成候。

此の際、幕吏は英國公使の頑硬を持て餘し、竊に御前會議を開きしが、外國公使を大坂城に召喚し、將軍家が出御して親しく諭されなば、如何に頑硬なる公使等も、其の優待に感服して承諾すべし。との議に決し、公及立花少老（出雲守）をして、其の事を應接せしめんと其の旨を下す。公之を聞き、駭き辭して曰く「外人を退去せしむる事は死力を盡すべしと雖も之を城中に招き直諭應接に及ぶの儀は、斷然有免を蒙むりたく、且つ此の如き大事を天朝に伺はず、此の地に於て私に專斷決行せられは、臣重任を辱ふす。何の顏ありてか天朝に對するを得ん。職を退くの外途なし」と切言せられければ此の議は遂に罷む。

然らば將軍家再び上洛せられて、開港の敕許を請はるべしとの議に一決す。一橋侯は飛報を得て二十六日の夕刻に京都を發せらる。翌日公は尾張玄同侯に陪して上京の途に就かれしが、一橋侯下

坂されしを以て中途より召返され、二十八日朝歸坂して直ちに登城し、翌曉に至り退出せらる。一橋侯も一旦下坂されしが、幕議の穩ならざるを察し「余は幕議に干せず、京都に在りて開港勅許の事を謀るべし」とて即日上京せられたり。京都に於ては朝議益々沸騰し、大原卿（重徳）の如きは此の時を以て外夷を殲滅し、神州の威武を耀すべしと論じ、諸藩に於ても彼れの亡狀此に至りて極まれり。宜しく斷然掃攘の舉に出づべし。と論ずものあり、殊に薩、因、備の諸藩は外國公使が此の要求を爲すは、畢竟幕吏の其の謀に與かるものあるに由れば、先づ此の奸吏を誅して、然る後談判に及ぶべしとまで激論せり。

二十八日、薩藩は大久保一藏をして書を朝廷に呈せしむ。

此度、兵庫港夷舶來着の趣意柄詳に承知不仕候へ共、過日、阿部豊後守様、松前伊豆守様御應接の上、開港且十日の期限に被相究候に付、大樹家不日御上洛右事奏聞被爲在候哉に内々承知候。就ては兵庫表の儀は、京都近く殊に海内の要港にて、素より赦許可被爲在儀とは不奉存候。墨夷襲來の積年確乎不被爲在動御儀と兼て拜承仕候に付、乍恐聊苦心仕候儀は無御座候得共、自然申立の趣に依り、御動搖御許容被爲在候ては、皇國の存亡未曾有の御永恥千載御取返の期有御座間敷、實に人心の向背に拘り、莫大の御後難此一舉と奉存候に付、諸侯方急速御召相成建言被聞食候上、皇威顯然相立候様有御座度奉存候。左候は、日間も相懸り候に付、強請申張、萬一彼より

輕擧の振舞も候は、速に御打拂被仰付度、左候は、弊邸當分人少には御座候へ共、修理太夫大隅守兼て申付置候趣も御座候間、御先鋒相勳盡死力、聊報御國恩度候間、兼て開召置被下度、此段遮て奉願候様、重役共申聞候事

此の建白は、當時最も有力なるものにして、之がため大波瀾を捲き起し、阿部、松前兩老の廢黜將軍の辭職、及び諸藩會議は全く此結果たるは疑ふべからず。此の時勢に及びて、諸藩が尙ほ斯く攘夷論を主張するは、甚だ怪むべきに似たれども、是れ其の藩論は、久光侯の公武合體論を排して、西郷一派の討幕論に變ぜしものと思ひ來れば、毫も訝るべきにあらざるなり。

而も第一征長の際に當り、薩藩は長藩に對する積年の惡感情を一掃して、之と合從の策を建て、西郷は尾張老侯（慶篤）を説きて其の處置を寛大に、且つ曖昧に局を結ばしめ、以て恩を長藩に被ふらしたるを見ても知るべきなり。再征の擧あるに當りては之を非難し、之を蹉跌せしめんと勉めたるに、恰も好し外人大坂に來りて、開港を迫るに會す。是れ奇貨居くべしと爲し、頻りに、心にもなき攘夷論を唱へて、京紳の間に入説し、以て幕府の施設を阻礙せり。

當時攘夷の成すべからざるを、經驗上最も能く覺悟したるものは、天下に唯薩長の兩藩あるのみ。此の藩にして今に彼の陳腐論を唱道するは、此の武器が猶幕府を攻撃するに銳利なるを知ればなり。たとひ彼れ等が銳利の武器を弄すればとて、之に應ずる實力あらば、積年の餘威を加へて、之を壓

倒すること易々たらんも、機に臨んで變を制する英雄なく、豎子をして名を成さしめたるこそ遺憾なれ。

しかし大勢の趨く所は滔々たる流水の如く、人力の得て制止すべきにあらざることをも察せざるべからず。時に又流言ありて、一橋侯は此の機に乘じ、陰に將軍職を望む野心を抱き、もし將軍が一朝辭職を出願せば、京都に於て直ちに、一橋侯に將軍職を宣下せらるゝ議粗ぼ定まれりと。這是離間中傷的の策に出づるは疑ひなきも、一時は幕吏が事實ならんかと惶惑するも無理ならず。と思はるゝほどの形跡を顯し來れり。

そは何ぞといふに、明くれば十月朔日に京都傳奏より、松平閣老(周防守)に宛たる來書なり。其の文を見るに『阿部豊後守松前伊豆守事叡慮に依り退職官位被召放』云々、此段關白殿下被命と認めあり、斯く突然に天色一變、霹靂一聲ともいふべき朝命に對しては、何人も吃驚せざるを得んや。滿城色を失ひ、叡慮の那邊に存するを料り知ることを得ず。將軍家も亦大いに驚かれ、急に御用部屋に出御され、諸司を集めて大會議を開かれたり。其の座に列せるは尾張玄同侯、紀伊侯を始めとして閣老、參政、大小監察、諸奉行等の面々にして、議論百出宛がら鼎の沸が如し。竟に公及び山口駿河守、向山榮五郎等の主唱する意見に決す。

其の要旨は『閣老は將軍の任使する臣下なり。故に其の黜陟褒貶は將軍の權内に在り。然るに此の如き朝命を發す。是れ將軍の職事を制し、職權を奪ふなり。且つ夫れ長防の處置、外國の要請共に目前に迫り、一日も忽せにすべからず。此の際に當り、他より容喙して主司を廢するは、將軍をして其の職責を盡すを得せしめざるなり。斯くの如くば速に大任を解き、東歸せらるゝこそ當然なれ』といふに在り。

將軍家は其の論旨の盡くるを待ちて、徐ろに口を開かれ『此の論極めて予の意に適せり。予年少にして大任に膺り、中外多事の秋に際し奮發して禍亂を靜めんとすれば掣肘され、半途にして當事の股肱を廢黜せらる。予非才到底人心を一和して太平を保つことを得ず。如かず賢路を避け、一橋慶喜を擧げて職を襲がしめんには、因て是非を論ぜず、速に救命を奉じ、兩閣老の登城を差し止め閉居せしむべし』と命じ了りて奥殿に入らる。滿座嗚咽して仰ぎ見る者なし。是に於て命を兩閣老に傳ふ。

阿部 豊 後 守

松 前 伊 豆 守

叡慮の趣も被爲在候に付、官位被 召上候。且、於國許謹慎御沙汰相待候様御所より被仰出候。依之御役御免被成候在所へ罷越慎可罷在候。

〔編者曰く〕 兵庫開港談判の顛末は多く栗本銀(安藝守後勤雲と稱す)の著す宛庵十種に掲ぐる山口直亮(駿河守後泉所

と稱す)の談に據る。二人は當時其事に關せるを以て最も精確と認められたればなり。而して史談會の編纂せし、報効志士人名錄に載する阿部正外(豊後守)の傳を見るに、又其の談判の情況を詳記せり。彼是對照するに頗る異同あり、且つ考證十分ならざる點あるを覺ゆ。一例を擧ぐれば、當時在坂せる尾張玄同を慶勝と誤るの類なり。(慶勝は曾て征長總督たりし人にて、玄同の實兄又義父に當る)然れども又、參考に資すべき點なきにあらず。故に複雑を顧みず爰に附記し其の孰が正しく孰が誤るかは讀者の判斷に委す。

九月二十一日深夜、老中松前崇廣(伊豆守蝦夷松前藩侯)大坂より來りて曰く「各國公使兵庫に來り、兩都(江戸、大坂)兩港(兵庫、新潟)開放諾否決答の期日過ぐるも報答なし。直に京に至りて求むる處あらんと事態頗る不穩なり」と。正外翌月大坂に到り、大小監察、町奉行、外國奉行等を伴ひ汽船に乗り兵庫碇泊の英國軍艦に行き、英米蘭三國公使に應接す。公使等曰く「決答約日を過ぐるも應答なし。直に京に入り日本帝王に謁見し、各國の事情を陳し、速に開放の許可を得、永く懇親を結ばんと欲す。須からく京路の通路を妨ぐる勿れ」と。正外曰く「開港は近年の事實、開都は千古未曾有の事、之を實施するには須からく、國民古來の風習を一新せざるべからず。是れ容易の事にあらず。今卿等直に上京、謁見を請るゝも、我に國法あり。豫め許可を請はざれば能はず。單に一事項を急ぐの故を以て、萬事を誤るあらば、卿等本國政府惟り其希望を失ふのみならず、又我政府の本意にあらず。約日經過の如きは、其の過を謝するに償金を以てせん」

公使等曰く「萬金を出すや」と。正外曰く「諾」と。公使等別室に入り議するあり、更に佛國軍

艦に移りて、談判せんとて同艦に至る。公使等曰く「償金の談判は意見一致せず、撤回す。更に前議を逐ひ、京に行かん。日本政府幸に兵を假して通路に充てんことを、若し能はずんば我に自衛の兵あり、率ゐて上陸せん」と。正外曰く。

「恣に京に迫らんとす。其言不倫、其行暴慢たらん條約破毀の機岐るゝ處なり。我敢て卿等を疑はざるも、前言眞なりとせば、本國政府の意亦た解し難し。凡そ各國交際の事、何ぞ開都市のみの事ならん。然かるも事此に至る。我將に卿等を措き、各本國政府に就き談判する所あらん。卿等も亦同行、善く今日の言を證せよ」公使等曰く「本件我々既に本國政府の命を受く。亦同行を要せず」と。正外曰く「然らば我大坂に歸り、君主に稟し、政府の議を経て帝王に奏し、復た此に來らん。請ふ爲めに十日を假せ」

公使等三日以外亦待つ可らずと反覆辯論、漏刻午後十時を報す。終に分れて兵庫に歸り、同行に言つて曰く「我今夜坂地に歸り、今日の顛末を報ぜん。町奉行井上義斐(備後守)は明二十四日曉を待ち、直に外艦を訪ひ、蘭國公使ゼネラルアイルは駐在久しく、國情を解す。宜く延期の趣旨を懇談し、後に英佛公使に應接して延期を諾せしむべし。若し尙否まば再三、再四國情を縷述し、承諾を得ざれば亦た歸る勿れ」と。

然るも猶暴意を主張し、事情可ならざるあらば積年の報恩此時に在り、決死の外亦た道なきにあ

らすや。我亦た君公に稟して、必らず爲所あらん。と義斐感激了諾す。相與に訣盃を爲し、大坂に歸る時徳川慶喜（公爵）自ら旅舎に臨まる。正外詳に應接の旨を演べ、草稿の儘其筆記を致す。翌日慶喜同伴登城將軍の面前に於て、應接の状況を具申す。了りて慶喜京に上る。尋で應接の件を議するに當り、議偶々公武の事件に涉りて紛然たり。正外曰く「外交の難件は其元下關償金に起因す。朝議前には毛利討伐の命あり、今中途にして和議を主とす。顧ふに是れ諸藩の論者、公卿の間に周旋し、朝議爲めに動く所ならんや、是れ朝議を疑ひ、政府亦輕ぜらる故なしとせず。各國公使等京に迫りて、其約を結ばんとす。之を止むるの言なし」と。

又曰く「今日の事朝議の儘に遵從せば國家禍害を招く可く、之を遵守せざれば、違勅の名を負はん。寧ろ京に行き、闕下に伏し、死を以て内外の形勢を切論し、數百年の國恩に報するに若かず。我と意を同ふする者は、俱に行くべし」と。列坐之に同す。遂に慶喜、松平容保（故從三位）の下坂を促がし、事情を説き、二十六日を期し、一同上京に決す。正外尙義斐の談判結果を疑懼す。輒ち兵庫に行く途上西の宮に遇ふ。

義斐曰く「應接當初至難なりしも、終に十日の延期を得たり。幸に貴意を安んぜよ」と。時に日已に暮る。相俱に同所に一泊す。翌日大坂に復命す。二十六日、開港勅許奏請の件を審議す。京地の風評を聞くに、幕吏竊かに外國公使と結托し、之を兵庫に誘致し、開港の勅許を強請せしめて、

其素志を成さんとす。

開港論者の策亦た陋劣ならずやと。暗に正外等を指すもの、如く、朝廷亦此説を信するもの有るに似たり。正外之を聞き意平ならず、開口一番説いて曰く「從來開港を主張するもの故あり、攘夷の策を執り幸に一旦戦勝も、環海の皇國四圍防備無く、豈能く永久に安固を保つを得んや。其防備に要する軍艦、銃砲の如き、皆彼に資らざるべからず。開港通商の止むべからざる以て觀るべし。亦た戦不幸にして敗れんか、割土償金加ふるに彼等の強請に遇ひ、開港すると我自ら進んで開港するとは其榮辱果して孰れぞや。然かるも朝幕相與に心力を一にし、早く國是を一定せざれば、開國攘夷何も列國に對峙するを得んや。」

是れ我等が報國の赤心を抽んで日夜諸君と相共に戮力する所以なり。抑も外人の開港を迫る、我に萬損ありて一益なし。復た何を忍んで彼を誘致し汚辱を他日に貽すの愚を學ぶの違あらん。想ふに、近日の途説の如きは、小人外情を知らざる公卿に説き、公武を離隔するの黜計に非ざる無きを得んや」と。説訖りて辭色共に厲し、一坐爲めに動く。此日議論百出、徹宵決せず、既にして決死の奏請到底採納を得ざるべし。之を撤回すべしとの議に決す。

是に於て彼勢一變し、將軍辭職の議起る。列坐愕然、議論復た湧く。將軍斷乎動かす。列坐に諭し徳川慶勝（贈從一位）に托し辭表を上らしめ、海路江戸に還らん。卿等宜く此地に止まり、慶喜

の指揮を承け、國家の爲めに忠節を盡し、敢て或は替はる所あるべからず。と相俱に歎歎して之に従ふ。此日慶喜大坂に來り、登城直に幕議を問ふ。正外事に託して實を告げず。慶喜快々上京す。十明朝日慶勝將軍の辭表を携へ、上京之を上る。同日叡慮の趣在せらるゝを以て、正外の官位を止め、國に就き謹慎せしめ、尋で老中を免す。四日大坂を發す、時に密に藩臣海上久輔を召び、告げて曰く「天保山に趨き將軍上船の期を俟ち、無異發船を認めば急に歸報せよ」と。直に發程伊賀越を経て江戸に歸り、十一月藩地に着き謹慎す。

別に將軍家は向山榮五郎に命じて、辭職の疏を草せしむ。其の文に曰く。

臣家茂幼弱不才の身を以、是迄叨に征夷の大任を蒙り、乍不及日夜勉勵罷在候處、内外多事の時に膺り、上

宸襟奉安下萬民を鎮むる不能、加之國を富し兵を強して

皇威を海外に輝し候力無之、竟に職掌を汚し可申と痛心の餘り、胸痛強鬱閉いたし罷在候。然る

處臣家茂家族の内にて慶喜儀年來 闕下に罷在、事務にも通達仕大任に堪可申と奉存候に付、臣

家茂退隱慶喜に相續爲仕政務讓り候間、臣家茂の時の如く諸事

御委任被成下候様、偏に奉希候。尤當今時務の儀に付而は以別紙 奏問仕候。右慶喜へ 御沙汰

御座候様奉願置候。

別紙

臣家茂謹而宇内の形勢を熟考仕候處、近來追々變遷いたし、和親を結び有無を通じ、富強を計り候風習に推移候は、是天地自然の氣數、不得止の勢に可有之奉存候。就ては

皇國に限り一向御外交不被爲在候ては卑怯退縮の姿に相成 御國體 御國威共却て相立申間敷、既先年於下田、亞墨利加使節と和親條約取替相成候も、右等斟酌の上遂 奏問 御許容相成候に就ては、其以來追々鎖國の舊格を變し、富強の基漸々相開候處、其後外交拒絶の儀被仰出候に付、可成丈

聖諭遵奉仕度志願に御座候へ共、無謀の掃蕩は致間敷旨尙被仰出候趣も有之候間、何れに富強の策相立候上ならでは、膺懲の典も難被行、就ては彼の所長を採り、貿易の利を以て多く船砲を設備致し、以夷制夷の術を講候事、當今第一の急務と奉存候。是迄種々苦心罷在候折柄、防長の事件相起り、終に大坂城迄出張仕候處、不料夷船兵庫港に渡來條約の廉々改めて 勅許有之候様申立、若臣家茂に於て取計兼候得ば、彼 闕下に罷出、直に可申上旨申張り種々論談を盡し、應接仕候へ共、何分承諾不仕去迎無謀の干戈を動し候ては、必勝の利無覺東假令一時は勝算有之候共四方環海の御國柄東西南北且暮攻掠を請候。

戰爭無已時は 皇國生民の糜爛此時より相始可申、不仁不慈此上有之間敷誠以歎敷儀、臣一家の

存亡は姑く差置 寶祚の御安危にも關係仕實以不容易儀にて 陛下萬民を覆育被遊候御仁徳にも相戻り可申哉 臣家茂に於ても職掌相立不申候間右等の處篤と 思食被爲分乍恐衆口に 御動搖無之斷然と 御卓識を被爲立何卒改て條約に付去處存實至當の談判仕候儀、判然と 勅許被成下候様仕度、左候得ば如何様とも盡力仕、外は外夷制馭の實備を立、内は防長追討の功を遂上 宸襟を奉安、下萬民か安堵せしめ、臣家茂祖先の志に可報志願に御座候。

皇國如何様英武の 御國柄に御座候共、萬一内亂外寇一時に差湊ひ、西洋萬國を敵に引請候ては、終には 聖體の御安危にも拘り、萬民塗炭の苦に陥り候は必然の儀と誠以痛哭慨歎の極、假にも治國安民の任を荷ひ候職務に於て、如何様御沙汰候とも施行仕候儀、何分にも難忍奉存候。依て申上候通り、速に 勅許の御沙汰被成下候は、百萬 寶祚の無窮、萬民の大幸無此上、千々萬萬奉懇願候。寔に不堪悲歎號泣の至奉存候。尤外夷 闕下へ罷出候様相成候ては、深奉恐入候儀に付、精々盡力談判を遂來七日まで、兵庫港に爲差控候間、可成丈早々御沙汰被成下候様仕度此段奉 奏問候。

將軍家自ら此の稿を認め、名を署して玄同侯に之を齎らし、京都に詣り二條關白に捧げしめ、後直ちに左の旨を紀伊侯等へ通達せしむ。

方今内外御事多之折柄、不奉 宸襟御次第柄も是あり 御職掌に於て御痛心之餘、御胸痛御鬱閉

被爲在候。就ては一橋中納言殿永々京師に被在の事務にも被相通候儀に付、中納言殿へ御相續御政務御譲り被遊度旨 御所へ御歎置被爲在候。此段内意申上候様との御沙汰に候事

尋で來る三日、六ツ半時供揃東下の旨を達するや、扈從の臣僚錯愕色を失ひ、相顧みて辭なし。紀伊侯は切に東下を諫止されしも、將軍家は容れられず。然らば扈從して東下せんと請はれしも亦許されず、却て坂城守衛を命ぜらる。侯は豫て將軍辭職せらるれば、身も亦退隱せんと決心せられしことなれば、固く辭されけれども、將軍には斷乎として動かれざるを以て、已むことを得ず其の命を承けられしとぞ。

又、玄同侯は朔日上書を齎らし、大坂より上京せんとて其の翌二日伏見に着されしに、橋、會、桑の三侯は京都より來り迎へらる。此の日橋侯は參内して、諸藩士を會し開港事件を討議せしむる可否を答申すべき筈なりしが、玄同侯の上京を聞き、急に左の書を呈して答申の猶豫を乞ひ、直ちに伏見に到りしなり。

諸藩被爲召候儀に付、可否の御答今日中參内の上言上可仕筈に御座候處、昨日徳川玄同上京、坂地の模様承度肥後守越中守一同伏見迄罷越、玄同へ對話旁前條申合未だ行届兼候に付、今日の御答何卒御猶豫被成下度、尤唯今より兩人一同論定可仕奉存候。依て今日參内御斷申上候。

十月二日